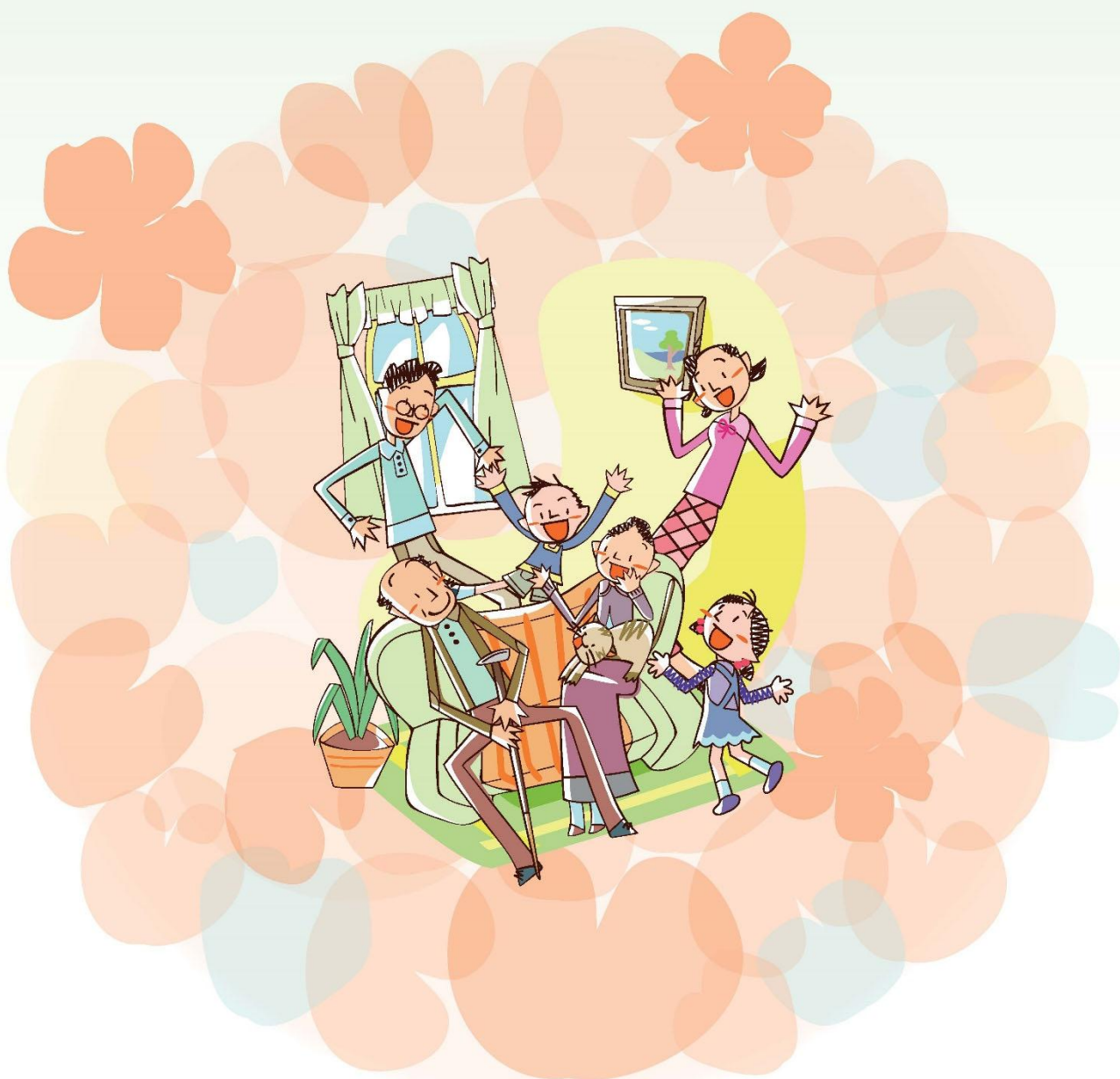


姫路市

地域福祉計画

私たち一人ひとりが互いに支え合い、
住み慣れた地域で健やかな暮らしができる
福祉のまちづくりを目指して



令和3年（2021年）3月
姫路市

はじめに

地域福祉を取り巻く課題は、少子高齢化や世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化等により地域社会が変容する中、複雑化・複合化しています。こうした状況を踏まえ、わが国では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら生きていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

本市では、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として、平成 17 年(2005 年)に「姫路市地域福祉計画」を策定いたしました。その後、平成 22 年(2010 年)3 月の中間見直しを経て、平成 27 年(2015 年)3 月に 6 年間の計画として新たに策定し、地域福祉の充実に取り組んでまいりました。

このたび、平成 27 年に策定した同計画の「地域福祉の推進を支えるさまざまな担い手の連携・統合を図る」という視点を引き継ぐとともに、「地域福祉を支える環境づくり」「支え合いを支援する仕組みづくり」「健やかな暮らしを支えるまちづくり」の三つの基本方針を定めた新たな「姫路市地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現を目指すこととしております。

今後も、地域福祉活動を担う市民の皆さまや関係団体の皆さまと手を携え、「私たち一人ひとりが互いに支え合い、住み慣れた地域で健やかな暮らしができる福祉のまちづくり」の実現を目指し、私がメインテーマに掲げる「命」を大切にする市政、「一生」に寄り添う市政、「暮らし」を豊かにする市政の推進に向けて、計画に掲げる施策の推進に全力で取り組んでまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定に当たり終始熱心にご議論いただきました計画策定会議委員の皆さま、実態意向調査やパブリック・コメント手続を通して貴重なご意見やご提案を寄せていただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 3 年(2021 年) 3 月

姫路市長

清元秀泰

目次

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の策定	7

第2章 姫路市の現状

1 統計データからみえる現状	8
----------------------	---

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	23
2 基本方針	24
3 施策展開の考え方	25
4 施策体系	26

第4章 施策の展開

1 地域福祉を支える環境づくり	28
2 支え合いを支援する仕組みづくり	36
3 健やかな暮らしを支えるまちづくり	46

第5章 計画の推進体制

1 計画の進行管理	53
-----------------	----

参考資料

1 計画策定の歩み	54
2 姫路市地域福祉計画策定会議	55
3 姫路市地域福祉実態意向調査（抜粋）	57
4 相談先一覧	96
5 用語解説	99



計画の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 地域福祉を取り巻く環境の変化

現在、少子高齢化、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により地域社会が変容する中、地域では、ひきこもり等、既存の制度に明確に位置づけられていませんが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間」にある課題や、介護と育児を同時に行わなければならない状態（いわゆる「ダブルケア*」）、高齢の親とその親に依存している中高年の子どもが抱える経済的困窮や社会的孤立といった諸問題（いわゆる「8050 問題*」）等の複雑化・複合化した課題が生じてきています。

これまで、高齢者、障害のある人、子ども等の対象者ごとの制度を中心に公的な支援が行われてきましたが、複雑化・複合化した課題を解決するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と社会がつながり支え合う取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

(2) 国・兵庫県の動向

国では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

その一環として、令和2年（2020年）6月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布により、「社会福祉法」が改正されました。

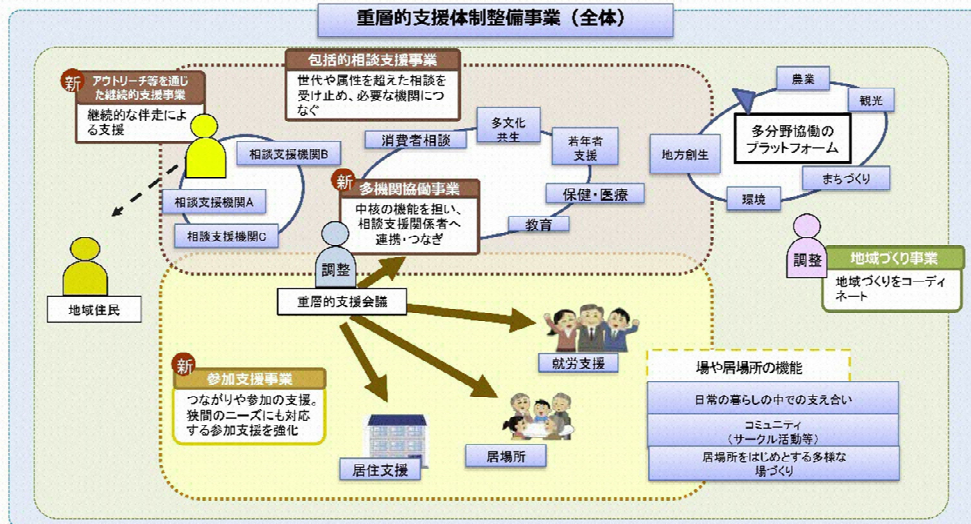
改正社会福祉法では、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の整備が推進されています。

また、兵庫県では、平成30年度（2018年度）末に「第3期 兵庫県地域福祉支

援計画」の計画期間が満了し、地域社会の現状（社会的孤立・社会的排除の深刻化、住民が抱える課題の複合化等）や地域福祉政策の動向（「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」の制定、社会福祉法の改正等）等を踏まえた見直しを行い、平成31年（2019年）に「第4期 兵庫県地域福祉支援計画*」を策定し、深刻化する生活・福祉課題への対応を図るなど、地域福祉の推進に取り組んでいます。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



資料：厚生労働省

(3) 姫路市の動向

姫路市では、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として、平成17年(2005年)に「姫路市地域福祉計画」を策定しました。平成27年(2015年)には「2025年問題*」を見据えて中期的な方向性を持った計画とするため、また、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画*、姫路市障害者福祉計画及び姫路市障害福祉計画、姫路市子ども・子育て支援事業計画*等との一体性を持たせるため、6年間の「姫路市地域福祉計画」を策定し、「地域に暮らす私たち一人ひとりが関わり合い、安心して生き生きと暮らすことのできる福祉社会づくり」を目指し、「地域福祉の担い手づくり」、「地域福祉の仕組みづくり」、「地域福祉のまちづくり」に取り組んできました。

(主な取組実績)

平成27年度 姫路市在宅医療・介護連携支援センター*運営開始

平成29年度 子育て世代包括支援センター*設置

平成30年度 基幹型地域包括支援センター*設置

令和元年度 総合福祉会館*供用開始

令和2年度 基幹相談支援センター*設置

(4) 新たな計画の策定に当たって

平成27年に策定した「姫路市地域福祉計画」が令和2年度(2020年度)に終了することから、社会経済情勢や、本市における地域福祉を取り巻く現状、団塊の世代*が75歳以上になる「2025年問題*」、さらに団塊ジュニア世代*が高齢者になる「2040年問題*」への対応等を踏まえ、「自助」、「共助」、「公助」の適切な役割分担の下、市民が住み慣れた地域で健やかな暮らしができるよう、地域に根ざしたきめ細かな福祉の充実を目指して、新たな「姫路市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、成年後見制度*の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に基づく成年後見制度*の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と一体的に策定するものです。

社会福祉法では、次の項目を一体的に地域福祉計画に定めることが求められています。

- ア 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- イ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ウ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- エ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- オ 包括的な支援体制の整備に関する事項（第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項）

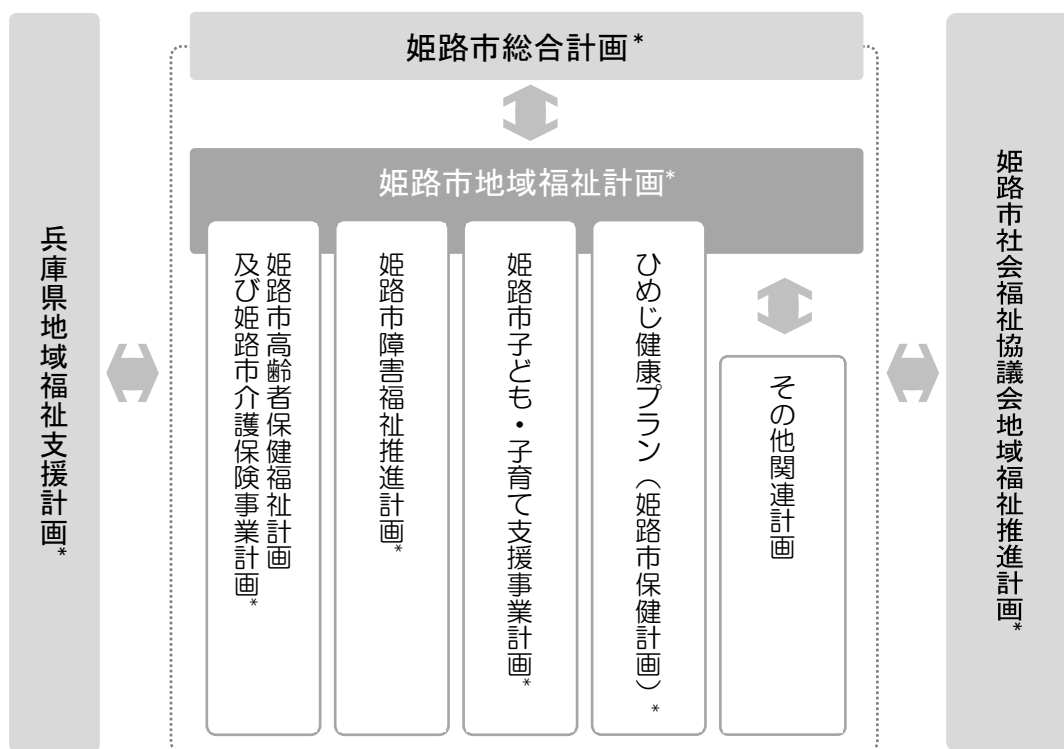
また、地域共生社会の実現を図るため、令和 2 年（2020 年）6 月に社会福祉法が改正され、地域生活課題*の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めることとされました。

(2) 他計画との関係

本計画は、姫路市総合計画*を上位計画とし、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画*、姫路市障害福祉推進計画*、姫路市子ども・子育て支援事業計画*、ひめじ健康プラン（姫路市保健計画）*等の分野別計画を横断して、本市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

また、兵庫県の兵庫県地域福祉支援計画*や姫路市社会福祉協議会*が地域福祉推進の具体的な取り組みをとりまとめている姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画*と連携しながら計画を推進していきます。

[位置づけ図]



3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

【各計画の計画期間】

	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
姫路市地域福祉計画*	平成 27～令和 2年度			令和 3～令和 8年度					
姫路市高齢者保健福祉計画 及び姫路市介護保険事業計画*	平成 30～令和 2年度			令和 3～令和 5年度			令和 6～令和 8年度		
姫路市障害福祉推進計画*	平成 30～令和 2年度			令和 3～令和 5年度			令和 6～令和 8年度		
姫路市子ども・子育て支援 事業計画*	平成 27～ 令和元年度		令和 2～令和 6年度					令和 7年度～	
ひめじ健康プラン (姫路市保健計画)*	平成 25～令和 4年度					令和 5年度～			
姫路市総合計画*	平成 21～令和 2年度			令和 3～令和 12年度					

4 計画の策定

(1) 地域福祉実態意向調査

令和元年度（2019年度）には、地域福祉に関する市民の意識を把握するため、18歳以上の市民3,000人を対象に、「令和元年度 姫路市地域福祉実態意向調査」を実施し、その結果を踏まえて地域福祉計画を策定しました。

(2) 地域福祉計画策定会議

令和2年度（2020年度）には、学識経験者、市議会議員、地域団体*の代表者、医療や福祉の関係者、公募市民等で構成する「姫路市地域福祉計画策定会議」で計画内容の検討を行いました。

(3) パブリック・コメント手続*

令和2年（2020年）12月から翌年1月にかけて、計画の中間とりまとめ（案）を公表し、市民意見を聴取するパブリック・コメント手続*を実施し、寄せられた意見を計画に反映しました。



第2章

姫路市の現状

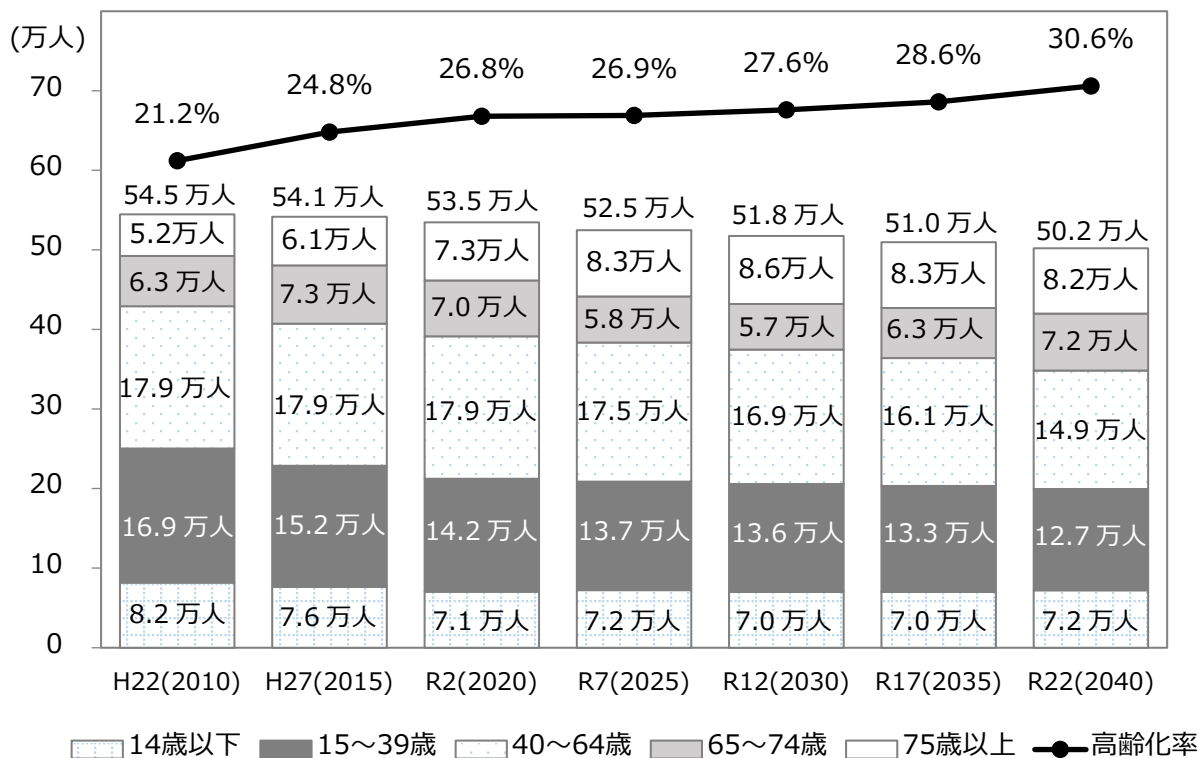
1 統計データからみえる現状

(1) 人口と世帯の状況

① 総人口の推移と推計

本市の総人口は、減少傾向となっており、令和2年9月末現在で534,580人となっています。年齢別でみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少傾向が続き、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となることが予想されます。

総人口の推移と推計



※令和2年度までは各年度9月末時点(市情報政策室「町別人口・年齢別人口」)

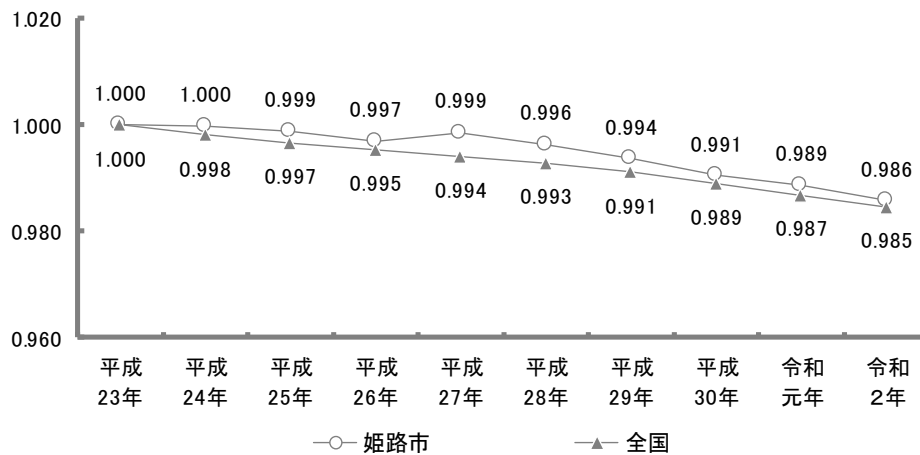
※令和7年度以降の推計にあたり、本計画では、姫路市総合計画(2021年3月策定)で目標として定める人口「目指す2030年の定住人口51.8万人」を基礎とした

※高齢化率は実人数で算出

② 総人口増減率の推移

本市と全国の総人口の増減率の推移をみると、本市では、全国に比べ減少率は緩やかとなっていますが、減少傾向が続いています。

姫路市と全国の総人口増減率

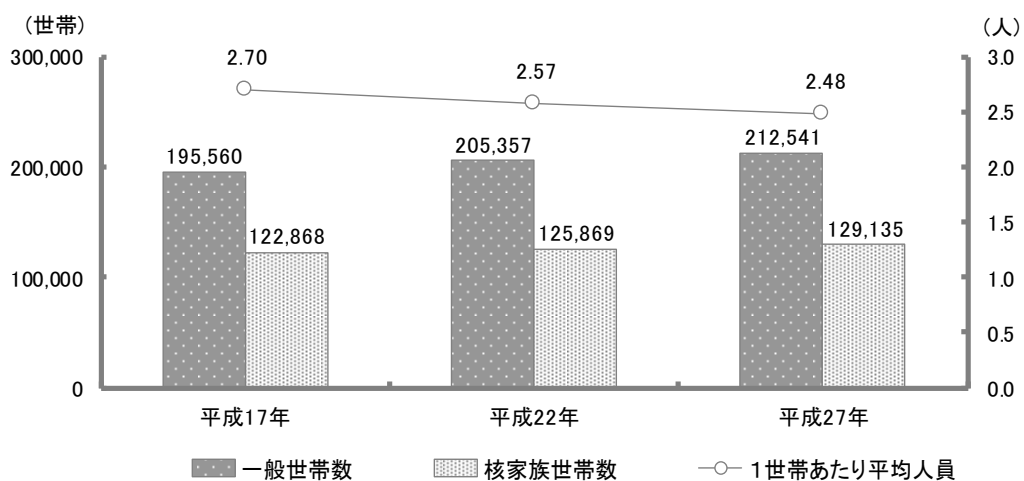


資料：姫路市は姫路市の推計人口（各年10月1日現在）、
 全国は総務省統計局人口推計（各年10月1日現在）
 ※令和2年は概算値。
 ※平成23年の総人口を1.000とする。

③ 世帯の推移

世帯の推移をみると、平成27年の一般世帯数は212,541世帯、核家族世帯数は129,135世帯と一般世帯数、核家族世帯数ともに増加傾向となっています。一方で、1世帯あたりの平均人員は、2.48人と減少傾向となっています。

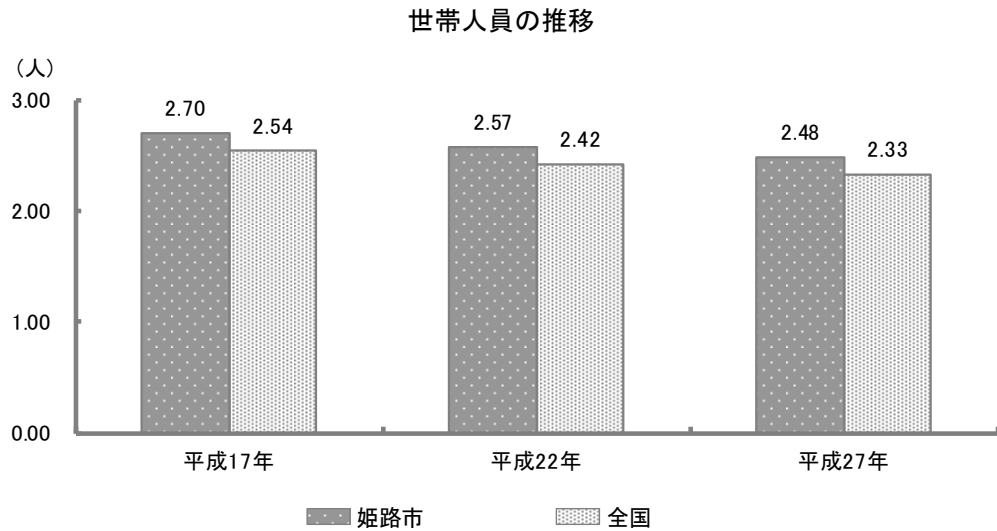
世帯の推移



資料：国勢調査

④ 世帯人員の推移

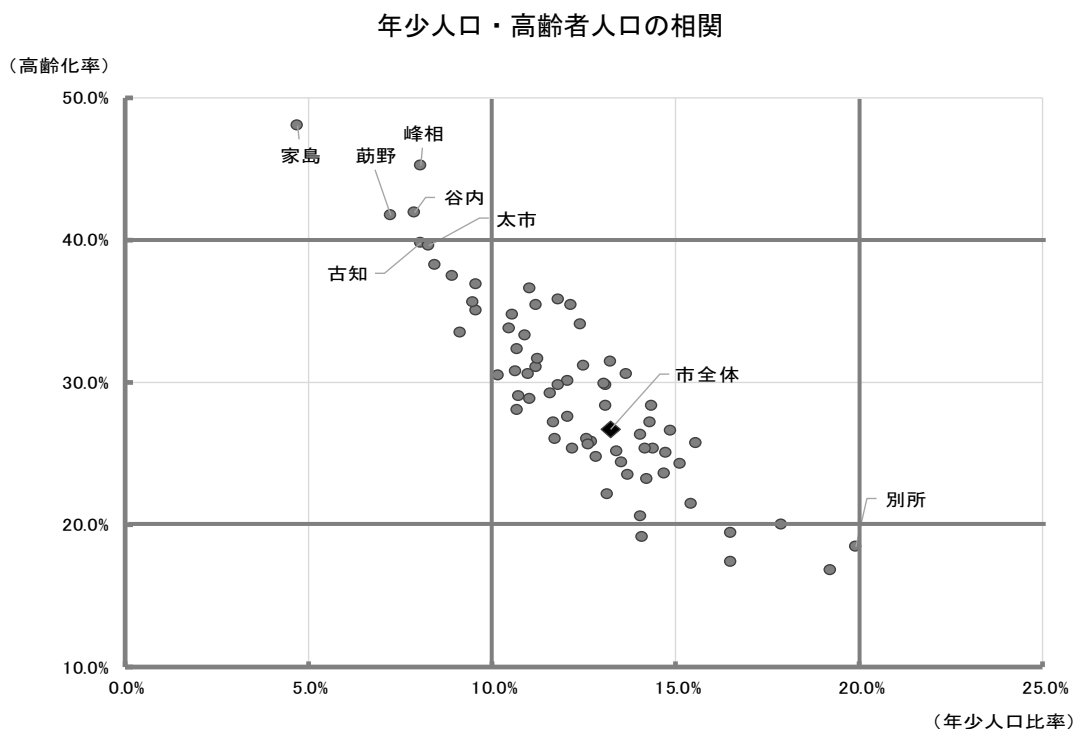
世帯人員の推移をみると、本市では平成 27 年に 2.48 人となっており、全国をやや上回っているものの、年々減少しています。



資料：国勢調査

⑤ 年少人口・高齢者人口の相関

小学校区別に、年少人口（14 歳以下）と高齢者人口（65 歳以上）の比をみると、少子化が進んでいる地域ほど高齢化率も高くなっており、強い相関があることが分かります。

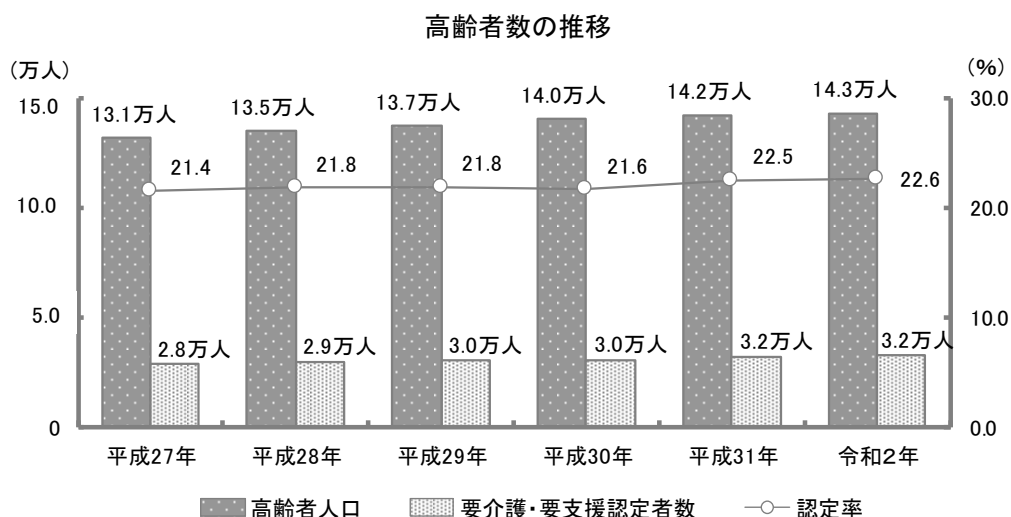


資料：姫路市人口統計（令和 2 年 3 月末現在）

(2) 高齢者の状況

① 高齢者数の推移

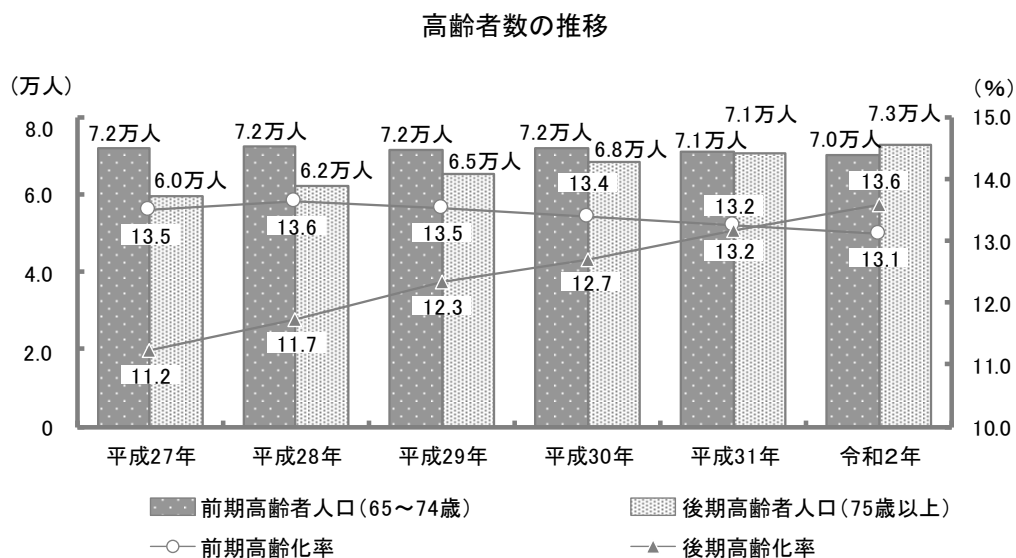
高齢者人口、要介護・要支援認定者数ともに年々増加しており、令和2年では高齢者人口が14.3万人、要介護・要支援認定者数が3.2万人となっています。



資料：高齢者人口は姫路市人口統計（各年3月末現在）
要介護・要支援認定者数は「姫路市の介護」（各年3月末現在）

② 前期高齢者、後期高齢者の推移

本市の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は減少傾向となっている一方で後期高齢者（75歳以上）は年々増加しており、令和2年では後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65～74歳）をやや上回っています。

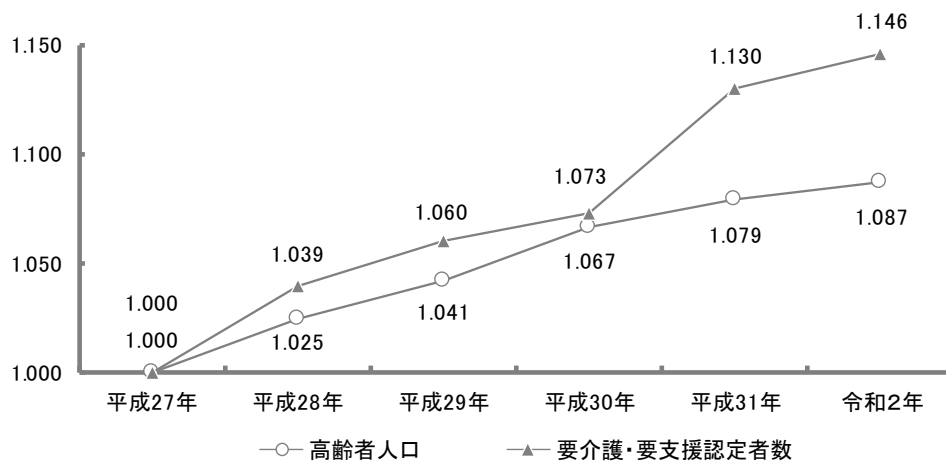


資料：姫路市人口統計（各年3月末現在）

③ 高齢者人口と要介護・要支援認定者数の推移（増加率）

高齢者人口と要介護・要支援認定者数の増加率の推移をみると、平成30年以降、高齢者人口の伸びと比べ、要介護・要支援認定者数の伸びが著しくなっています。

高齢者人口と要介護・要支援認定者数の推移（増加率）

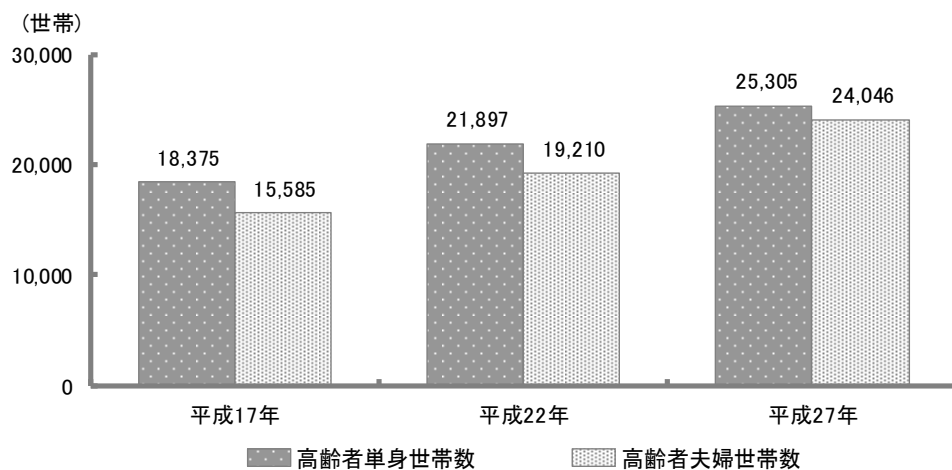


資料：高齢者人口は姫路市人口統計（各年3月末現在）
 要介護・要支援認定者数は「姫路市の介護」（各年3月末現在）
 ※平成27年の高齢者人口、要介護・要支援認定者数を1.000とする。

④ 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

高齢者単身世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は1.4倍の25,305世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は1.5倍の24,046世帯となっています。

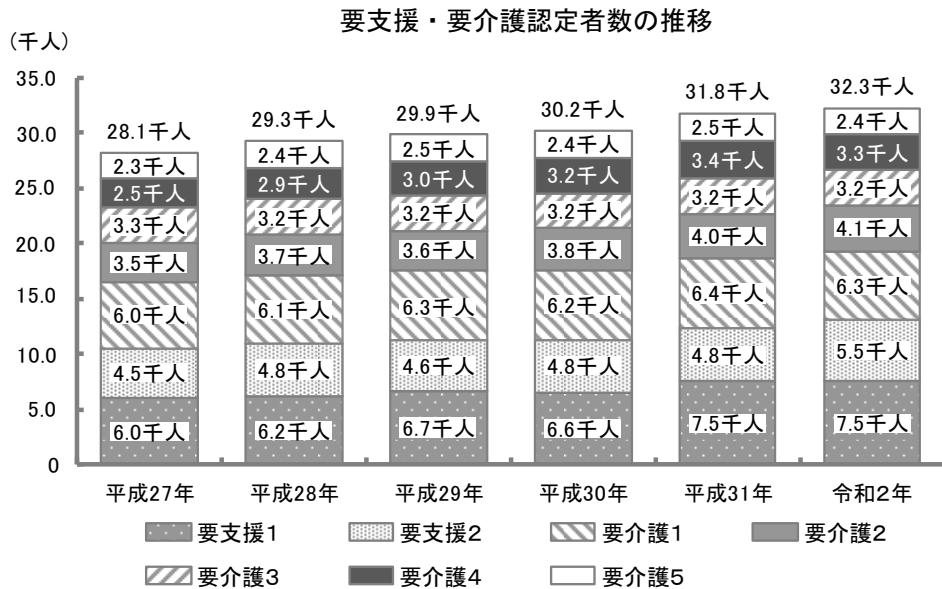
高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移



資料：国勢調査

⑤ 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、令和2年は32,272人となっています。

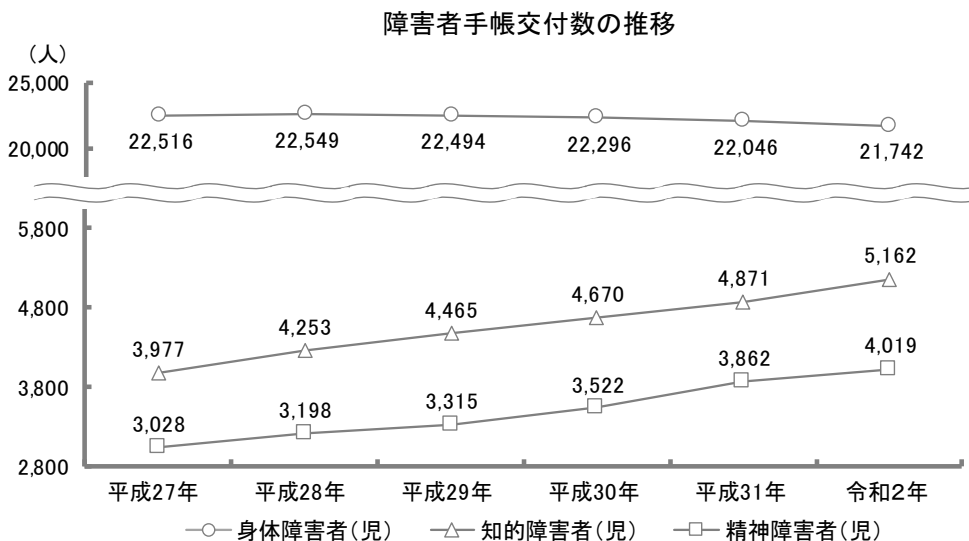


資料：「姫路市の介護」（各年3月末現在）

（3）障害のある人の状況

① 障害者手帳交付数の推移

障害者手帳交付数を手帳別で見ると、身体障害者（児）は減少傾向となっており、令和2年では21,742人となっています。また、知的障害者（児）、精神障害者（児）は増加傾向となっており、令和2年では知的障害者（児）が5,162人、精神障害者（児）が4,019人となっています。

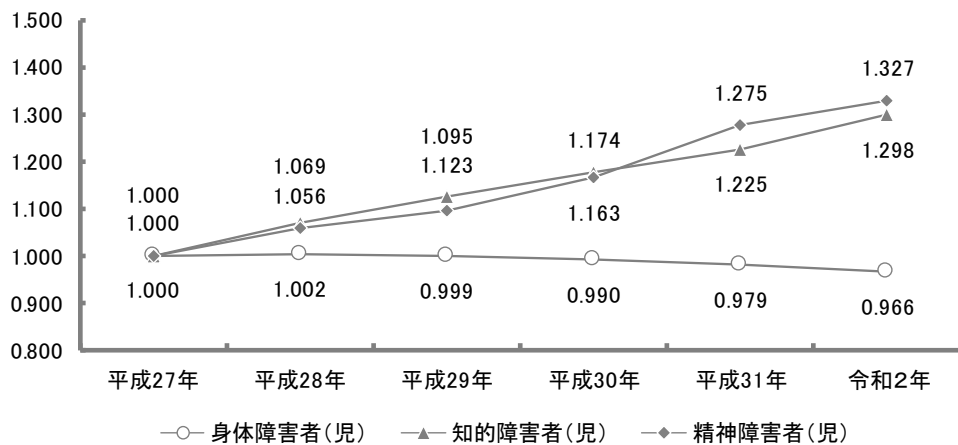


資料：「姫路市の健康福祉」（各年4月1日現在）

② 障害者手帳所持者数の推移（増加率）

障害者手帳所持者数の増加率の推移をみると、平成27年以降、身体障害者（児）の伸びと比べ、知的障害者（児）、精神障害者（児）の伸びが著しくなっています。

障害者手帳所持者数の推移（増加率）



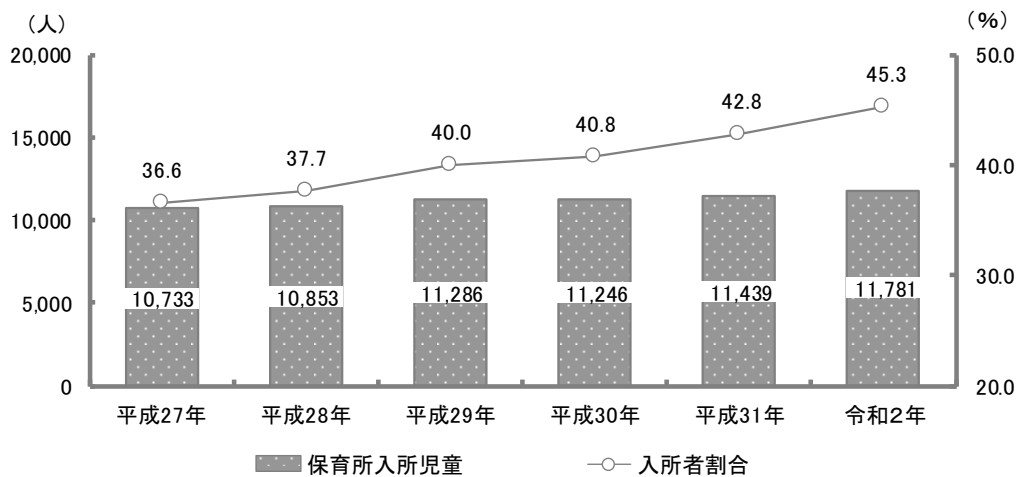
資料：「姫路市の健康福祉」（各年4月1日現在）
※平成27年の手帳所持者数を1.000とする。

（4）子どもの状況

① 保育所入所児童数の推移

保育所入所児童数、入所者割合は、増加傾向となっており、令和2年では保育所入所児童が11,781人、入所者割合が45.3%となっています。

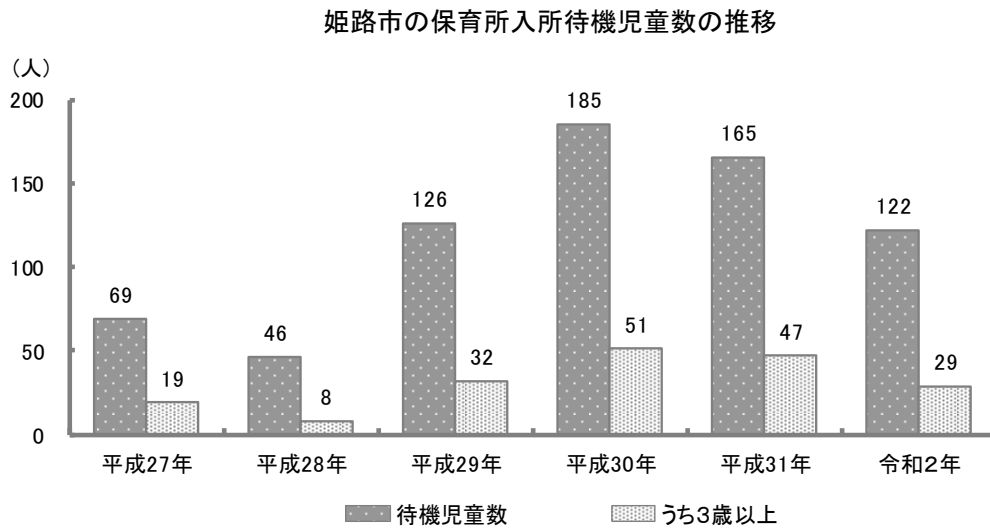
姫路市の保育所入所児童数の推移



資料：幼保連携政策課調べ（各年4月1日現在）

② 保育所入所待機児童数の推移

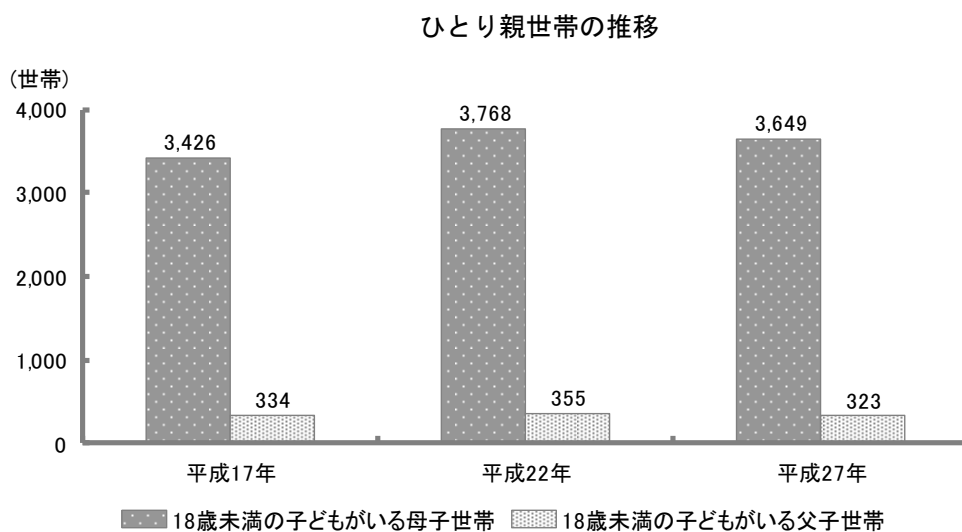
保育所入所待機児童数は、平成30年にかけて増加傾向となっていました。平成31年以降減少しており、令和2年では122人となっています。



資料：幼保連携政策課調べ（各年4月1日現在）

③ ひとり親世帯の推移

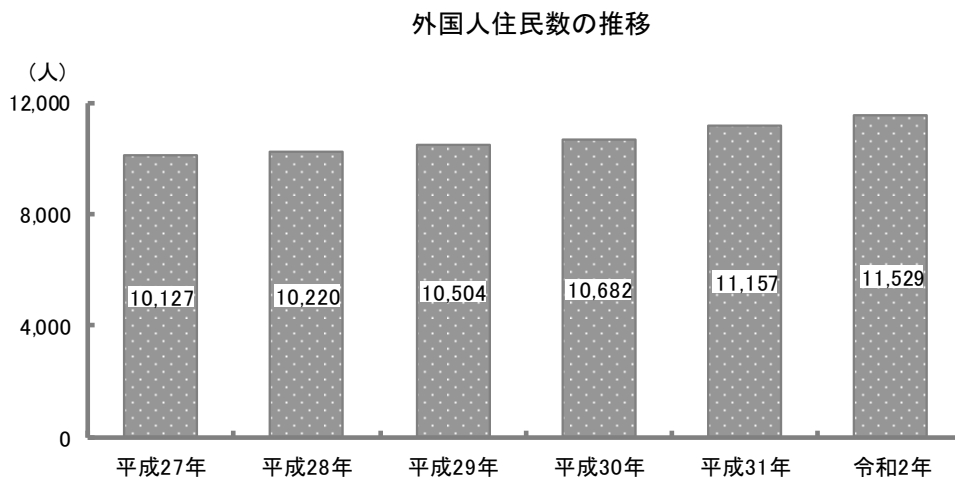
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増加傾向となっており、平成27年で3,649世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少傾向となっており、平成27年で323世帯となっています。



資料：国勢調査

(5) 外国人住民数の推移

外国人住民数は増加傾向となっており、令和2年で11,529人となっています。

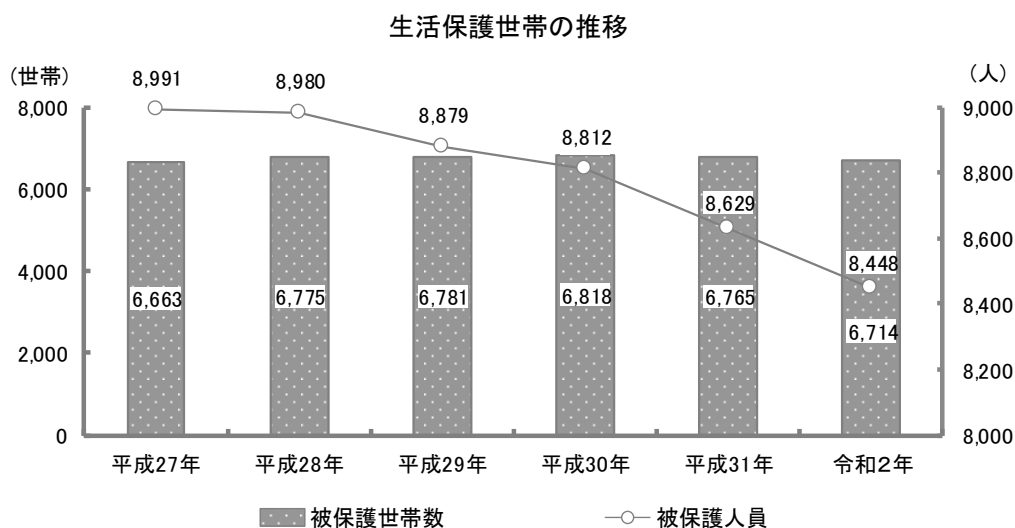


資料：姫路市人口統計（各年3月末現在）

(6) 生活保護の状況

① 生活保護世帯の推移

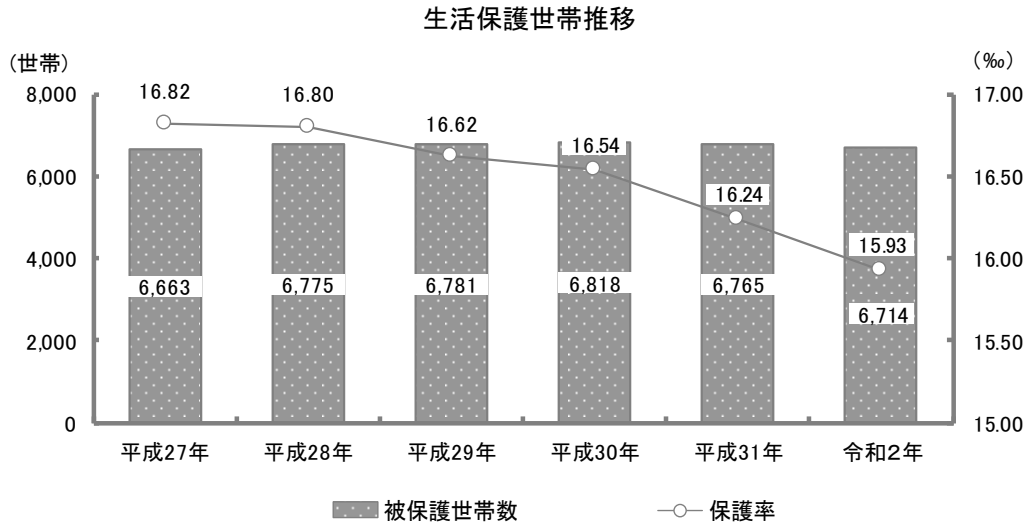
被保護世帯数、被保護人員は減少傾向となっており、令和2年では被保護世帯数が6,714世帯、被保護人員が8,448人となっています。



資料：「姫路市の健康福祉」（各年3月末現在）

② 被保護世帯数・保護率の推移

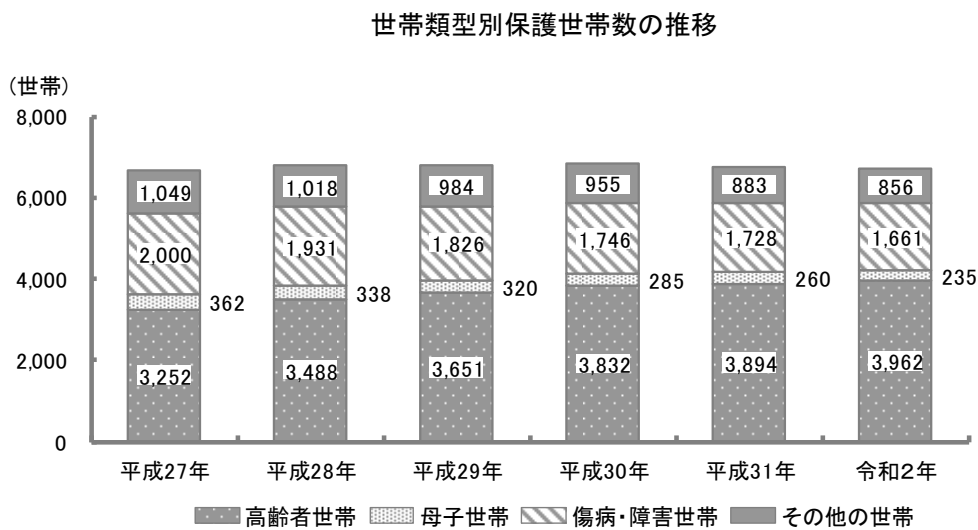
生活保護の被保護世帯数、保護率は減少傾向となっており、令和2年では被保護世帯数が6,714世帯、保護率が15.93%となっています。



資料：「姫路市の健康福祉」（各年3月末現在）

③ 世帯類型別保護世帯数の推移

保護世帯数の推移を世帯類型別にみると、高齢者世帯が半数以上を占めており、年々増加しています。

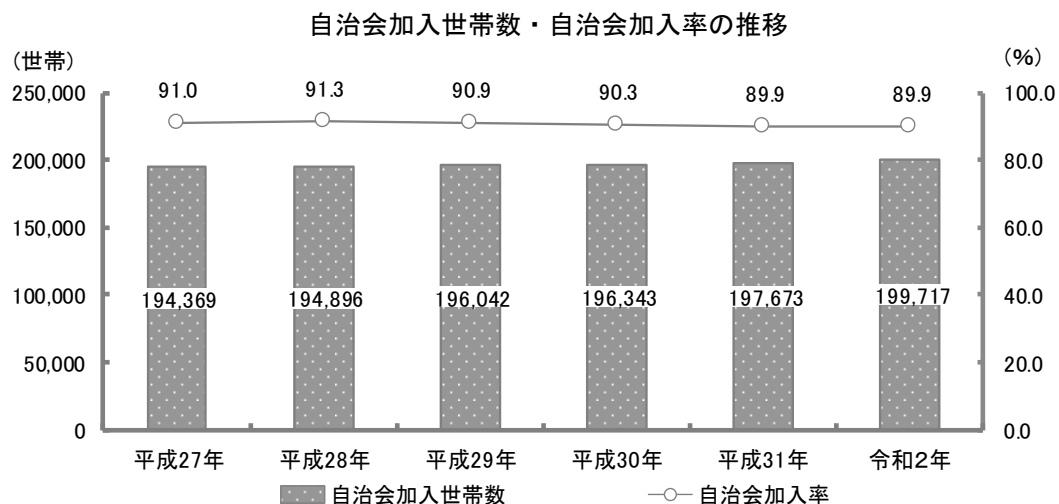


資料：「姫路市の健康福祉」（各年3月末現在）

(7) 地域団体*・NPO*法人の状況

① 自治会加入世帯数・自治会加入率の推移

自治会は、その地域に住んでいる住民が組織したコミュニティ*団体で、地域におけるさまざまな地域福祉活動を行っています。自治会加入世帯数は増加していますが、自治会加入率は減少傾向にあり、令和2年では自治会加入率が89.9%となっています。

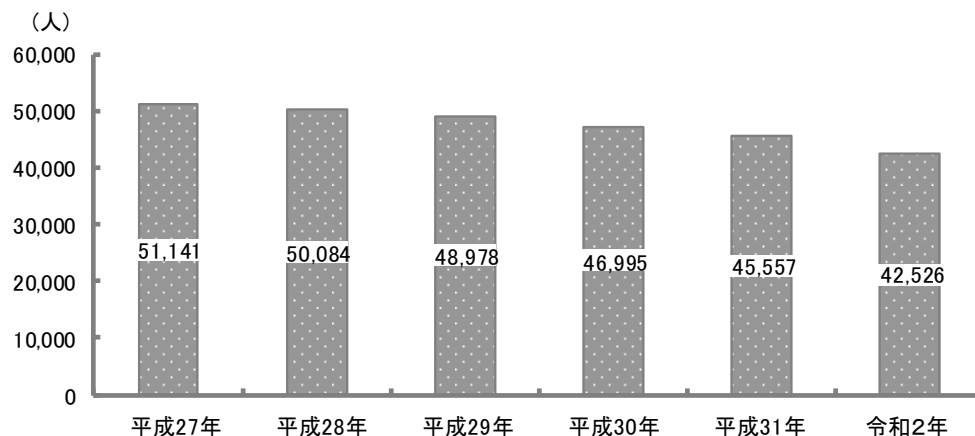


資料：市民活動推進課調べ（各年4月1日現在）

② 老人クラブ会員数の推移

老人クラブは、高齢者の生きがいと健康づくりを目的として、さまざまな地域福祉活動を行っています。会員数は減少傾向となっています。

老人クラブ会員数の推移

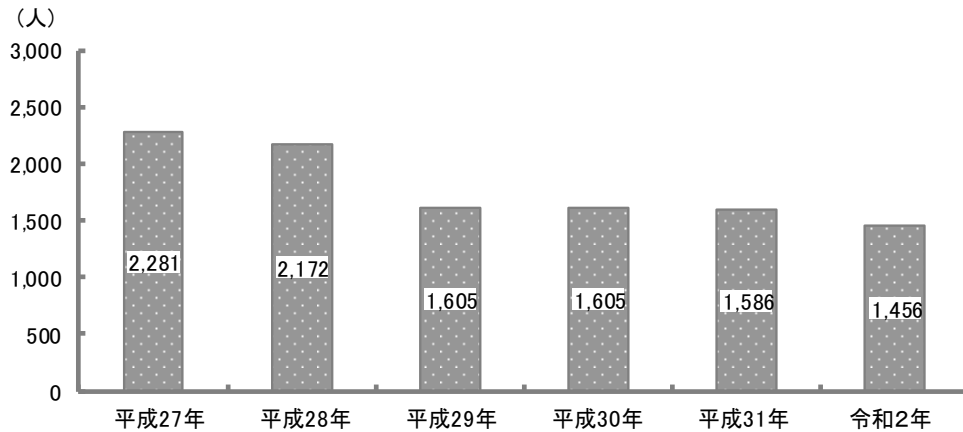


資料：生涯現役推進室調べ（各年4月1日現在）

③ 連合婦人会会員数の推移

連合婦人会は、女性相互の教養と地位向上に努め、住みよい地域づくりに寄与してきましたが、近年はさまざまな地域福祉活動など幅広い活動を行っています。会員数は、減少傾向となっています。

連合婦人会会員数の推移

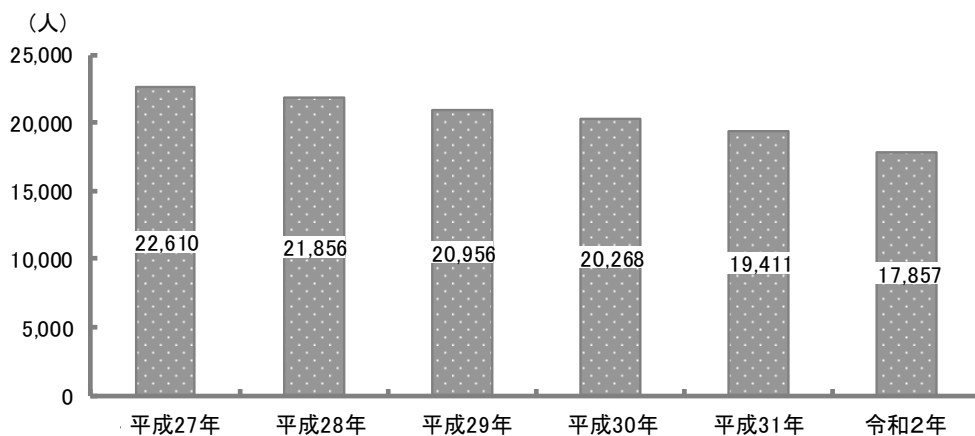


資料：男女共同参画推進課調べ（各年4月1日現在）

④ 子ども会（小学生）の会員数の推移

子ども会は、町内や近所を中心とした異年齢の集団で、遊びを通じて社会の一員として必要な知識、役割、態度を学んでいます。会員数（小学生）は減少傾向となっています。

子ども会（小学生）会員数の推移



資料：生涯学習課調べ（各年4月1日現在）

⑤ 特定非営利活動法人（NPO*法人）数の推移

特定非営利活動法人（NPO*法人）数は、保健・医療・福祉関係の活動を行う団体を中心に、年々その数が増加しており、令和2年で180法人となっています。

特定非営利活動法人（NPO*法人）数の推移

単位：法人

項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
保健・医療・福祉関係	89	96	103	105	107	111
その他	52	59	65	68	69	69
合計	141	155	168	173	176	180

資料：ひょうごNPO法人情報公開サイト（各年4月1日現在）

（8）姫路市社会福祉協議会*及び社協支部*の活動状況

姫路市社会福祉協議会*では、おおむね小学校区ごとに、自治会、婦人会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会等の各種団体からなる社協支部*が組織されており、地域の特性を生かしながら、地域内の福祉課題、ニーズに対して、主体的・自発的な取り組みが行われています。

社協支部*では、基本事業と地域の実情に合わせて取り組む支部選択事業を実施し、対象者の孤独感を解消するとともに福祉課題の早期発見に努め、地域とのふれあいやつながりを深めて、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるまちづくりを目指しています。

① 基本事業

ア ふれあい食事サービス事業

高齢者と地域のボランティアが公民館や市民センターなどを利用して一緒に会食、またはボランティアが自宅に配食して孤独感を取り除き、生きがいの高揚を図る。

イ ふれあいネットワーク事業

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者などで、地域で見守りが必要な世帯の見守り・安否確認を行い、孤独感の解消と福祉ニーズの早期発見に努める。

ウ 子育て支援事業

就学前の児童や保護者とボランティアによってレクリエーションや研修会・相

談などをとおして交流の機会をつくり、子育ての悩みを解消したり、育児の孤独化の防止を図る。

エ ふれあいサロン事業

地域で生活している高齢者、障害のある人、子育て中の親子などが気軽に集まり、ふれあいをとおして仲間づくりの輪を広げ、また地域の情報交換の拠点として参加者の不安や悩みの解消を図る。

基本事業（令和元年度実績）

項目	実施支部	実施回数	対象者	ボランティア数
ふれあい食事サービス事業	71 支部	1,094 回	5,020 人 延 56,682 人	4,257 人 延 19,732 人
ふれあいネットワーク事業	71 支部	290,837 回	12,697 人 延 135,619 人	2,757 人 延 23,997 人
子育て支援事業	57 支部	882 回	延 26,108 人	1,281 人 延 8,080 人
ふれあいサロン事業	62 支部	2,209 回	延 79,522 人	1,991 人 延 16,205 人

社協支部*：71 支部

② 支部選択事業

支部の状況に応じて、世代間交流・高齢者の集いなどの福祉活動をメニューから選択し、実施する。

ア 世代間交流事業

高齢者、児童、支部ボランティアによる世代間の交流をとおしてふれあいを高め、生きがいの高揚を図る。

イ 高齢者の集い事業

ひとり暮らしの高齢者や施設入所者等と支部ボランティアとの交流の機会をつくり、孤独感を解消し、生きがいの高揚を図る。

ウ 研修・相談事業

地域住民や支部ボランティアを対象に研修会や相談会を開催し、身近な場所で介護などの福祉について学習や相談ができる場所を提供する。

エ 広報・情報発信事業

地域で社協支部*・社協事業の広報や福祉情報の発信など、支部の目的を達成するための広報・情報発信を行う。

オ 防災支援事業

災害時における家具の転倒を予防するため、支部ボランティアによる器具の取り付け、避難ルートの確認や避難訓練などをおして、地域における防災意識の向上を図る。

カ ご近所ボランティア事業

近隣の住民同士が、軽易な作業など気軽に助け合える組織的な活動を行う。

キ 支部交流事業

他の社協支部*の活動を視察、意見交換、合同開催などの交流を通じて、社協支部*活動に広がりと変化を持たせる活動を行う。

ク その他地域福祉の推進に寄与する事業

その他、支部の目的を達すると認められる事業・活動を実施し、住みよいまちづくりを目的とする活動を行う。

ケ 小地域福祉活動計画策定事業

小地域での住民による福祉のまちづくりを目的とした「小地域福祉活動計画」を策定し、地域の福祉課題の現状把握や具体的な解決方法を考える。

支部選択事業（令和元年度実績）

	実施支部	実施回数	対象者	ボランティア数
世代間交流事業	61 支部	332 回	延 94,765 人	延 11,303 人
高齢者の集い事業	56 支部	1,562 回	延 41,243 人	延 8,030 人
研修・相談事業	38 支部	128 回	延 3,138 人	延 853 人
広報・情報発信事業	30 支部	163 回	延 222,027 人	延 2,113 人
防災支援事業	24 支部	34 回	延 11,516 人	延 764 人
ご近所ボランティア事業	4 支部	105 回	延 6,639 人	延 259 人
支部交流事業	6 支部	16 回	延 678 人	延 128 人
その他地域福祉の推進に寄与する事業	15 支部	53 回	—	—
小地域福祉活動計画策定事業	4 支部	—	—	—

社協支部* : 71 支部



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の市政運営の基本となる姫路市総合計画*においては、健康福祉分野の目標として、命・くらしの支え合いを掲げています。

本計画では、総合計画の目指す姿を踏まえるとともに、平成 26 年度(2014 年度)に策定した「姫路市地域福祉計画」の「地域福祉の推進を支えるさまざまな担い手の連携・統合を図る」という視点を引き継ぎ、基本理念を定めます。

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、基本理念を『私たち一人ひとりが互いに支え合い、住み慣れた地域で健やかな暮らしができる福祉のまちづくり』とし、本市に暮らすすべての人が、「自助」、「共助」、「公助」の適切な役割分担の下、住み慣れた地域で健やかな暮らしができるまちづくりを目指します。

基本理念

**私たち一人ひとりが互いに支え合い、
住み慣れた地域で健やかな暮らしができる
福祉のまちづくり**



2 基本方針

基本理念の実現を目指すため、三つの基本方針を定め、施策を推進します。

(1) 地域福祉を支える環境づくり

市民が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域における多様な地域福祉の担い手の連携を強化し、地域住民による支え合い活動を促進するとともに、地域生活課題*を地域の住民が共に理解し合い、意識の共有を図ることができるよう、地域福祉の意識の醸成を図ります。

(2) 支え合いを支援する仕組みづくり

地域での支え合いを支援するために、地域課題や地域の住民が抱える生活課題について包括的に相談でき、適切な支援を受けられることができるような仕組みづくりを行います。また、成年後見制度*や市民後見制度などの周知・啓発や虐待等についての早期発見・早期通報につなげる取り組みを充実します。

(3) 健やかな暮らしを支えるまちづくり

だれもが、地域で健やかな暮らしが送れるように、さまざまな人に配慮した住みよいまちづくりを進めるとともに、日頃から地域の助けあいの中で防災・減災や防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、安全安心に暮らせる地域を目指します。

また、三つの基本方針に共通する事項として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業について関係者が意見交換を進め、包括的な支援体制の構築を目指します。

3 施策展開の考え方

地域福祉を巡っては、市民、地域団体*、専門職、行政など多様な担い手がさまざまな場面で活動しています。活動に当たっては、それぞれの関係者間で連携が図られていますが、地域福祉のさらなる充実のためには、担い手それぞれがどのように活動するか具体的にイメージ化し、より効果的に連携していくことが求められます。

そのためには、担い手それぞれの役割を明確化し、活動範囲（圏域）を設定し、連携の仕組みを構築することで担い手の連携をスムーズにするとともに、地域における福祉課題やニーズを把握し、きめ細かく対応していく必要があります。

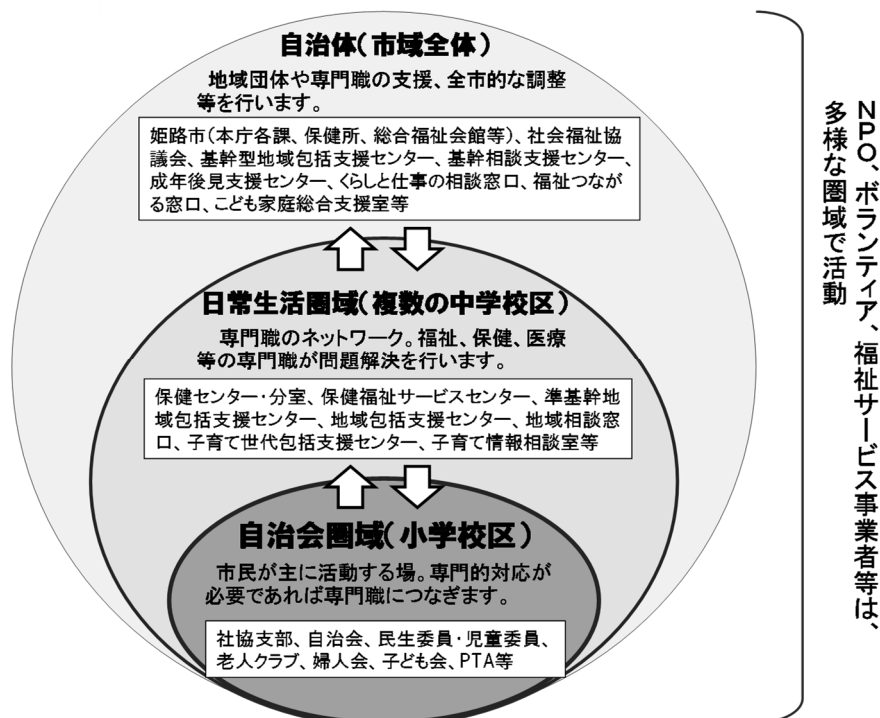
(1) 圏域の設定

担い手の活動範囲である圏域は、市民や地域団体*が主体となる「自治会圏域」、各相談支援機関*等が配置され、福祉等の専門職が活動する「日常生活圏域」、行政活動や市域全体を対象とする「自治体」の三つとします。具体的には、「自治会圏域」は小学校区、「日常生活圏域」は複数の中学校区、「自治体」は市域全体を想定しています。

この圏域設定により、住民に身近な圏域での地域生活課題*の把握や相談支援の実施、重層的な支援体制の構築を目指していきます。

また、これらの地域を基盤とした圏域と並行して、NPO*やボランティア等により、「テーマ別のさまざまな福祉活動」が展開されています。

【圏域の設定の考え方】

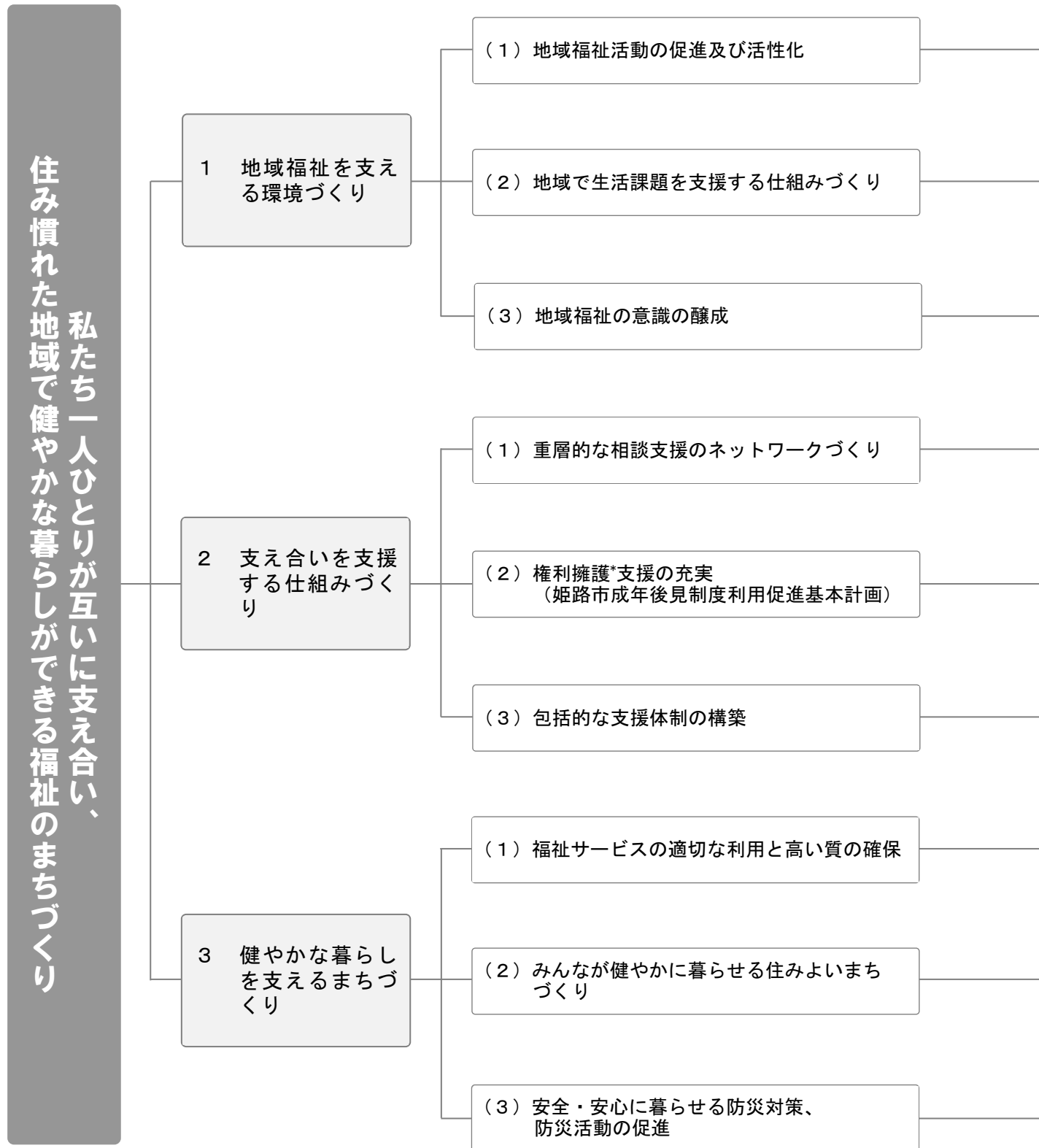


4 施策体系

[基本理念]

[基本方針]

[施策]



【凡例（重点方策の分類）】

- 自治体（市域全体）
- ◎ 日常生活圏域（複数の中学校区）
- 自治会圏域（小学校区）

[重点方策]

- 社会福祉協議会*との連携・協働
- ◎多様な実施主体の参画・育成の促進

- 総合福祉会館*を拠点とした地域福祉活動の展開
- 福祉コミュニティ*の活性化

- 地域福祉の関係者等による会議の開催
- 医療と介護の連携の推進
- ◎地域ケア会議*の充実
- ◎生活支援サービスの充実
- コミュニティソーシャルワーカー*による支援
- 地域に密着した見守りの推進

- 地域自立支援協議会の開催
- 共生型サービス*の周知
- ◎地域子育て支援拠点事業*の充実
- ◎地域包括支援センター*の機能強化
- 民間事業者等による見守り体制づくり

- 啓発活動の充実
- ◎交流活動の促進
- 学習機会の確保

- 総合福祉会館*の充実
- 福祉教育の推進

- 総合的相談支援機能の整備
- 生活に困窮した人への相談支援
- 地域づくりを促進する連携強化

- 相談支援体制の周知
- ◎包括的な相談窓口とアウトリーチ*支援の検討

- 姫路市成年後見支援センター*の活用
- 権利擁護*支援センターの検討
- 判断能力に不安がある人への支援

- 制度の普及啓発
- ◎地域の支援関係機関*での権利擁護*支援

- 生活に困窮した人の自立に向けた支援
- ホームレス自立支援体制の推進
- 再犯防止の推進
- ◎谷間のない包括的な相談支援

- 障害のある人の自立に向けた支援
- 自殺対策の推進
- ひきこもり状態*にある人への支援
- 地域における生活に困窮した人の早期発見

- 情報提供の充実
- ◎●地域に開かれた施設運営の促進

- 福祉サービスの質の確保・向上

- ユニバーサルデザイン*のまちづくり
- 生涯を通じた健康づくり
- 地域福祉活動の場の確保
- 買物支援サービス事業の実施

- 参画と協働の推進
- ◎生活関連施設等のバリアフリー化の推進
- 地域福祉活動拠点の整備

- 福祉避難所*運営体制の充実
- 地域に根ざした要援護者支援と見守りの推進

- ◎地域拠点施設における要援護者支援



施策の展開

1 地域福祉を支える環境づくり

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により地域社会が変容する中で、住民の地域生活課題*は複雑化・複合化しています。このような中、国では、制度や分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

本市では、地域福祉活動の拠点として総合福祉会館*を整備し、福祉関係団体や福祉ボランティアの活動支援を行うほか、地域見守りの体制づくりをすすめ、地域福祉を支える環境づくりに取り組んでいます。

実態意向調査の結果では、暮らしの中での地域のつながりの必要性について、「今よりも、もっとつながりが深い方が良い」や「今よりも、もう少しつながりがあれば良い」の割合が、平成25年度調査より減少し、「つながりがあまり必要ない」が大きく伸びています。一方、住み慣れた地域でいつまでも暮らすために必要なこととして、地域との関わりについては「近隣での声掛け、見守り」を「特に必要である」「やや必要である」とした人が約8割となっており、地域福祉活動への地域住民の積極的な参加を促進するためには、地域住民が参加しやすい地域福祉活動についての検討や周知が必要です。

【施策の方向性】

- ①それぞれの圏域で地域福祉活動が持続的に行われるよう、活動団体への支援や担い手を育成し、地域福祉活動の促進及び活性化に取り組みます。
- ②地域での多様な活動主体の協働により、支援が必要な人の生活課題を支援する仕組みづくりに取り組みます。
- ③地域住民同士が気かけ合う関係を構築し、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するよう、地域福祉の意識の醸成に取り組みます。

【施策内容】

	(1) 地域福祉活動の促進及び活性化	(2) 地域で生活課題を支援する仕組みづくり	(3) 地域福祉の意識の醸成
自治体 (市域全体)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会*との連携・協働 ・総合福祉会館*を拠点とした地域福祉活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の関係者等による会議の開催 ・地域自立支援協議会の開催 ・医療と介護の連携の推進 ・共生型サービス*の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動の充実 ・総合福祉会館*の充実
日常生活圏域 (複数の中学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な実施主体の参画・育成の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議*の充実 ・地域子育て支援拠点事業*の充実 ・生活支援サービスの充実 ・地域包括支援センター*の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流活動の促進
自治会圏域 (小学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉コミュニティ*の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー*による支援 ・民間事業者等による見守り体制づくり ・地域に密着した見守りの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の推進 ・学習機会の確保

(1) 地域福祉活動の促進及び活性化

地域福祉活動は、自治会をはじめとする地域団体*や民生委員・児童委員、専門職、NPO*等多様な担い手を中心となって行われています。

本市では、社会福祉協議会*や地域団体*、民生委員・児童委員の活動支援や地域福祉活動の担い手としてボランティア活動を行う人材育成などに取り組んできました。

実態意向調査の結果では、地域活動に参加していない理由は「仕事や家事が忙しく、時間がない」の割合が42.1%と最も高くなっていますが、次いで「参加方法が分からない」の割合が23.7%、「一緒に参加する人がいない」の割合が20.2%となっているため、参加方法についての周知が必要です。

地域福祉活動が持続的なものになるよう、地域福祉活動に取り組む各種団体への支援を続けるとともに、担い手の育成や地域福祉への関心を高めるために、地域について話し合う場や機会の周知・充実が必要です。

【重点方策】

自治体（市域全体）

●社会福祉協議会*との連携・協働

社会福祉協議会*の地域福祉推進計画に基づく事業活動を支援するとともに、市と社会福祉協議会*が互いに連携、協働して、社協支部*を基盤としたさまざまな地域福祉活動を推進することにより、地域の福祉力の向上を図ります。

●総合福祉会館*を拠点とした地域福祉活動の展開

地域福祉活動の中核的拠点である総合福祉会館*を活用し、高齢者や障害のある人だけでなく、ひきこもりをはじめとする複合的課題に対応するための包括的な相談支援体制の構築、福祉関係団体や福祉ボランティアの活動支援や連携・交流、福祉サービス等の情報発信等を行います。

日常生活圏域（複数の中学校区）

●多様な実施主体の参画・育成の促進

地域での多様な福祉ニーズを担うボランティア活動を行う人材の養成、確保に取り組み、市民による福祉活動の充実を促進します。

また、市民活動ネットひめじを活用し、市民活動の周知を図り、NPO*やボランティア団体、福祉サービス事業者等についても、地域福祉の担い手としての意識の高揚を図るとともに、自治会等の地域団体*と連携・協働してコミュニティビジネス*に取り組み、多様な地域福祉活動の担い手の参画と育成を促進します。

自治会圏域（小学校区）

●福祉コミュニティ*の活性化

地域福祉の中心的な担い手である自治会をはじめとする地域団体*や民生委員・児童委員等を支援するとともに、活動のリーダー養成や活動に関する情報の提供に取り組みます。また、地域の特性を活かした広がりのある社協支部*活動の展開を支援するなど、住民主体による福祉コミュニティ*の活性化を図ります。

（２）地域で生活課題を支援する仕組みづくり

地域福祉を推進する上で、高齢者、障害のある人、子どもや生活に困窮した人などさまざまな課題を抱え、支援を必要とする人を地域で見守り、支え合っていくことが必要です。

本市では、地域団体*や医療・福祉関係者等と連携し、地域生活課題*の情報共有や地域での生活課題解決に向けた仕組みづくりを進めてまいりました。

そのような中、実態意向調査の結果では、住み慣れた地域でいつまでも暮らすために必要なこととして、地域とのかかわりについては「近隣での声掛け、見守り」を「特に必要である」「やや必要である」と挙げる人が約8割となっており、平時から地域全体で見守りができるようなネットワークの必要性がうかがえます。また、障害や認知症などで判断能力が低下した場合、支援してほしいこととして「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」の割合が7割、「生活費などの日々の支払いに関すること」が6割、「預貯金、保険、年金などに関すること」が5割となっており、さまざまな支援が必要とされています。

多様な活動主体の協働による見守りの仕組みをつくることにより、重層的な地域での見守り活動を推進します。

【重点方策】

自治体（市域全体）

●地域福祉の関係者等による会議の開催

協働による地域福祉を推進するため、地域団体*や支援関係機関*等の関係者で構成する会議を開催し、地域福祉計画の進捗状況報告、意見提言や意見交換を行い、地域福祉に関する情報共有と意識の共有化を図ります。

●地域自立支援協議会の開催

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関する事項について、障害のある人、支援関係機関*、学識経験者等が参画する協議会を開催し、課題の解決や情報共有、意識の共有等を図ります。

●医療と介護の連携の推進

本市と姫路市医師会等が連携して「姫路市医療介護連携会議*」を開催し、病院と在宅医療の連携、在宅医療と介護の連携など、地域包括ケアシステム*の深化・推進に向けた医療と介護の連携を推進します。また、姫路市在宅医療・介護連携支援センター*を設置し、連携推進のための相談業務と研修を実施します。

●共生型サービス*の周知

平成30年4月から、介護保険または障害福祉のいずれかで指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなる「共生型サービス*」が新設されたため、事業所に対し、制度の周知を図ります。

日常生活圏域（複数の中学校区）

●地域ケア会議*の充実

地域包括支援センター*及び準基幹地域包括支援センター*において「地域ケア個別会議」を開催し、個別ケースの課題分析等を通じた地域の課題の発見を図ります。そこで発見された地域の課題については、本市が開催する「地域ケア推進会議」において、地域に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげるための検討を行います。

●地域子育て支援拠点事業*の充実

保育所等の地域の身近な場所において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。また、発達に不安のある子どもとその保護者が、身近で気軽に相談しやすい環境づくりを進めます。

●生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、地域包括支援センター*ごとにNPO*、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、地域団体*等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、互助活動の充実を図ります。

●地域包括支援センター*の機能強化

地域包括支援センター*の職員が専門性を発揮できる体制を整え、総合相談支援、介護予防活動、権利擁護*、地域のケアマネジャーの支援などの活動を行います。

自治会圏域（小学校区）

●コミュニティソーシャルワーカー*による支援

地域住民が主体となって地域生活課題*の解決を図れるように、社会福祉協議会*のコミュニティソーシャルワーカー*が支援を行うとともに、支援関係機関*とのネットワークづくりを行います。

●民間事業者等による見守り体制づくり

「姫路市地域見守りネットワーク事業*」への協力事業者の登録を推進し、日常の見守り活動や緊急時の早期対応ができる地域での見守りネットワークづくりを推進するとともに、「認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業*」により認知症者が行方不明になった場合の事故を未然に防ぎ、早期に発見できるよう、支援関係機関*・協力者等との連携体制の充実を図ります。

●地域に密着した見守りの推進

社会福祉協議会*の社協支部*のふれあいネットワーク事業やふれあいサロン事業、子育て支援事業等により、さまざまな世代間の交流の促進、地域での居場所づくりを推進します。また、交流促進等を通じて地域で顔の見える関係を構築し、気軽に相談できる話し相手を増やす中で、同じような問題を抱える仲間との助け合いや地域での見守りを推進していきます。

(3) 地域福祉の意識の醸成

地域福祉の推進のためには、市民一人ひとりが地域福祉に対する関心を高めることが重要です。

本市では、老人福祉センターにおける教養講座等の開催や、障害者福祉の理解を深めるため「花の北福祉まつり」の開催などを行ってきました。

一方、実態意向調査結果では、暮らしの中での地域のつながりの必要性について、平成25年度調査と比べ、「つながりはあまり必要ない」が増加しており、地域での支えあい、助けあいの意識を育むための活動をより充実させる必要があります。また、地域の人々と関わりながら学び、生活に結びつく福祉教育を行い、相互理解や助け合いの意識を醸成することが重要です。

【重点方策】

自治体（市域全体）

●啓発活動の充実

市民一人ひとりが福祉に関心を持ち、地域の中での気づきや助け合うことの大切さを意識し、高齢者や障害のある人等に気軽に手助けをすることができるよう、各種イベントや広報紙、ホームページ等を活用した啓発活動の充実を図ります。

●総合福祉会館*の充実

福祉相談窓口を集約した総合福祉会館*の周知を図るとともに、総合福祉会館*の福祉情報コーナーを活用した情報発信に努めます。

日常生活圏域（複数の中学校区）

●交流活動の促進

高齢者や障害のある人、子どもや子育て中の人など、さまざまな人との交流、ふれあいを促進するため、通いの場への参加促進、交流行事や福祉情報の提供等を通じて相互理解を深め、意識の共有化や、地域でのつながりの醸成を図ります。

自治会圏域（小学校区）

●福祉教育の推進

これからの社会を担う子どもたちが、福祉に親しみ、支援が必要な人への理解を深めることができるよう、ふれあい体験や交流学习等の福祉教育の推進を図ります。

保育所、幼稚園においては、地域住民等との交流や体験活動など、ふれあいや交流も重視した保育・教育に取り組みます。また、小学校、中学校においては、総合的な学習の時間や学級活動を活用した体験型福祉教育、特別支援学校の児童生徒の居住地校交流に取り組むとともに、「副次的な学籍*」の導入により、交流及び共同学習の更なる充実を図ります。

●学習機会の確保

複雑化・複合化した地域生活課題*に対し、地域住民の地域福祉に対する関心を高めるため、市職員による市政出前講座や、公民館や老人福祉センターでの教養講座等の充実を図り、地域福祉の意識を醸成するための学習機会の確保を図ります。

2 支え合いを支援する仕組みづくり

【現状と課題】

生活様式の多様化による地域生活課題*の複雑化・複合化により、支援を必要とする人が制度の狭間の中で課題を抱えたままになってしまうケースが問題になっています。

そのような中、「住民に身近な圏域」において地域生活課題*を把握し、自治会をはじめとする地域団体*や民生委員・児童委員、専門職などと連携し、複雑化・複合化した課題を抱えた人を相談支援につなげる仕組みづくりが求められています。

本市では、総合福祉会館*に総合的な相談窓口を設置し、多職種連携による包括的な相談支援体制の構築を目指すとともに、成年後見支援センター*の運営など、権利擁護*支援に取り組んできました。また、くらしと仕事の相談窓口*の運営により、複合的な課題を抱え、制度の狭間にいる生活に困窮した人の包括的な支援を実施しています。

実態意向調査では、心配ごとや悩みを相談できる人について、地域包括支援センター*の職員等の専門機関についてはいずれも1割に満たない状況となっており、支援が必要にも関わらず、地域で孤立し課題を抱えたままになっている人に対して、地域活動団体や支援関係機関*等が連携した、相談や生活支援の体制整備が必要です。

【施策の方向性】

- ①支援が必要な人に適切な情報が届くよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、複雑化・複合化する地域生活課題*に対応できる重層的な相談支援のネットワークづくりに取り組みます。
- ②高齢者や障害のある人などの尊厳を守る取り組みを行うとともに、支援関係機関*との連携により、安全に暮らせる環境づくりに取り組みます。また、成年後見制度*の活用など権利擁護*支援の充実に取り組みます。
- ③生活に困窮した人等が適切な支援を受けることができるよう、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

【施策内容】

	(1) 重層的な相談支援のネットワークづくり	(2) 権利擁護*支援の充実（姫路市成年後見制度*利用促進基本計画）	(3) 包括的な支援体制の構築
自治体 （市域全体）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的相談支援機能の整備 ・相談支援体制の周知 ・生活に困窮した人への相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市成年後見支援センター*の活用 ・制度の普及啓発 ・権利擁護*支援センターの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮した人の自立に向けた支援 ・障害のある人の自立に向けた支援 ・ホームレス自立支援体制の推進 ・自殺対策の推進 ・再犯防止の推進 ・ひきこもり状態*にある人への支援
日常生活圏域 （複数の中学校区）	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な相談窓口とアウトリーチ*支援の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援関係機関*での権利擁護*支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・谷間のない包括的な相談支援
自治会圏域 （小学校区）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりを促進する連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力に不安がある人への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における生活に困窮した人の早期発見

(1) 重層的な相談支援のネットワークづくり

地域には、高齢者、障害のある人、子ども、生活に困窮した人等が抱える、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用などに対して、重層的な相談支援体制が求められています。

本市では、総合福祉会館*に総合相談窓口を設置するとともに、高齢者の相談窓口の基幹的拠点として基幹型地域包括支援センター*や、障害のある人の相談窓口の基幹的拠点として基幹相談支援センター*を設置し、支援関係機関*等との連携の強化を図り、相談支援の実施、利用者ニーズへの円滑な対応等に取り組んできました。

一方で、実態意向調査では、市民が悩みや不安を感じている内容として、「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」が5割、「経済的な問題のこと」が3割となっており、市民が抱える不安はさまざまであることがうかがえます。また、心配ごとや悩みを相談できる人について、地域包括支援センター*の職員等の専門機関についてはいずれも1割に満たない状況となっています。

本市では、相談支援体制の更なる充実のため、地域団体*や支援関係機関*が連携したアウトリーチ*を含む重層的な相談支援体制の構築を目指し、取り組んでまいります。

【重点方策】

自治体（市域全体）

●総合的な相談支援機能の整備

高齢者・障害のある人・子ども、その他福祉の相談窓口を集約した総合福祉会館*では、福祉総合窓口の機能充実を図るとともに、多職種連携による包括的な相談支援体制を構築し、複合的課題の解決のためのコーディネートを行います。

また、高齢者の相談窓口の基幹的な拠点として基幹型地域包括支援センター*を、障害のある人の相談窓口の基幹的な拠点として基幹相談支援センター*を運営し、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう重層的な相談支援体制を構築します。

●相談支援体制の周知

市民が困りごとや福祉サービスの利用について、迷うことなく気軽に相談できるよう、広報紙やホームページ等のさまざまな媒体を活用して、相談窓口を集約した総合福祉会館*や支援関係機関*等の周知に努めるとともに、総合福祉会館*の福祉情報コーナーを活用した情報発信に努めます。

●生活に困窮した人への相談支援

「くらしと仕事の相談窓口*」において、相談支援員が、複合的な課題を抱える生活に困窮した人の相談に広く応じ、相談者とともに解決に向けた取り組みを行います。また、窓口に来ることが困難な生活に困窮した人等に対してはアウトリーチ*による相談支援を行います。

日常生活圏域（複数の中学校区）

●包括的な相談窓口とアウトリーチ*支援の検討

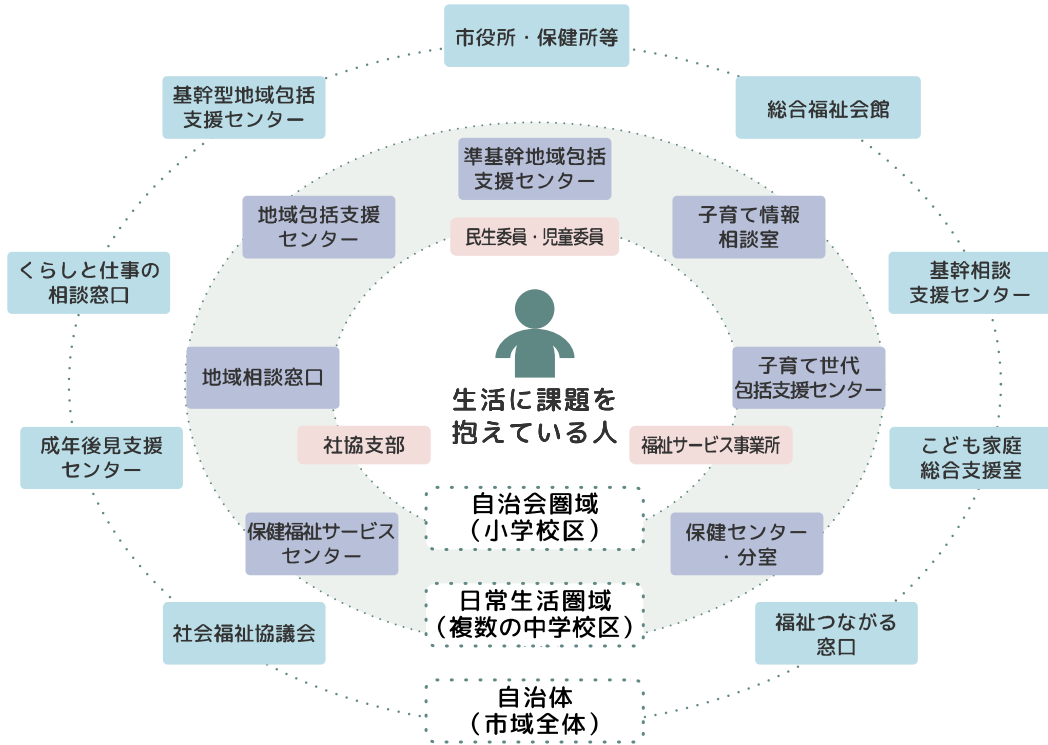
重層的支援体制の構築に向けて、保健センター*・分室、保健福祉サービスセンター*、地域包括支援センター*、地域相談窓口*、子育て世代包括支援センター*等の相談支援機関*のより一層の連携を進め、包括的な相談支援を行うとともに、必要な支援を受けていない人が適切な支援へつながるようアウトリーチ*支援の導入を検討します。

自治会圏域（小学校区）

●地域づくりを促進する連携強化

地域づくりを促進するため、自治会等の地域団体*や民生委員・児童委員、専門職等の支援関係機関*との横断的な会議を開催するなど、地域福祉活動の担い手の連携強化に取り組みます。

【相談支援の仕組みのイメージ】



対象	相談支援機関*・職員	箇所数	
		令和2年度	令和8年度
子どもから高齢者まで	保健センター*・分室 保健師、精神保健福祉相談員等	3 か所、3 分室	3 か所、3 分室
	保健福祉サービスセンター* 保健師、看護師、相談員等	12 か所	12 か所
高齢者	基幹型地域包括支援センター* 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員	1 か所	1 か所
	準基幹地域包括支援センター* 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域担当職員等	4 か所	高齢者の人口規模に応じて地域包括支援センター*を設置
	地域包括支援センター* 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等	19 か所	
障害のある人	基幹相談支援センター* 相談支援専門員等	1 か所	1 か所
	地域相談窓口* 相談支援専門員等	5 か所	6 か所
認知症等により判断能力が十分でない人	成年後見支援センター* 相談員等	1 か所	1 か所
子育て家庭	こども家庭総合支援室* 保健師、精神保健福祉相談員、臨床心理士等	1 か所	1 か所
	子育て世代包括支援センター* 保健師、利用者支援専門員	4 か所	4 か所
	子育て情報相談室* 利用者支援専門員	1 か所	1 か所
困りごとのある人 (生活に困窮した人)	くらしと仕事の相談窓口* 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員	1 か所	1 か所
どこに相談したらいいかわからない人	総合福祉会館* 福祉つながる窓口* 保健師等	1 か所	1 か所

(2) 権利擁護*支援の充実（姫路市成年後見制度*利用促進基本計画）

住み慣れた地域でいつまでも暮らすためには、すべての人が、尊厳が保たれた生活を送ることができるよう、権利擁護*支援の充実が必要です。

本市ではこれまで、要保護児童対策地域協議会の運営、障害者成年後見制度*利用支援事業、地域包括支援センター*による高齢者の権利擁護*についての啓発、福祉サービスの利用援助等に取り組んできました。

国は、平成 28 年 5 月に成年後見制度*の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、市町村は、制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。また、利用促進法に基づく国の成年後見制度*利用促進基本計画では、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備や中核機関の設置等について盛り込むことが望ましいと定められています。

認知症の人や障害のある人など、自分で判断することが難しい人が今後増加することが予測される中で、こうした人々の権利と利益を守る上で成年後見制度*は重要なものであり、制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を行うことが必要となっています。

しかし、実態意向調査の結果では成年後見制度*を「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が4割半ばであり、平成 25 年調査に比べ大きな変化がみられず、成年後見支援センター*を「知らない」市民は8割に及んでいます。また、成年後見制度*の利用促進に向けての課題については、「制度に関する十分な知識がない」が7割、「誰に相談して良いか分からない」が3割、「申立費用や後見報酬などの費用がかかる」が2割となっています。

本市では、生活に密接に関わる成年後見制度*についての施策を進めるために、本計画と成年後見制度*利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組みます。

【重点方策】

自治体（市域全体）

●姫路市成年後見支援センター*の活用

姫路市成年後見支援センター*を中核機関として運用し、成年後見制度*の利用相談や弁護士、司法書士及び社会福祉士などの専門職による専門相談を行い、制度の利用を促進します。

また、姫路市成年後見支援センター*において、市民後見人*養成研修を実施し、市民後見人*の養成に取り組むとともに、市民後見人*や親族後見人の相談に応じ、地域における成年後見活動の推進を図ります。

さらに、成年後見制度*や権利擁護*に関わる機関・団体等で構成するネットワーク会議を通じて、支援関係機関*等のネットワークづくりを進めるとともに、成年後見支援センター*の機能充実を図っていきます。

●制度の普及啓発

姫路市成年後見支援センター*において権利擁護*フォーラム等を開催し、制度の普及啓発を行います。

また、成年後見制度*の利用に必要な費用の支払い能力がない人へ支援を行い、制度の普及促進を図ります。

●権利擁護*支援センターの検討

高齢者・障害のある人等の成年後見制度*の利用や権利侵害などの総合的な相談窓口として、成年後見支援センター*を含めた権利擁護*支援センターの必要性等について検討します。

日常生活圏域（複数の中学校区）

●地域の支援関係機関*での権利擁護*支援

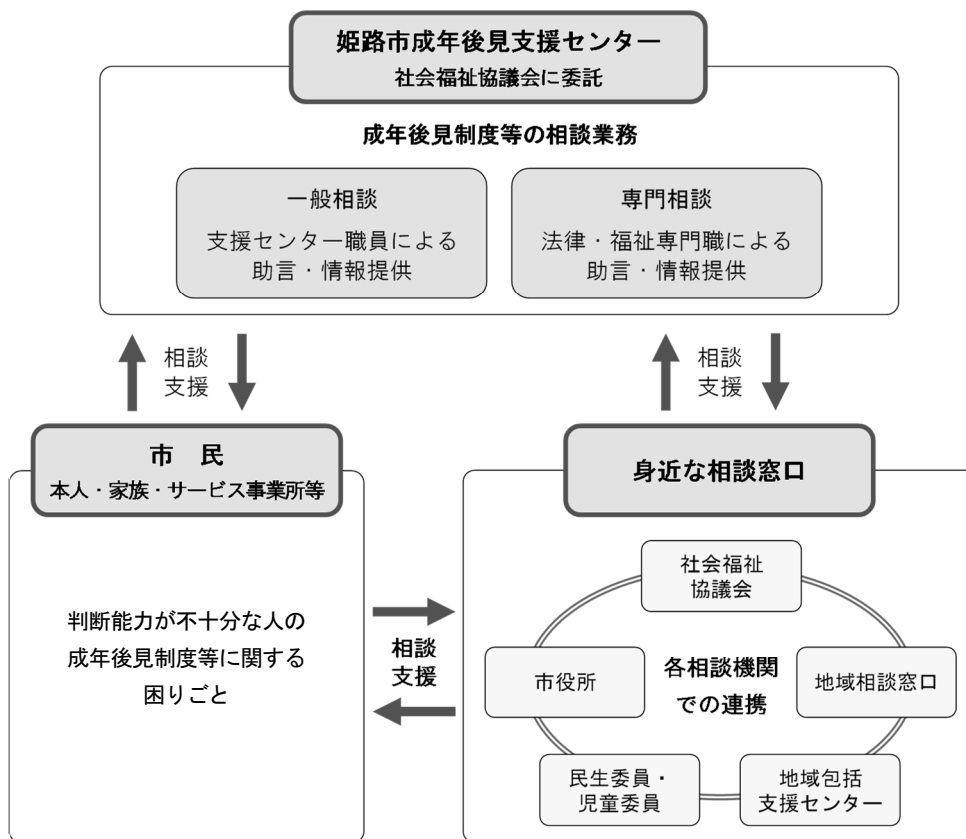
地域の支援関係機関*において、権利擁護*に関することについて周知・啓発を行うとともに、対象者の権利擁護*を図り、適切な支援を実施します。

自治会圏域（小学校区）

●判断能力に不安がある人への支援

社会福祉協議会*の社協支部*や民生委員・児童委員、民間事業者等による見守り活動の中で把握した判断能力の低下により、日常生活に困難を抱えている人や支障がある人に対して、社会福祉協議会*が行う日常生活自立支援事業*の活用のほか、適切な福祉サービスが利用できるよう支援に努めます。

【成年後見制度等の相談・支援の流れ】



(3) 包括的な支援体制の構築

近年、複合的な課題を抱える生活に困窮した人や、社会的孤立等が社会問題となっています。

本市では、生活に困窮した人の自立に向けた支援や生活困窮世帯の子どもへの学習支援*、谷間のない包括的な相談支援等に取り組んできました。

実態意向調査の結果では生活困窮者自立支援制度*を「聞いたことがない」割合が約5割、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が4割となっています。また、心配ごとや悩みを相談できる人がいるかについて、「どこに相談したらいいかわからない」が1.4%、「相談できる人はいない」が1.5%、「誰にも相談しない」が2.3%となっています。

複合的な課題を抱え、相談できない状況にある人に対しても支援の手が届くよう、地域力も活用し、支援が必要な人を早期に発見し、支援関係機関*が連携した相談支援につなげる必要があります。

【重点方策】

自治体（市域全体）

●生活に困窮した人の自立に向けた支援

生活に困窮した人の自立を促進するため、離職者や就労経験がない人への就労・就労準備支援*、家計の収支のバランスが取れない人への家計改善支援*、住居を失った人への一時生活支援*、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援*等の各事業を活用しつつ、包括的・継続的な支援を行い、生活困窮状態からの脱却を図ります。

また、複合的な課題を抱え、相談できない状況にある生活に困窮した人を早期に発見し、相談支援につなげるため関係機関等と情報共有し、アウトリーチ*を積極的に実施します。

●障害のある人の自立に向けた支援

社会とのつながりの中で、乳幼児期から成人期までの一貫した療育支援やインクルージョン*の視点を踏まえた子どもの成長を支える体制を構築し、雇用・就業に向けた支援や日中活動の場を充実させ、障害のある人一人ひとりの意思や希望、特性等に合った社会的自立・社会参加の促進に努めます。

●ホームレス自立支援体制の推進

「姫路市ホームレス自立支援実施計画」に基づき、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう、支援関係機関*と連携して自立に向けた支援を行います。

●自殺対策の推進

悩みを抱えた人が孤立しないよう、身近な人の悩みや心の危険信号に気づき、声を掛け、傾聴し、必要な支援につなぎ、見守ることができる人材（ゲートキーパー）を養成します。

●再犯防止の推進

地方再犯防止推進計画*策定及び施策の推進に向け、再犯防止対策推進事業や保護司団体活動助成事業等の取り組みを進め、市民の理解を深めながら再犯の防止と立ち直りを支援します。

●ひきこもり状態*にある人への支援

ひきこもり状態*にある人やその家族の社会的孤立の解消につなげるための支援を充実するとともに、複合的な課題の解決のため、支援関係機関*の協働による各機関の専門性を活かした支援体制づくりを推進します。

日常生活圏域（複数の中学校区）

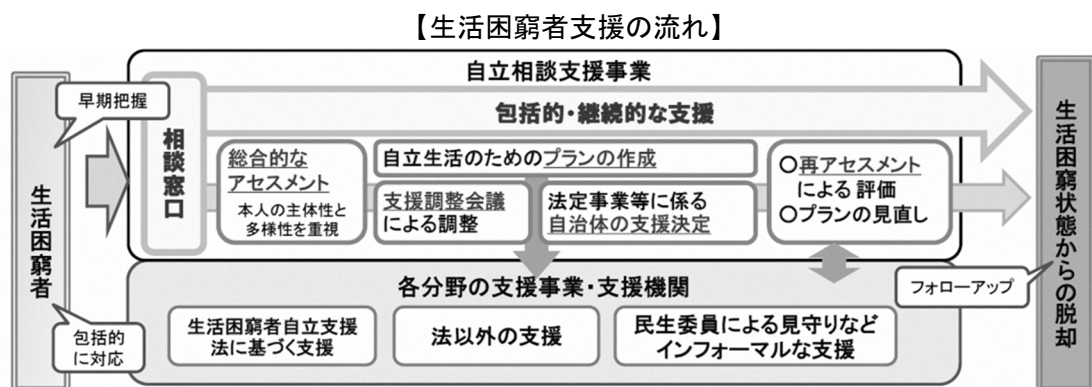
●谷間のない包括的な相談支援

住民に身近な圏域の相談窓口において、複合的な課題を抱えた人などに包括的な相談支援を行うとともに、支援関係機関*と連携し、谷間のない包括的な支援を実施します。

自治会圏域（小学校区）

●地域における生活に困窮した人の早期発見

社会福祉協議会*の社協支部*や民生委員・児童委員、民間事業者等による見守り活動を通じ、支援を必要としているが、ひきこもり状態*や傷病等により、親族や地域住民との関わりが乏しく孤立していて、問題が深刻化するおそれのある人の早期把握に努めます。



3 健やかな暮らしを支えるまちづくり

【現状と課題】

高齢者、障害のある人、子どもや生活に困窮した人等が抱える課題は多岐にわたり、必要とする福祉サービスも多岐に渡ります。

本市では、広報紙やホームページ、SNS*等を活用し、利用しやすい情報提供体制を整備しています。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、鉄道、バスなどの公共交通機関や公共施設をはじめとする建築物等のバリアフリー化を行うことが規定されており、本市においては、公共交通機関のバリアフリー化を促進するよう交通事業者の支援を行っています。

さらに、近年、地震や台風、局地的な集中豪雨など、自然災害による甚大な被害発生などにより、防災・減災への機運は高まっており、災害時要援護者の安全確保も非常に大きな課題となっています。本市では災害時要援護者支援事業に取り組み、地域における平常時の見守りや避難支援体制づくりを進めています。

実態意向調査の結果では、本市の福祉サービスに関する情報を得たい場所は、「広報ひめじ」が5割半ばと最も高く、次いで「市役所や支所の窓口」が5割、「自治会の回覧」が4割となっています。住み慣れた地域でいつまでも暮らすために、必要なものについて、住まいやまちのバリアフリー化については、「公共交通機関のバリアフリー化（ノンステップバスの普及、駅へのエレベーター設置など）」が「特に必要である」が5割半ばとなっています。

さらに、避難支援者になることについて、「自分の家族、親族であれば、避難支援者になっても良い」が6割と最も高く、次いで「友人、知人であれば、避難支援者になっても良い」が4割となっています。

いつまでも地域で安心して暮らしていくため、市民一人ひとりに適した福祉情報提供や、ソフト・ハード両面のアプローチによるバリアフリー化を進め、防災対策・防災活動等を通じた地域の支え合い体制の整備を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症がまん延する中においても、持続可能な地域福祉活動のあり方や感染拡大を予防する「新しい生活様式」を取り入れた実施体制の構築が必要です。

【施策の方向性】

- ①支援が必要な人が適切なサービスにつながり、質の高いサービスが利用できるよう、情報提供の充実とともに、人材育成等サービスの質の確保・向上を図ります。
- ②子どもから高齢者まで、すべての人が生涯を通じて生きがいをもって安心して暮らすことができるよう、健やかにみんなが住みよいまちづくりに取り組みます。
- ③災害時に支援を必要とする人が避難できるよう、平常時における地域での見守りや支え合いを推進し、地域の実情に応じた支援体制づくりに取り組みます。

【施策内容】

	(1) 福祉サービスの適切な利用と高い質の確保	(2) みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり	(3) 安全・安心に暮らせる防災対策、防災活動の促進
自治体 (市域全体)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供の充実 ・ 福祉サービスの質の確保・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザイン*のまちづくり ・ 参画と協働の推進 ・ 生涯を通じた健康づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所*運営体制の充実
日常生活圏域 (複数の中学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に開かれた施設運営の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連施設等のバリアフリー化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域拠点施設における要援護者支援
自治会圏域 (小学校区)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動の場の確保 ・ 地域福祉活動拠点の整備 ・ 買物支援サービス事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に根ざした要援護者支援と見守りの推進

(1) 福祉サービスの適切な利用と高い質の確保

福祉サービスが複雑化・多様化する中、福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できること、また相談窓口では、相談者が必要な情報を素早く提供できることが重要です。また、サービス提供事業者に対する適切な評価、指導等を通じて、福祉サービスの質の向上を図ることも重要です。

本市では、各種福祉サービスについて、さまざまな媒体による情報提供や、さまざまな部署で実施されている施策や事業を対象者ごとに一元化した情報提供などを行ってきました。また、福祉サービスの確保・向上を図るため、サービス従業者向けの研修やサービスの第三者評価*の活用等に取り組んできました。

実態意向調査の結果では、福祉サービスに関する情報の入手場所については、平成25年度調査と比べ、地域包括支援センター*や介護支援専門員（ケアマネジャー）が高くなっており、情報の入手方法が多様化してきました。一方、福祉サービスに不都合や不満を感じた理由として「どんなサービスを受けられるのか分からなかった」や「どこに利用を申し込めば良いのか分からなかった」などの意見が多くなっています。

福祉サービスを必要とする人に必要な情報が提供できるように、効果的な情報提供の方法を検討するとともに、相談窓口の整備、相談を受ける人材の育成に取り組めます。

【重点方策】

自治体（市域全体）

●情報提供の充実

複雑化・多様化する福祉サービスや制度などを適切に選択し、円滑に利用できるよう、広報紙やホームページ等を活用し広く市民に情報を発信するとともに、支援関係機関*である保健センター*や保健福祉サービスセンター*、地域包括支援センター*等での情報提供の充実を図ります。

●福祉サービスの質の確保・向上

福祉サービスの質の確保・向上を図るため、サービス従業者向けの研修等を充実させるとともに、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査等の充実や情報公開、第三者評価*の活用を図ります。

日常生活圏域（複数の中学校区）

自治会圏域（小学校区）

●地域に開かれた施設運営の促進

社会福祉施設を運営する事業者の積極的な情報の公表や、第三者評価*制度の利用、地域住民の代表等を交えた運営推進会議の実施など、施設運営の公正化・健全化を図るための自主的な取り組みを促し、地域や利用者に関われた施設の運営を推進します。

（２）みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり

地域の誰もが安心・快適に暮らし続けるためには、ユニバーサルデザイン*の概念に基づく、バリアフリー化を推進することが求められます。また、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らすことができるよう健康づくりに取り組むとともに地域福祉活動に積極的に参加することが求められています。

姫路市では、公共交通機関のバリアフリー化への助成、介護予防に関する講演会や教室の開催、地域福祉活動拠点の整備等に取り組んでいます。

実態意向調査の結果では、住み慣れた地域でいつまでも暮らすために、住まいやまちのバリアフリー化で特に必要なものは、「公共交通機関のバリアフリー化（ノンステップバスの普及、駅へのエレベーター設置など）」が５割半ばとなっています。また、自分自身の健康管理が「特に必要」「やや必要」と回答した人は約９割となっており、生きがいつくりが「特に必要である」「やや必要である」と回答した人は約８割となっています。

今後も、姫路市バリアフリー基本構想に基づきバリアフリーを推進するとともに、地域福祉活動の場の確保・利用促進を図り、交流の場や健康づくり活動の拠点として活性化に取り組み、生涯を通じて生きがいのある生活が送れるようなまちづくりを目指します。

【重点方策】

自治体（市域全体）

●ユニバーサルデザイン*のまちづくり

高齢者や障害のある人等が、安心して快適に移動できるまちづくりを目指して、鉄道駅舎やバスなどの公共交通機関や公共施設のバリアフリー化、住宅改修等を推進するとともに、障害者用トイレやスロープ等の情報を掲載した福祉マップ等を作成するなど、バリアフリーに関する情報提供の充実を図ります。

また、学校や地域における福祉教育等の啓発活動を通じて、思いやりや助け合いの心を醸成し、市民一人ひとりの心のバリアフリーに対する意識の向上を図るなど、障害の有無、年齢、性別等に関わらず、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

●参画と協働の推進

市民ニーズの把握に努めるとともに、地域や社会の課題解決に向けて、市民活動団体から協働事業の提案を募る提案型協働事業を実施するなど、参画と協働によるまちづくりを推進します。

●生涯を通じた健康づくり

年齢や病気、障害の有無に関係なく、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各種健康教室等の開催や、地域で介護予防に取り組む「いきいき百歳体操」の普及に努めるなど、健康管理や望ましい生活習慣についての意識の啓発、介護予防の充実を図ります。

日常生活圏域（複数の中学校区）

●生活関連施設等のバリアフリー化の推進

バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する JR 姫路駅・山陽姫路駅周辺地区等の重点整備地区内において、旅客施設、公共施設、福祉施設等の生活関連施設や駅前広場、歩道等のバリアフリー化を進めて、高齢者や障害のある人等の利便性や安全性の向上を図り、すべての人が社会参加できるように環境を整備します。

自治会圏域（小学校区）

●地域福祉活動の場の確保

地域住民の最も身近な公共施設である公民館、保健福祉サービスセンター*、総合センター等の活用を促進し、多様化する地域の福祉活動やコミュニティ*活動の場を確保します。

●地域福祉活動拠点の整備

地域活動の充実を図るため、身近な圏域に有効利用できる施設がない場合や、継続的な活動拠点が必要な場合等、地域団体*が福祉活動の拠点を必要とする際に、集会所の設置費用等を助成し、地域活動拠点の整備を図ります。

●買物支援サービス事業の実施

自立した生活を支援するため、買物支援サービス事業について取り組みます。

（3）安全・安心に暮らせる防災対策、防災活動の促進

近年の自然災害による甚大な被害発生などにより、防災意識が高まっています。

そのような中、本市では、総合防災訓練の実施や、災害時における福祉避難所*に関する協定の締結、災害時要援護者地域支援協議会*による避難支援体制の整備などに取り組んでいます。

実態意向調査の結果では、避難支援者になることについて、「自分の家族、親族であれば、避難支援者になっても良い」が6割、「友人、知人であれば、避難支援者になっても良い」が4割となっています。一方で、隣近所で支援を必要とする人（高齢者・障害者（児）等）がいる世帯を「知らない」の割合が約6割となっています。

今後も災害時に介助などの特別な支援を必要とする人の避難支援体制の整備を進めるとともに、福祉避難所*の運営体制の充実を図ります。

【重点方策】

自治体（市域全体）

●福祉避難所*運営体制の充実

災害時に介助や見守りなど特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所*の開設・運営訓練や器材整備等を行い、運営体制の充実に努めます。

日常生活圏域（複数の中学校区）

●地域拠点施設における要援護者支援

福祉避難所*として、保健福祉サービスセンター*や特別支援学校等の公共施設を活用するとともに、要援護者にかかる生活支援のノウハウを有する特別養護老人ホーム等の福祉施設等における受入体制の整備を推進します。

自治会圏域（小学校区）

●地域に根ざした要援護者支援と見守りの推進

災害時要援護者地域支援協議会*において、災害時要援護者台帳の登録や避難行動要支援者名簿*情報の提供を通じ、災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害のある人等の災害時要援護者を把握するとともに、避難支援訓練や研修会を実施するなど、地域の実情に応じた支援体制づくりに取り組むことにより、平常時における地域の見守りや支え合いを推進します。

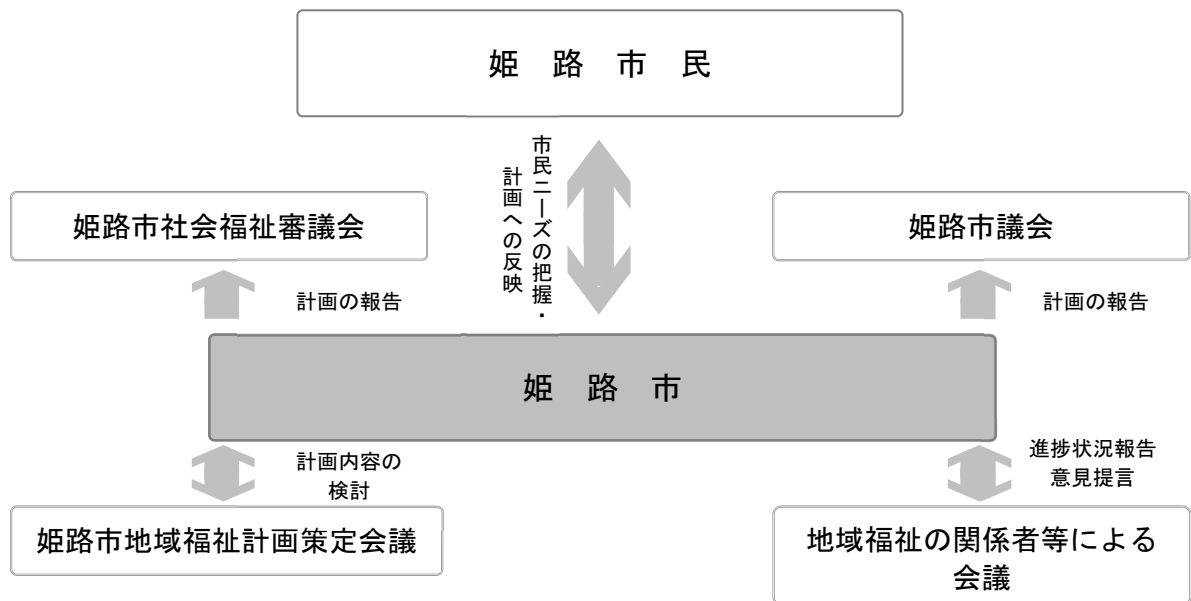


計画の推進体制

1 計画の進行管理

計画の期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本に、計画の進捗状況や地域福祉を巡る社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

なお、地域団体*、支援関係機関*の関係者等で構成する会議を設置し、計画の進行及び成果の評価等を行い、協働による地域福祉の推進を図っていきます。





参考資料

1 計画策定の歩み

年月日	項目	内容
令和2年 1月31日～ 2月21日	姫路市地域福祉計画 実態意向調査	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関する市民の意識を把握するためアンケート調査を実施
8月4日	第1回姫路市地域福祉 計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 現計画の進捗状況について報告 計画の趣旨について報告 姫路市の現状について報告 姫路市の地域福祉の課題について検討 計画の基本的な考え方について検討
10月22日	第2回姫路市地域福祉 計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 第1回策定会議の意見等についての報告 施策の展開についての検討
11月24日	第3回姫路市地域福祉 計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 姫路市地域福祉計画中間とりまとめ（案）についての検討
12月23日～ 令和3年 1月22日	パブリック・コメント 手続	<ul style="list-style-type: none"> 計画の中間とりまとめ（案）について市民意見を募集
2月4日	第4回姫路市地域福祉 計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメント手続の結果について報告 計画の最終とりまとめ（案）について検討

2 姫路市地域福祉計画策定会議

(1) 参加者名簿

(敬称略 順不同)

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	藤岡 純一	関西福祉大学大学院社会福祉学研究科 研究科長	座長
市議会	中西 祥子	姫路市議会 厚生委員会 委員長	
地域団体の 代表者	大野 幸一	姫路市連合自治会 会長	
	岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長	
	奥西 良行	姫路市老人クラブ連合会 会長 (令和2年10月28日まで)	
	難波 功	姫路市老人クラブ連合会 会長 (令和2年10月29日から)	
	大森 正	姫路市民生委員児童委員連合会 会長	
	阿曾 浩子	姫路市連合PTA協議会 理事	
医療関係者	石橋 悦次	一般社団法人 姫路市医師会 会長	
	光川 雅彦	一般社団法人 姫路市歯科医師会 副会長	
	浦上 文男	一般社団法人 姫路薬剤師会 会長	
福祉関係者	林 尚秀	社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会 副理事長	副座長
	河原 正明	特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター 事務局長	
専門職団体 関係者	有田 玲子	有田法律事務所 弁護士	
	倉田 百子	竹中司法書士事務所 司法書士	
	伊東 圭一	一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 副会長	
公募市民	竹田 美幸	—	
	吉村 純彦	—	

(2) 姫路市地域福祉計画策定会議開催要領

1 趣旨

この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に当たり、学識経験者及び地域福祉に関わる者から広く意見を求めるための姫路市地域福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）の開催について必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

策定会議は、次の事項について意見を交換するものとする。

- (1) 姫路市の地域福祉の現状及び課題
- (2) 地域福祉計画に掲げる施策又は事業
- (3) その他地域福祉計画の策定に必要な事項

3 参加者

策定会議は、次に掲げる者の中から市長が指名する20名以内の者をもって開催する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 地域団体の代表者
- (4) 医療関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 専門職団体関係者（弁護士、司法書士、社会福祉士）
- (7) 公募市民
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他地域福祉に関わる者

4 意見の取扱い

市長は、地域福祉計画の策定において、策定会議で表明された意見を参考とするものとする。

5 座長、副座長

市長は、策定会議の進行を行わせるため座長及び副座長を置くことができる。

6 庶務

策定会議の庶務は、健康福祉局保健福祉部保健福祉政策課地域福祉担当において処理する。

7 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年1月27日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年3月31日をもってその効力を失う。

3 姫路市地域福祉実態意向調査（抜粋）

（1）調査の概要

① 調査の目的

「姫路市地域福祉計画」見直しのための基礎資料として、調査を実施

② 調査対象

姫路市在住の18歳以上の方の中から3,000人を無作為抽出

③ 調査期間

令和2年1月31日から令和2年2月21日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

○ 回収率等

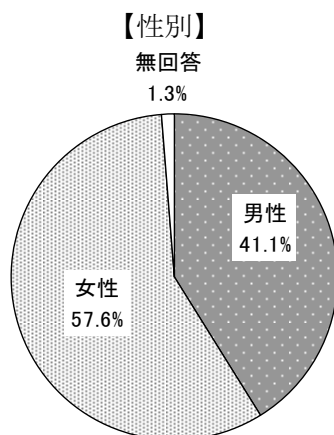
配布数	有効回答数	有効回答率
3,000 通	1,276 通	42.5%

○ 回答者性別

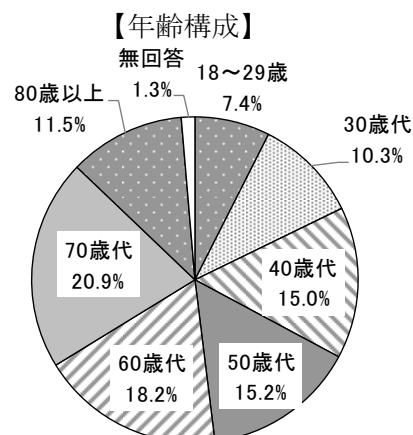
男性	女性	無回答
525 人	735 人	16 人
41.1%	57.6%	1.3%

○ 回答者年齢構成

18～29 歳	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	無回答
95 人	132 人	192 人	194 人	232 人	267 人	147 人	17 人
7.4%	10.3%	15.0%	15.2%	18.2%	20.9%	11.5%	1.3%



【回答者数 = 1,276】



【回答者数 = 1,276】

※集計結果を小数点第2位で四捨五入しているため、回答比率の合計が100.0とならない場合がある。

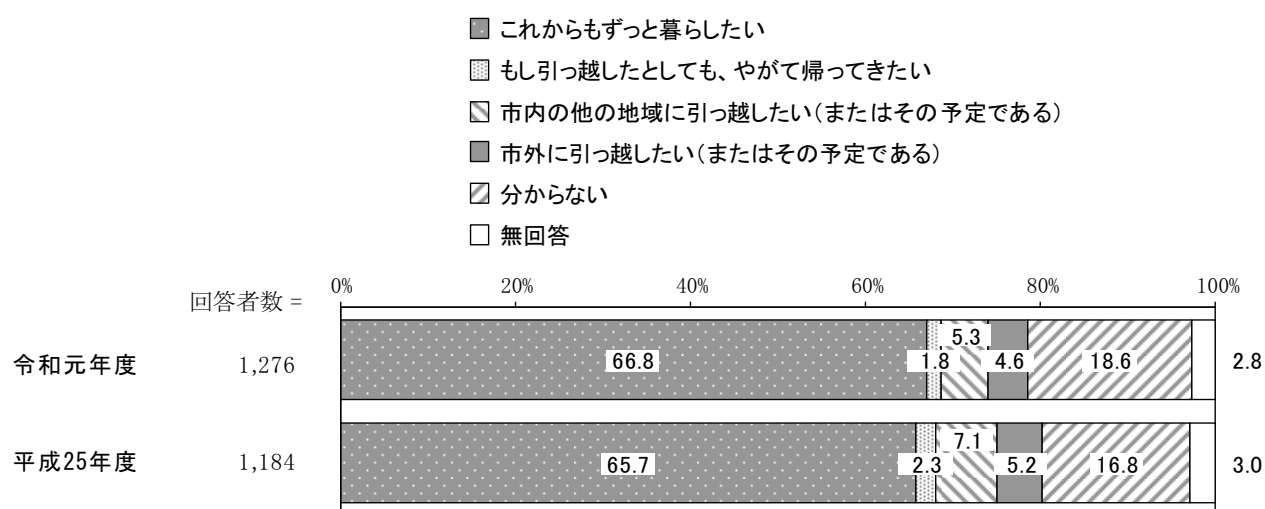
(2) アンケート調査結果

① ご家族と住まいのことについて

◆10年後も現在お住まいの地域で暮らしたいと思えますか

「これからもずっと暮らしたい」の割合が66.8%と最も高く、次いで「分からない」の割合が18.6%となっています。

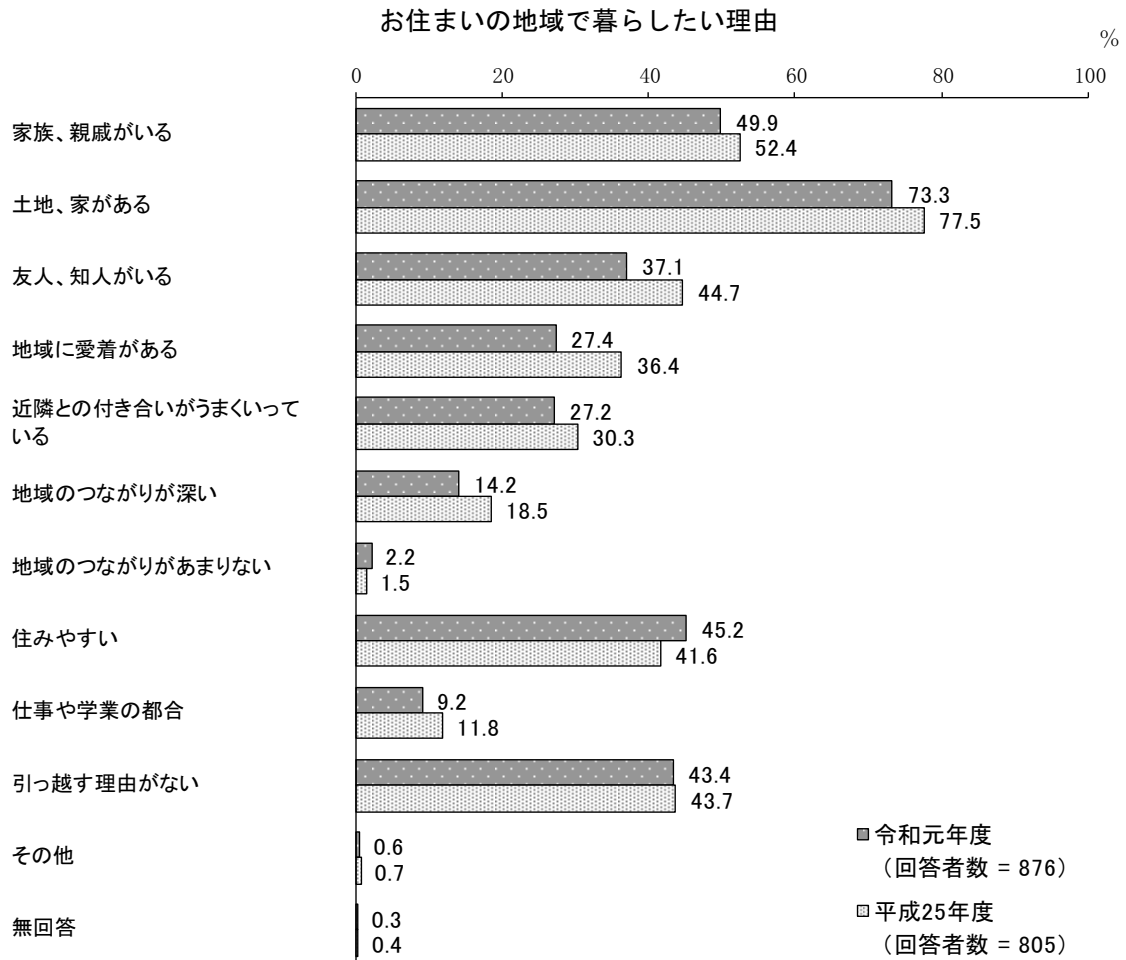
10年後も現在お住まいの地域で暮らしたいと思えますか



◆お住まいの地域で暮らしたい理由

「土地、家がある」の割合が73.3%と最も高く、次いで「家族、親戚がいる」の割合が49.9%、「住みやすい」の割合が45.2%となっています。

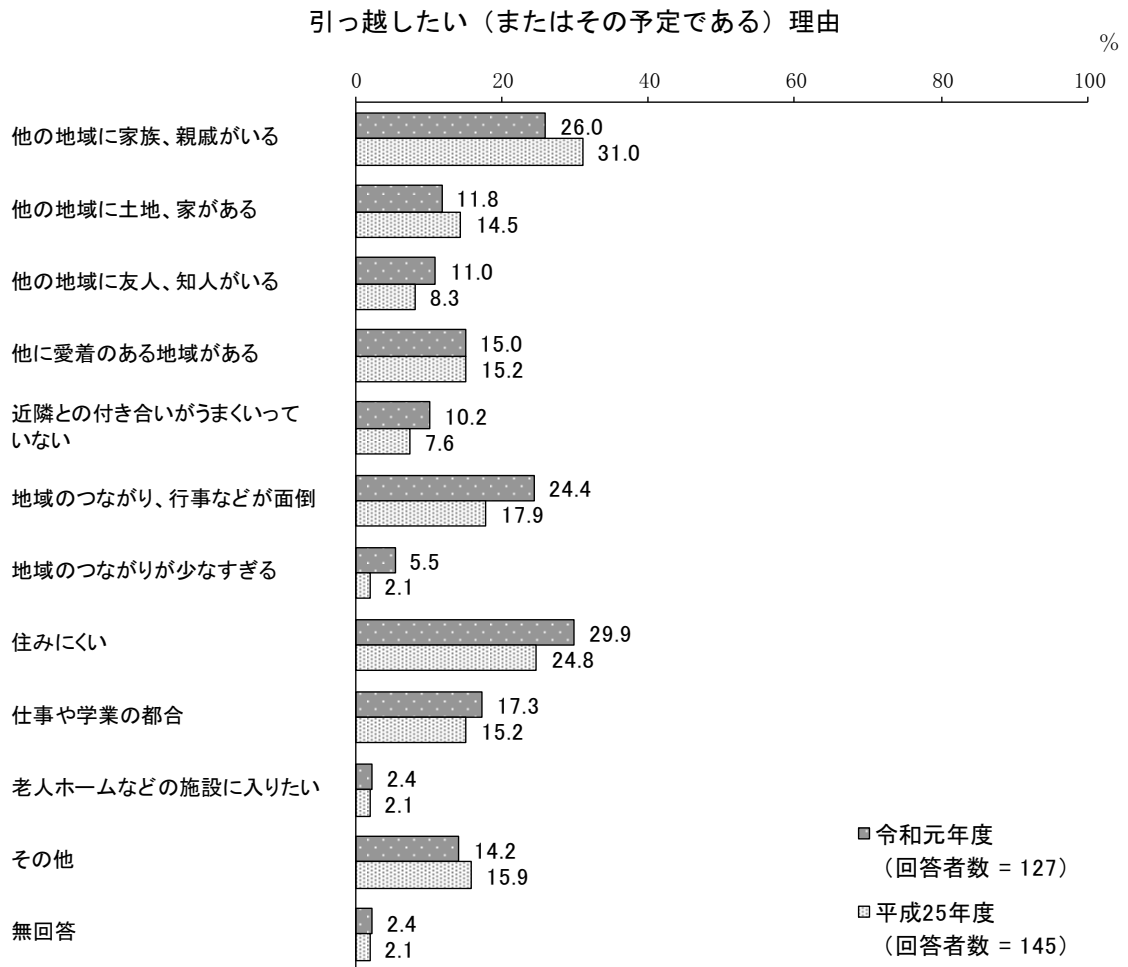
平成25年度と比較すると、「友人、知人がいる」「地域に愛着がある」の割合が減少しています。



◆引っ越したい（またはその予定である）理由

「住みにくい」の割合が29.9%と最も高く、次いで「他の地域に家族、親戚がいる」の割合が26.0%、「地域のつながり、行事などが面倒」の割合が24.4%となっています。

平成25年度と比較すると、「地域のつながり、行事などが面倒」「住みにくい」の割合が増加しています。一方、「他の地域に家族、親戚がいる」の割合が減少しています。

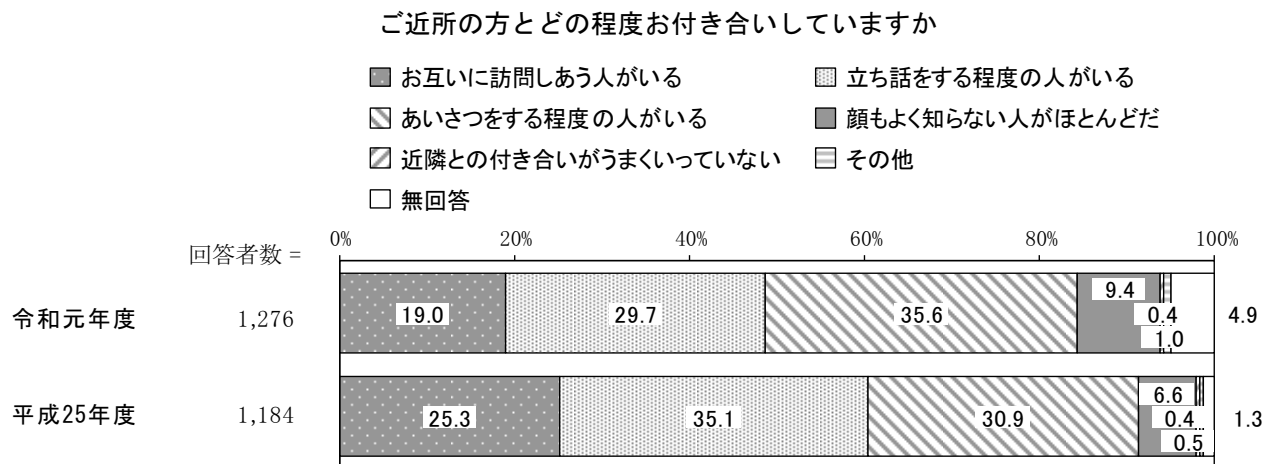


② 地域での生活について

◆ご近所の方とどの程度お付き合いしていますか

「あいさつをする程度の人がいる」の割合が35.6%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の人がいる」の割合が29.7%、「お互いに訪問しあう人がある」の割合が19.0%となっています。

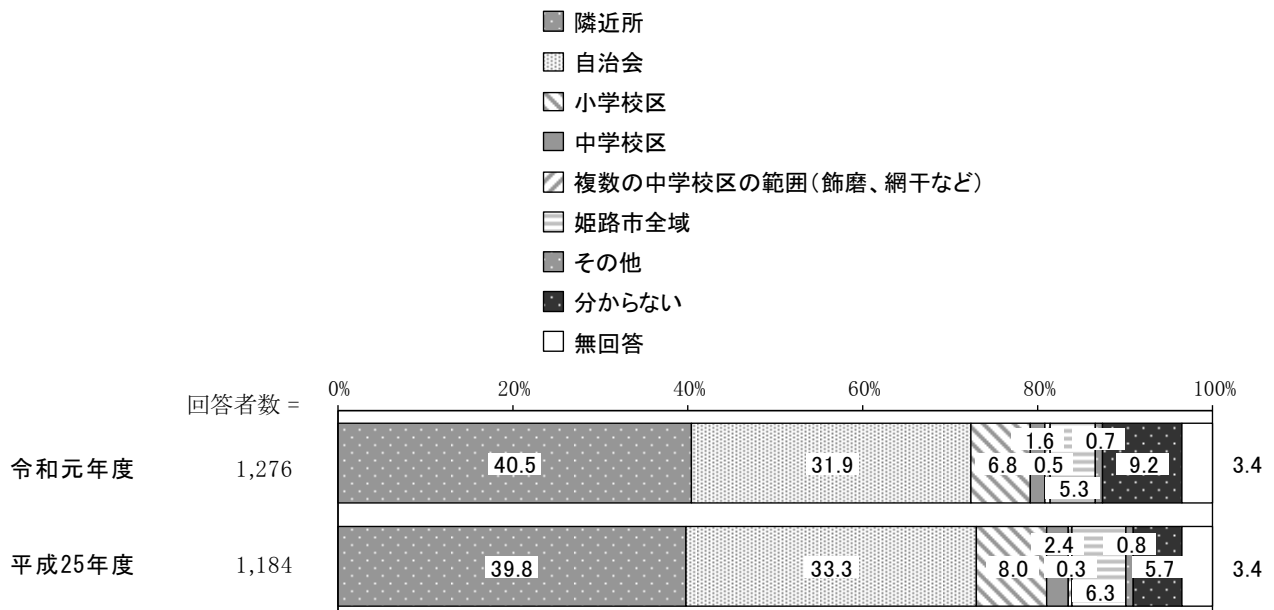
平成25年度と比較すると、「お互いに訪問しあう人がある」「立ち話をする程度の人がある」の割合が減少しています。



◆住民が助け合うべき「地域」とはどの範囲だと思いますか

「隣近所」の割合が40.5%と最も高く、次いで「自治会」の割合が31.9%となっています。

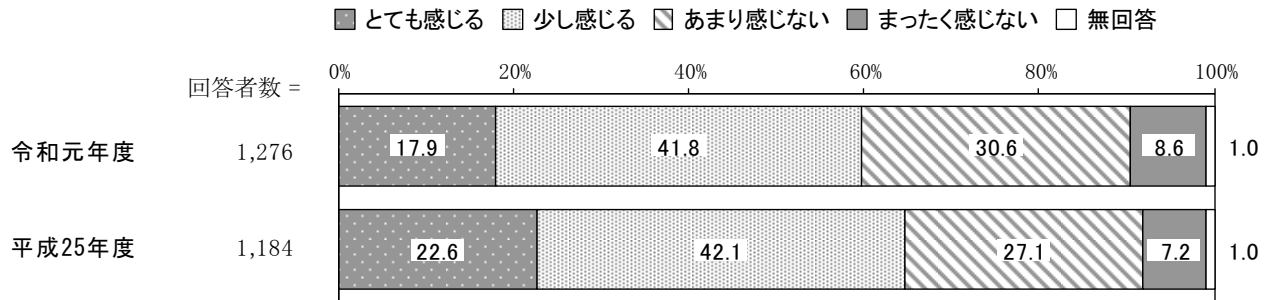
住民が助け合うべき「地域」とはどの範囲だと思いますか



◆現在お住まいの地域でつながりを感じますか

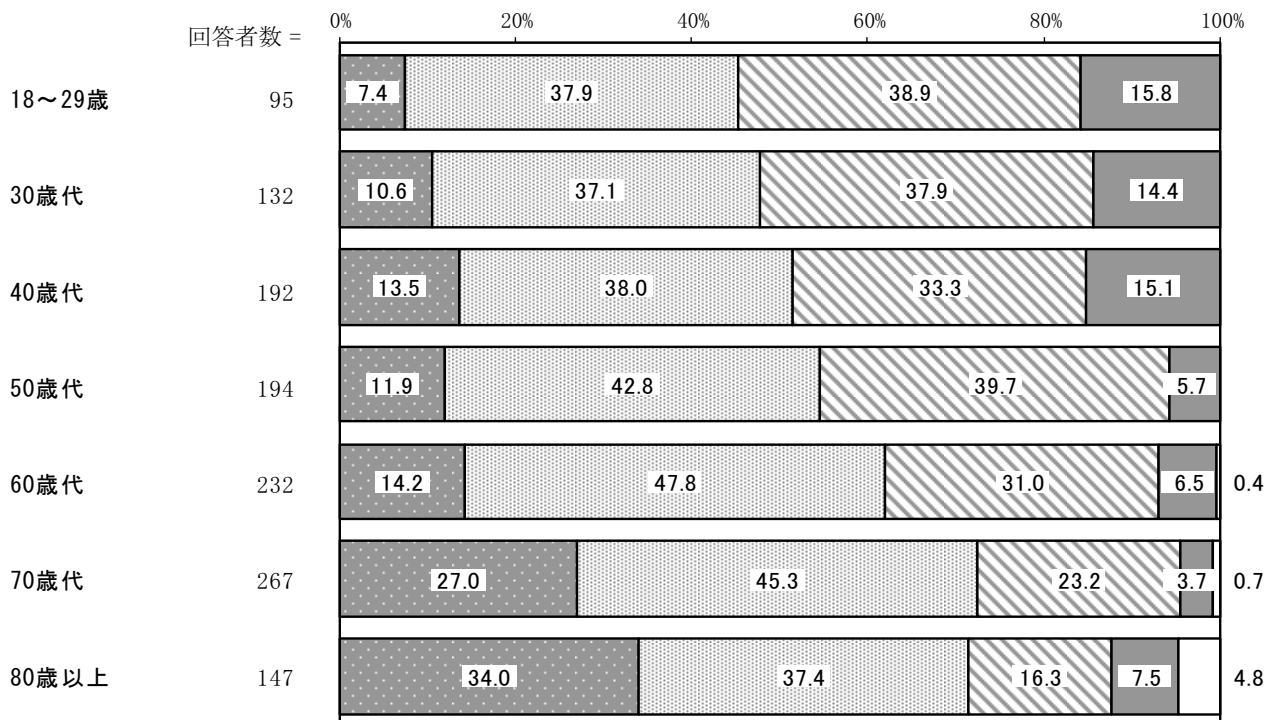
「とても感じる」と「少し感じる」をあわせた“感じる”の割合が59.7%、「あまり感じない」と「まったく感じない」をあわせた“感じない”の割合が39.2%となっています。

現在お住まいの地域でつながりを感じますか



【年代別】

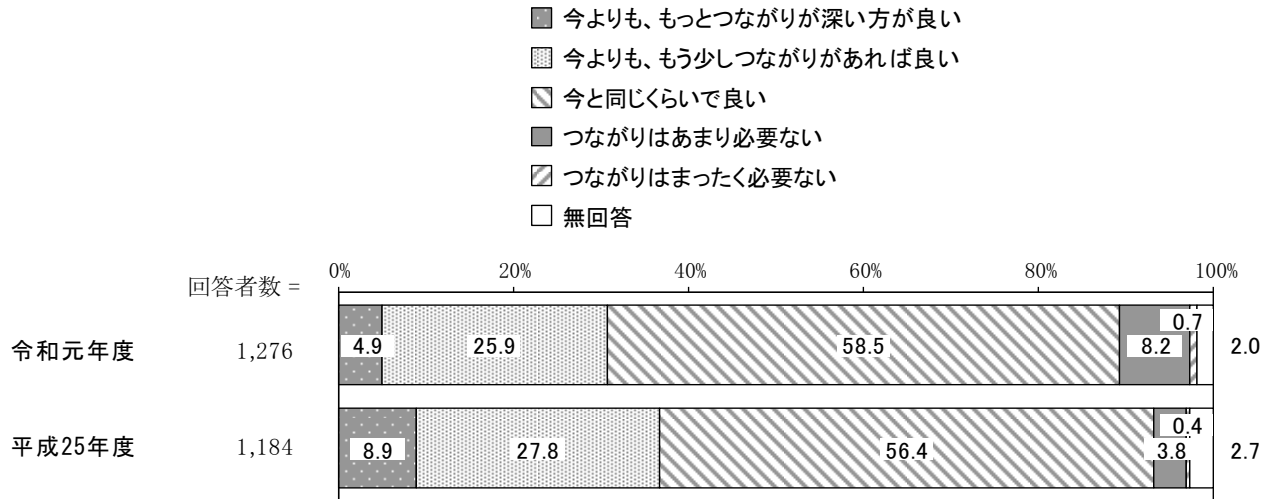
年代別でみると、年齢が高くなるにつれ“感じる”の割合が高くなる傾向が見られます。



◆暮らしの中で地域のつながりは必要だと思いますか

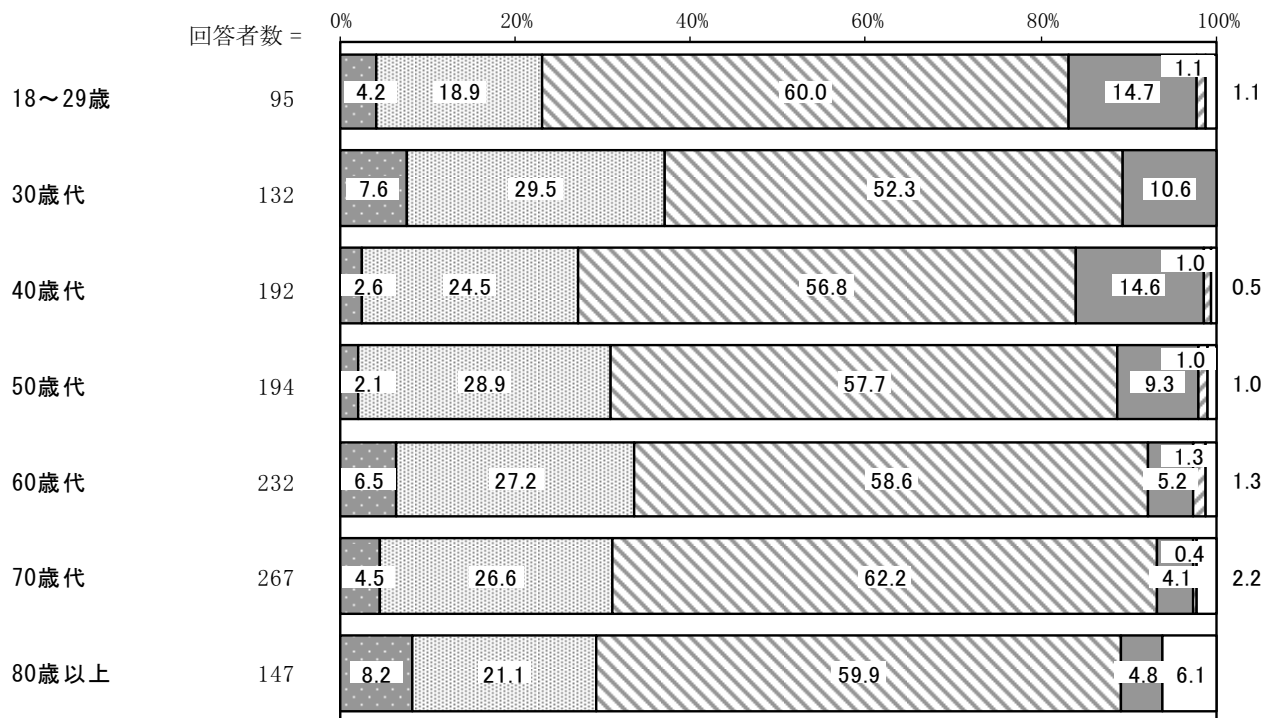
「今と同じくらいで良い」の割合が58.5%と最も高く、次いで「今よりも、もう少しつながりがあれば良い」の割合が25.9%となっています。

暮らしの中で地域のつながりは必要だと思いますか



【年代別】

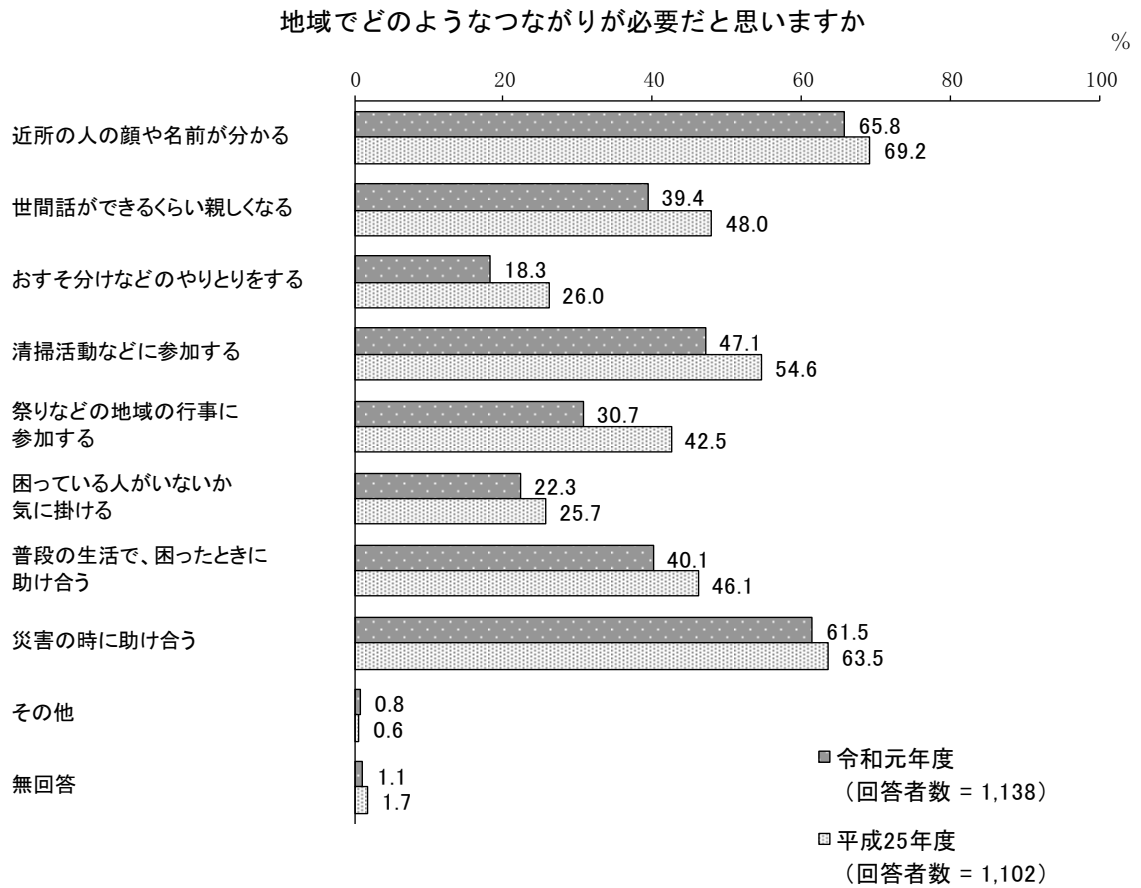
年代別でみると、他に比べ、18～29歳、40歳代で「つながりはあまり必要ない」の割合が高くなっています。



◆地域でどのようなつながりが必要だと思いますか

「近所の人顔や名前が分かる」の割合が65.8%と最も高く、次いで「災害の時に助け合う」の割合が61.5%、「清掃活動などに参加する」の割合が47.1%となっています。

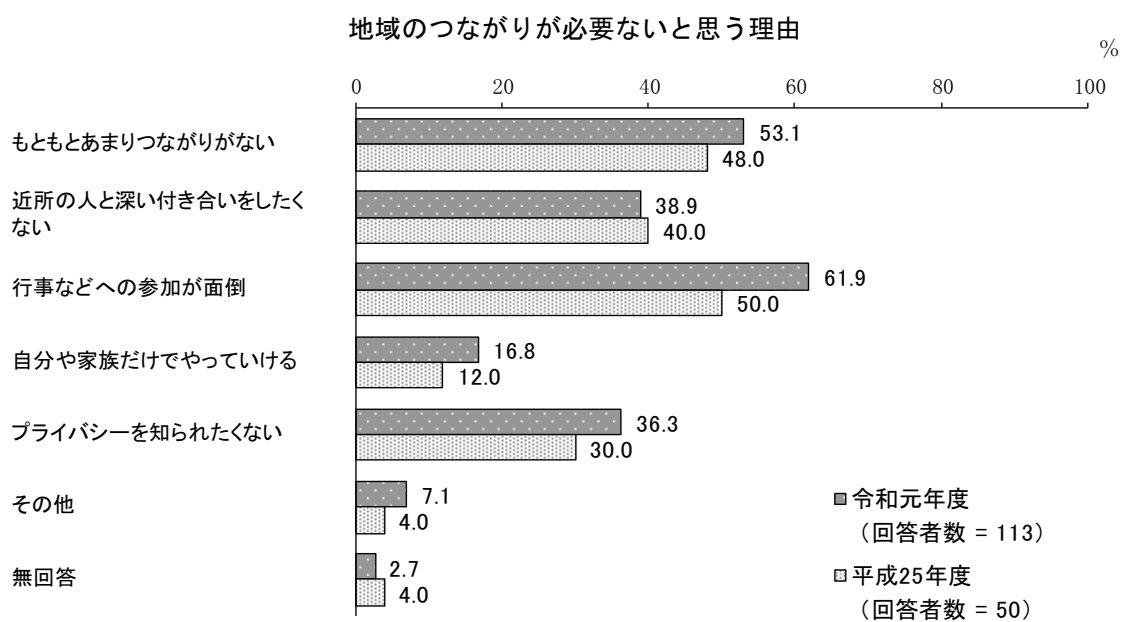
平成25年度と比較すると、「その他」を除く選択肢の割合がいずれも減少しています。



◆地域のつながりが必要ないと思う理由

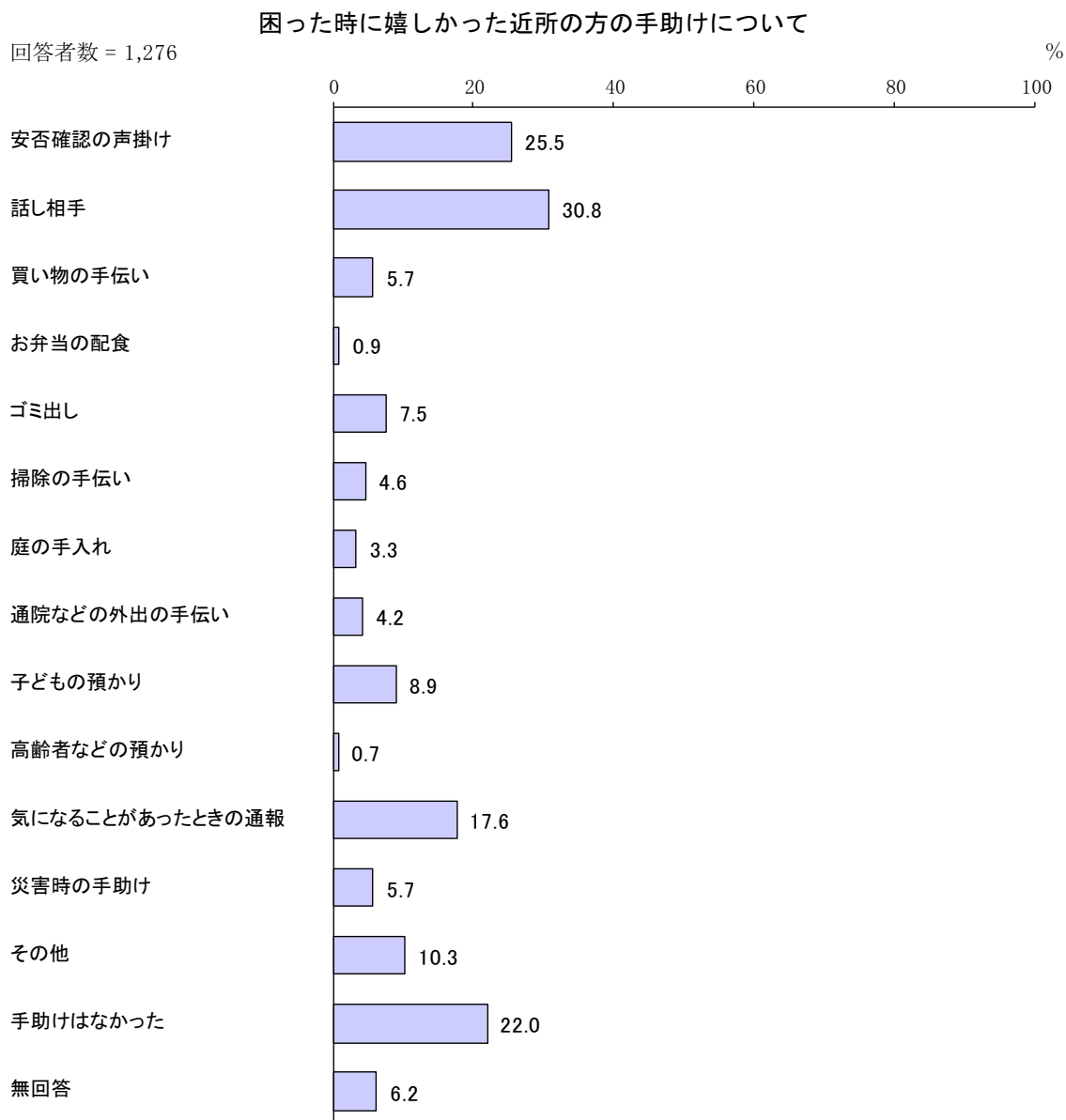
「行事などへの参加が面倒」の割合が61.9%と最も高く、次いで「もともとあまりつながりがない」の割合が53.1%、「近所の人と深い付き合いをしたくない」の割合が38.9%となっています。

平成25年度と比較すると、「もともとあまりつながりがない」「行事などへの参加が面倒」「プライバシーを知られたくない」の割合が増加しています。



◆困った時に嬉しかった近所の方の手助けについて

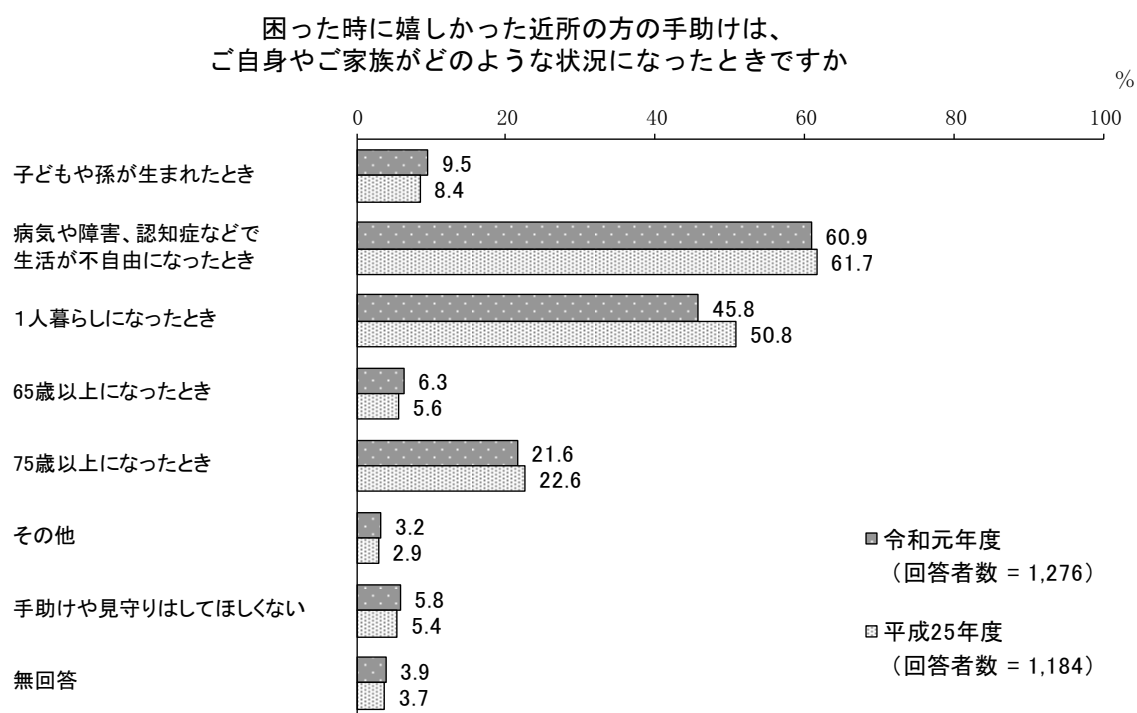
「話し相手」の割合が30.8%と最も高く、次いで「安否確認の声掛け」の割合が25.5%、「手助けはなかった」の割合が22.0%となっています。



◆困った時に嬉しかった近所の方の手助けは、ご自身やご家族がどのような状況になったときですか

「病気や障害、認知症などで生活が不自由になったとき」の割合が60.9%と最も高く、次いで「1人暮らしになったとき」の割合が45.8%、「75歳以上になったとき」の割合が21.6%となっています。

平成25年度と比較すると、「1人暮らしになったとき」の割合が減少しています。

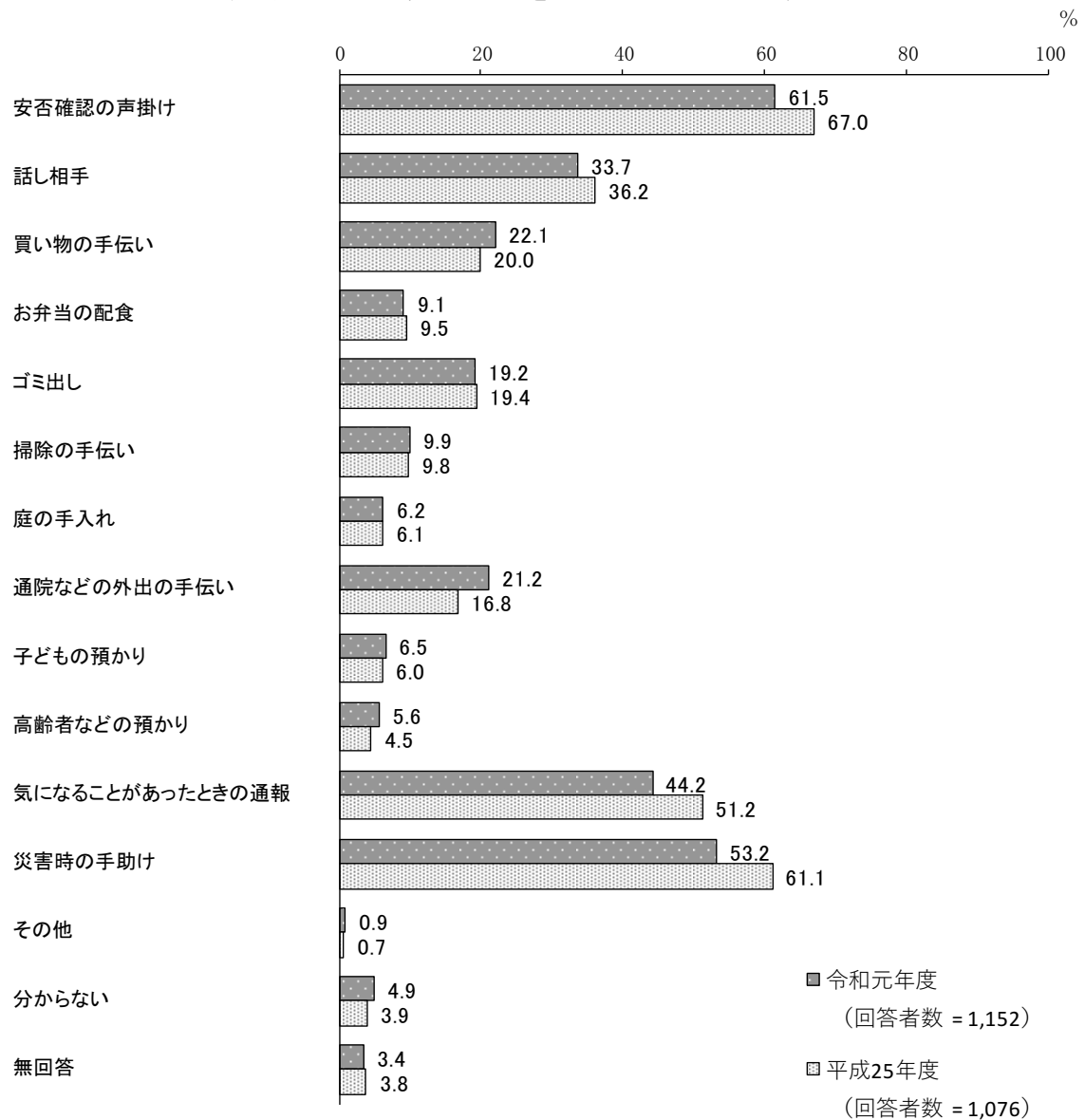


◆地域の方にどのような手助けをしてほしいと思いますか

「安否確認の声掛け」の割合が61.5%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が53.2%、「気になることがあったときの通報」の割合が44.2%となっています。

平成25年度と比較すると、「安否確認の声掛け」「気になることがあったときの通報」「災害時の手助け」の割合が減少しています。

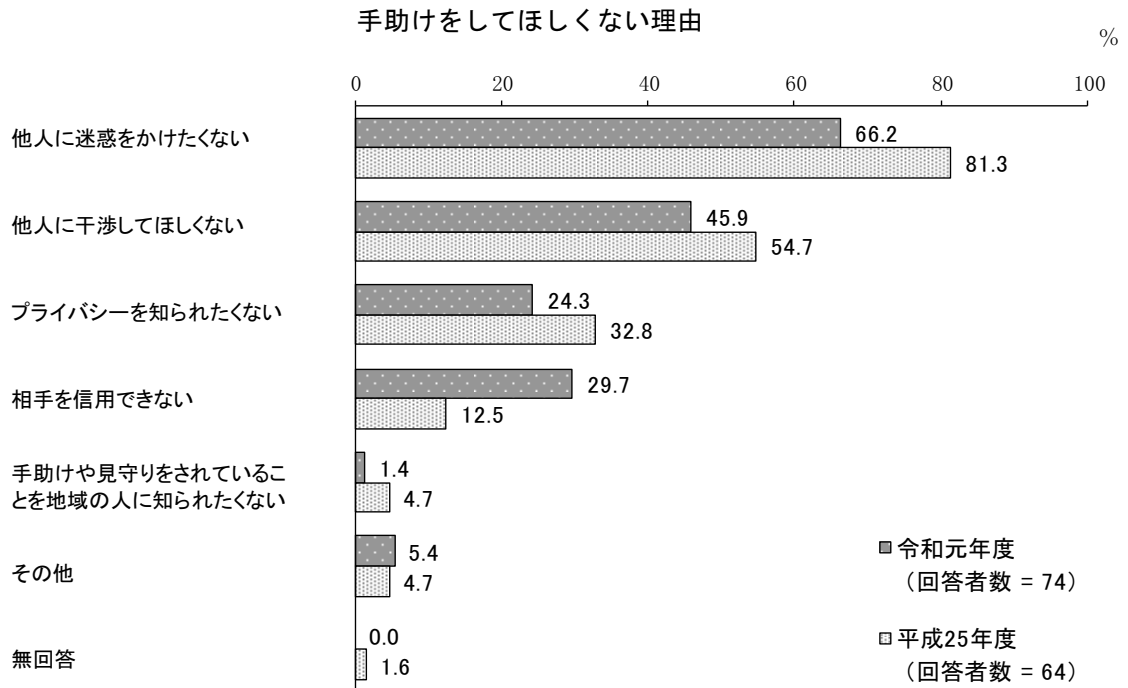
地域の方にどのような手助けをしてほしいと思いますか



◆手助けをしてほしくない理由

「他人に迷惑をかけたくない」の割合が66.2%と最も高く、次いで「他人に干渉してほしくない」の割合が45.9%、「相手を信用できない」の割合が29.7%となっています。

平成25年度と比較すると、「相手を信用できない」の割合が増加しています。一方、「他人に迷惑をかけたくない」「他人に干渉してほしくない」「プライバシーを知られたくない」の割合が減少しています。



③ 地域活動について

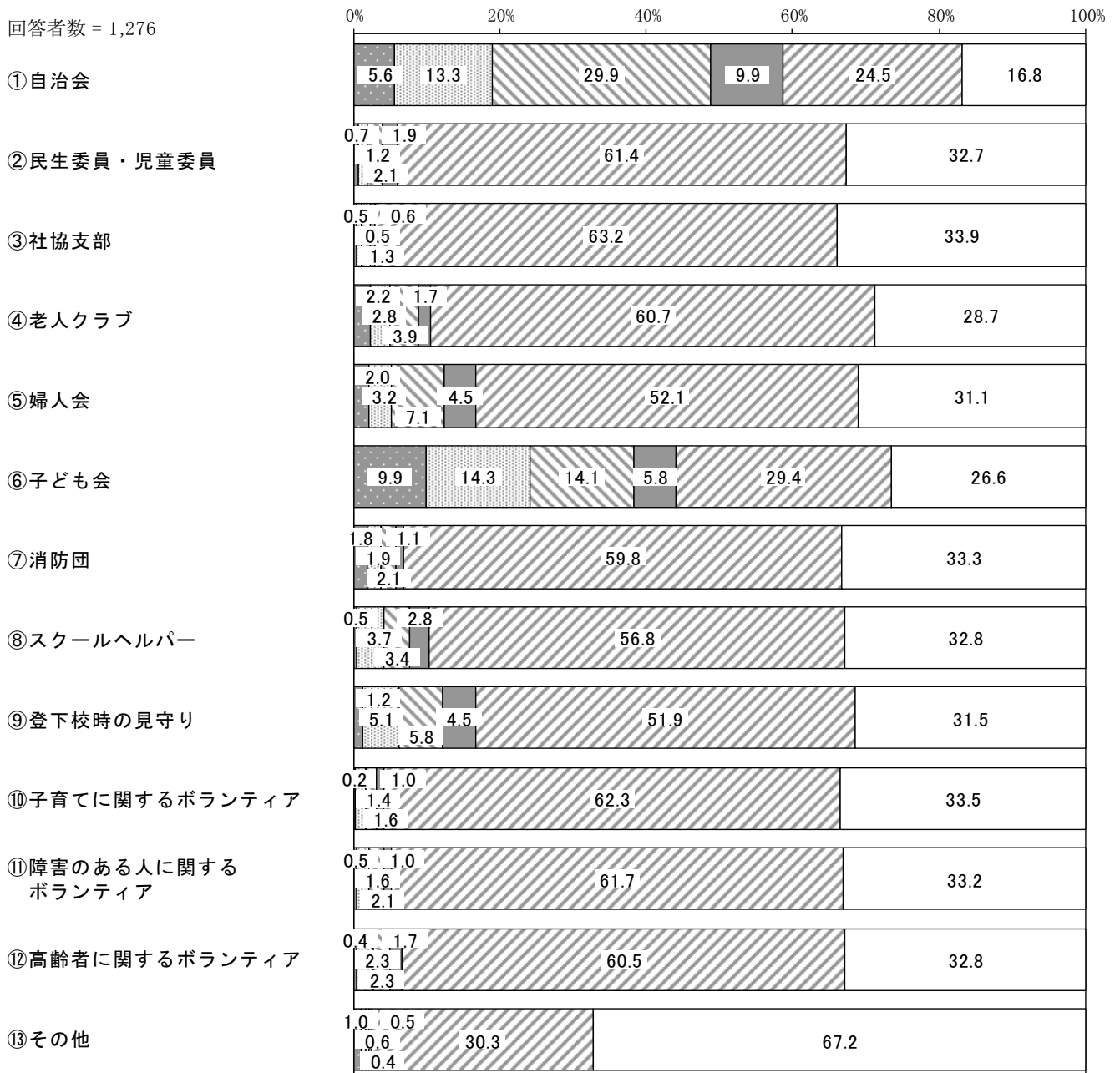
◆地域活動にどのような関わり方をしていますか

『①自治会』『⑥子ども会』で「積極的に活動に参加している(いた)」の割合が高くなっています。

地域活動にどのような関わり方をしていますか

- 運営面に中心的に関わっている(いた)
- ▨ 積極的に活動に参加している(いた)
- ▧ なんとなく参加している(いた)
- 人に頼まれ、やむなく参加している(いた)
- ▩ 参加したことがない
- 無回答

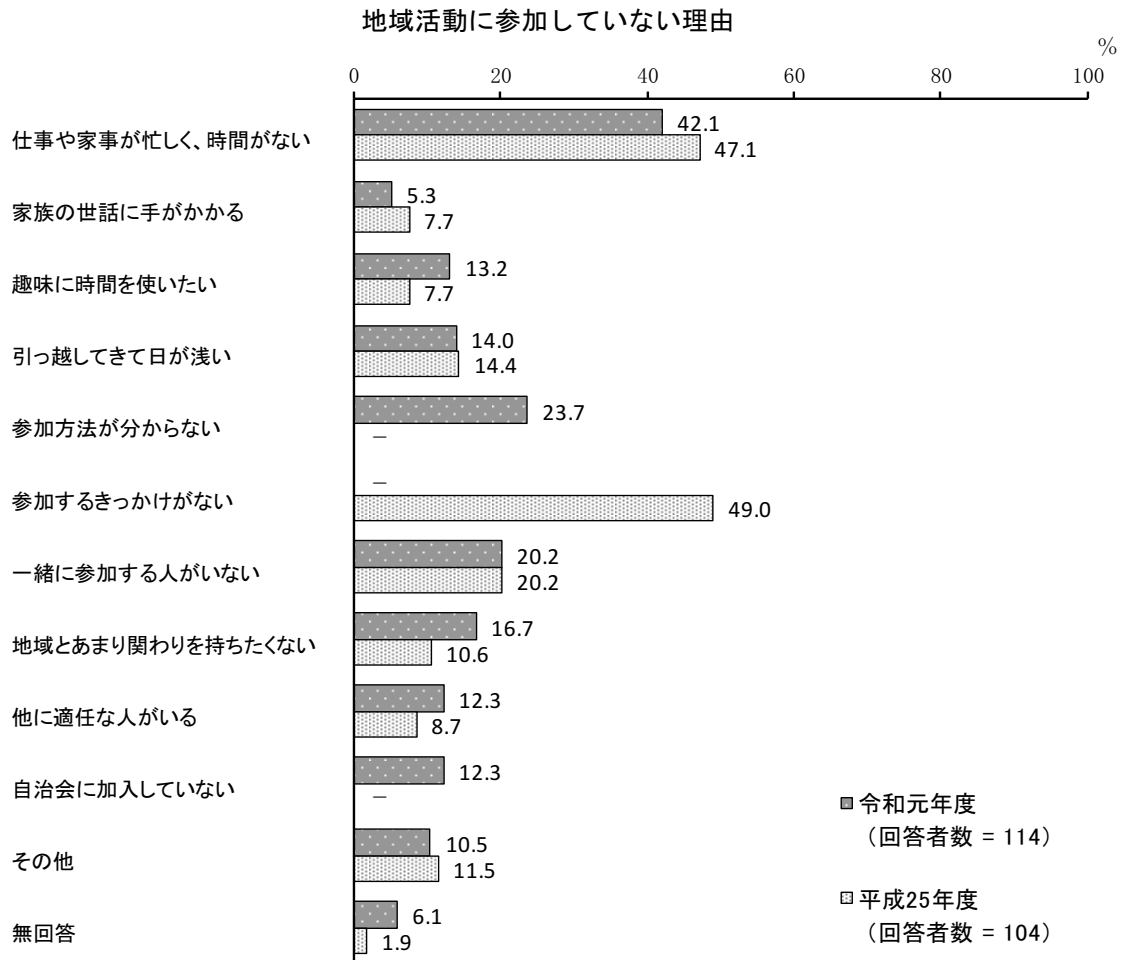
回答者数 = 1,276



◆地域活動に参加していない理由

「仕事や家事が忙しく、時間がない」の割合が42.1%と最も高く、次いで「参加方法が分からない」の割合が23.7%、「一緒に参加する人がいない」の割合が20.2%となっています。

平成25年度と比較すると、「趣味に時間を使いたい」「地域とあまり関わりを持ちたくない」の割合が増加しています。一方、「仕事や家事が忙しく、時間がない」の割合が減少しています。

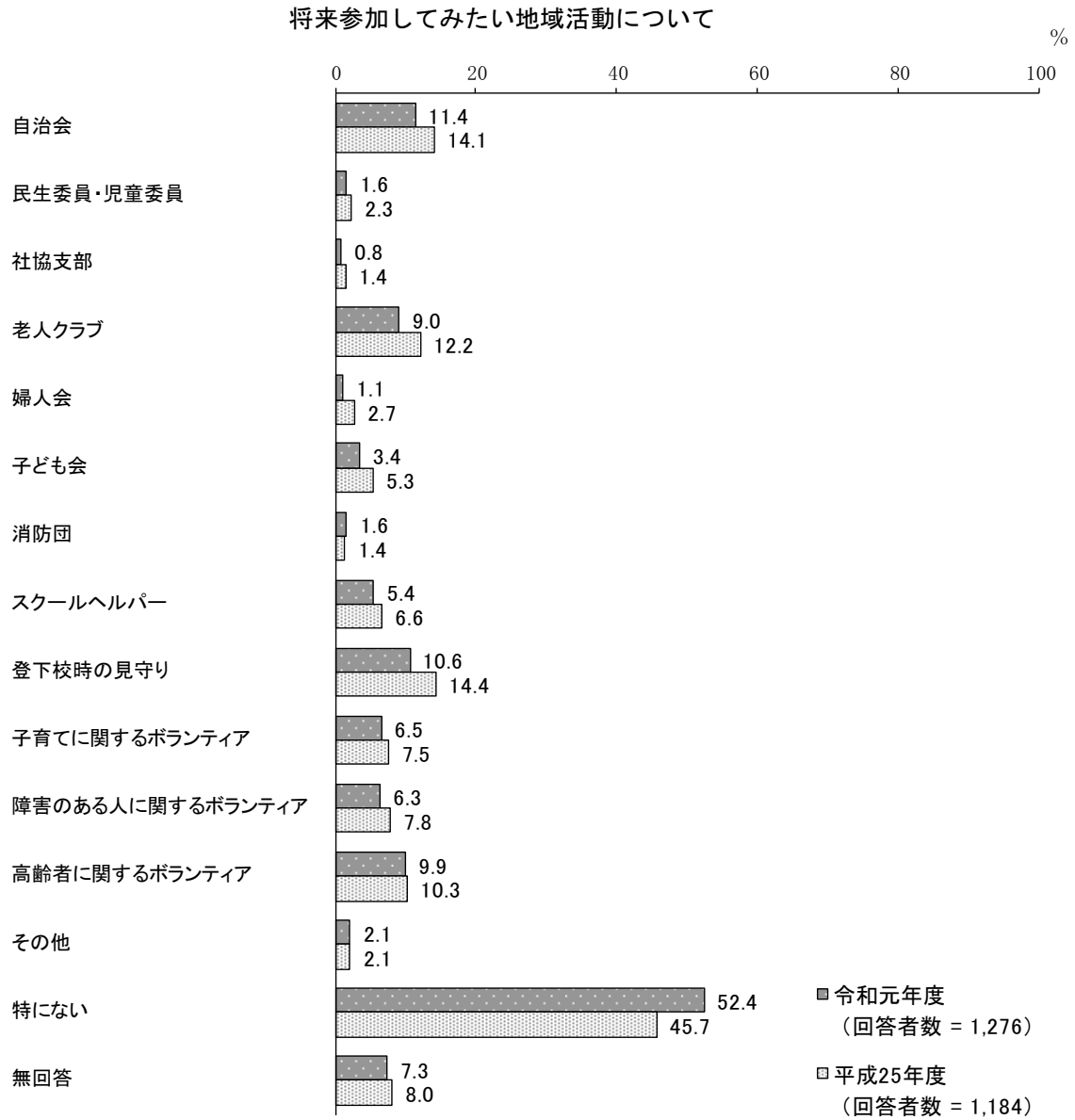


※「自治会に加入していない」「参加方法が分からない」は令和元年度調査から新たに追加しました。また、「参加するきっかけがない」は令和元年度調査にはありませんでした。

◆将来参加してみたい地域活動について

「特にない」の割合が52.4%と最も高く、次いで「自治会」の割合が11.4%、「登下校時の見守り」の割合が10.6%となっています。

平成25年度と比較すると、「特にない」の割合が増加しています。

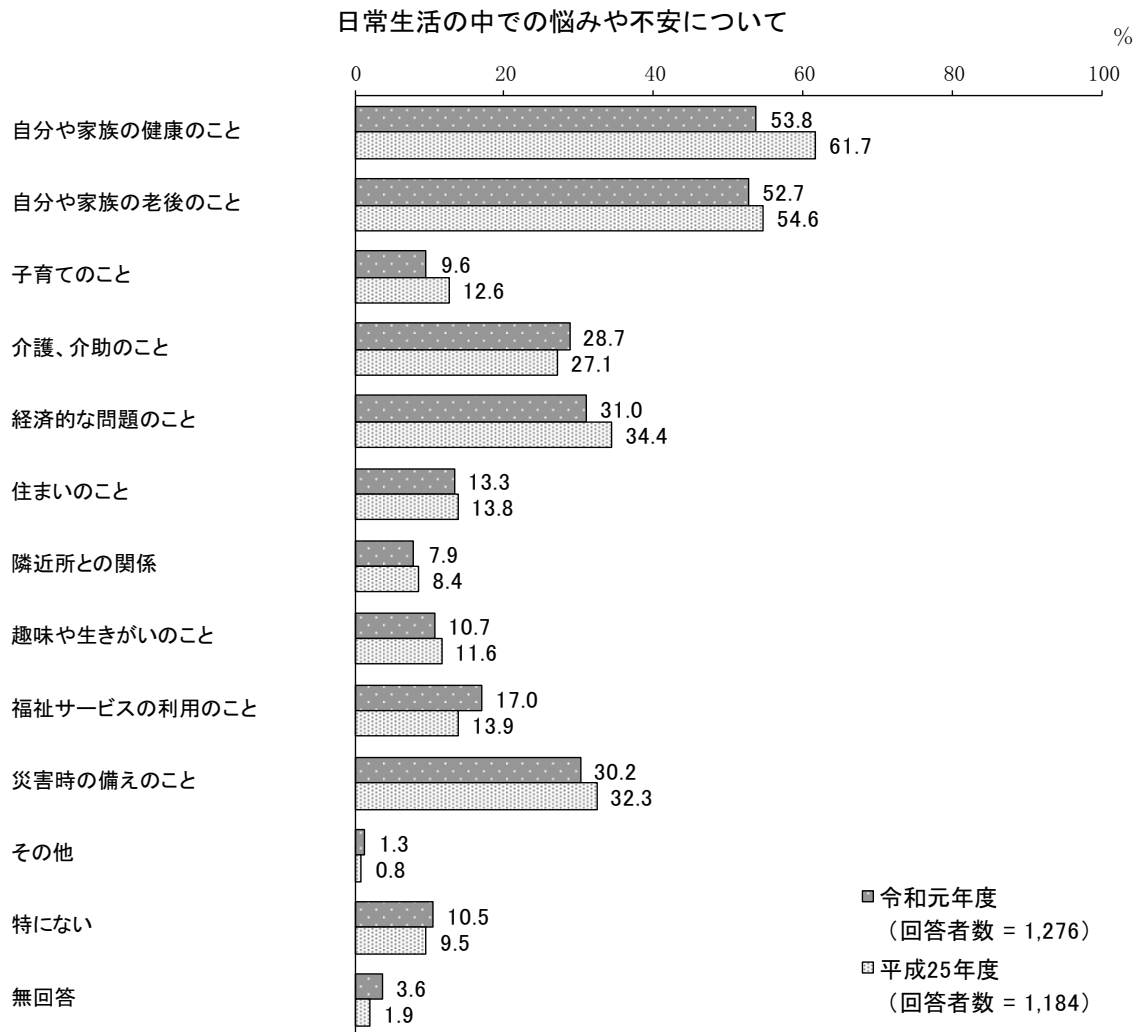


④ 日常生活の心配ごと、相談、支援について

◆日常生活の中での悩みや不安について

「自分や家族の健康のこと」の割合が53.8%と最も高く、次いで「自分や家族の老後のこと」の割合が52.7%、「経済的な問題のこと」の割合が31.0%となっています。

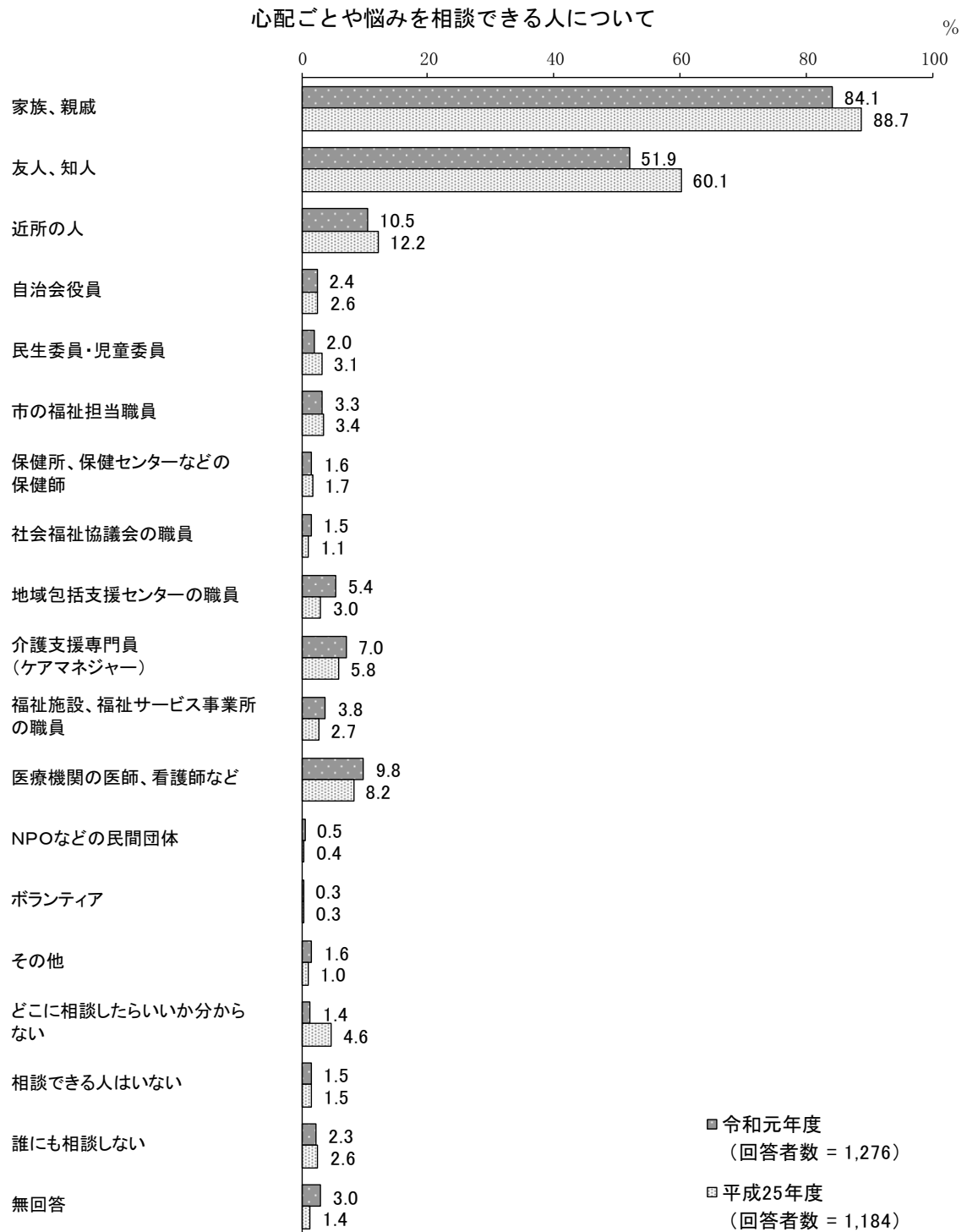
平成25年度と比較すると、「自分や家族の健康のこと」の割合が減少しています。



◆心配ごとや悩みを相談できる人について

「家族、親戚」の割合が84.1%と最も高く、次いで「友人、知人」の割合が51.9%、「近所の人」の割合が10.5%となっています。

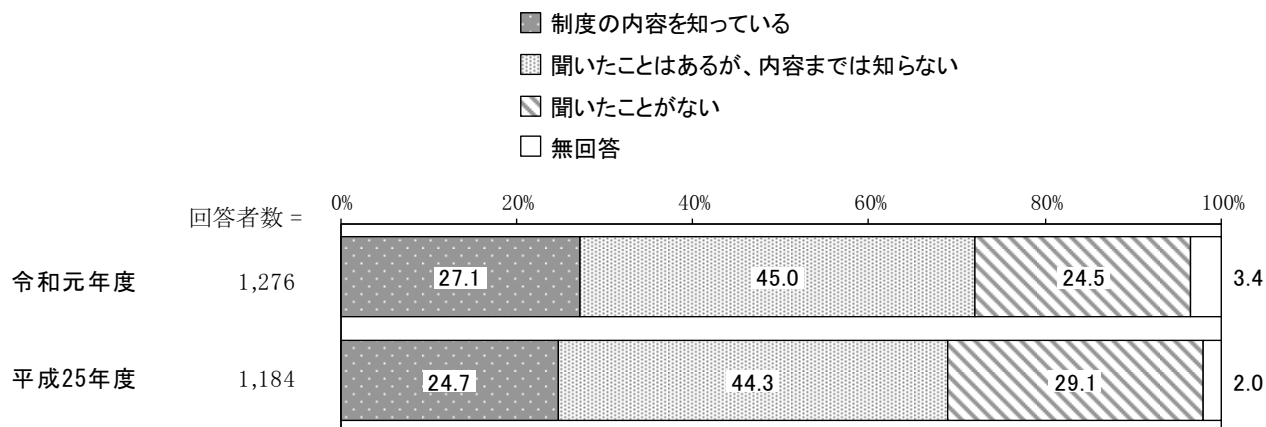
平成25年度と比較すると、「地域包括支援センター*の職員」「介護支援専門員（ケアマネジャー）」「福祉施設、福祉サービスの事業所の職員」「医療機関の医師、看護師など」が増加しています。



◆成年後見制度*について

「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が45.0%と最も高く、次いで「制度の内容を知っている」の割合が27.1%、「聞いたことがない」の割合が24.5%となっています。

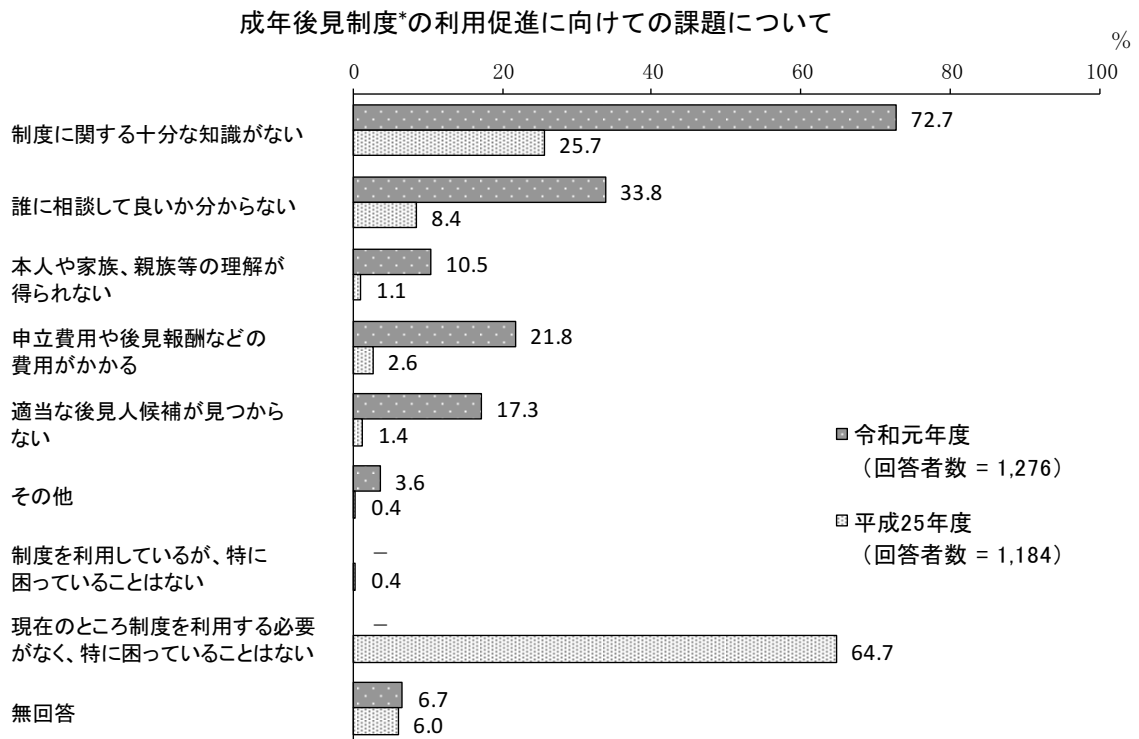
成年後見制度*について



◆成年後見制度*利用促進に向けての課題について

「制度に関する十分な知識がない」の割合が72.7%と最も高く、次いで「誰に相談して良いか分からない」の割合が33.8%、「申立費用や後見報酬などの費用がかかる」の割合が21.8%となっています。

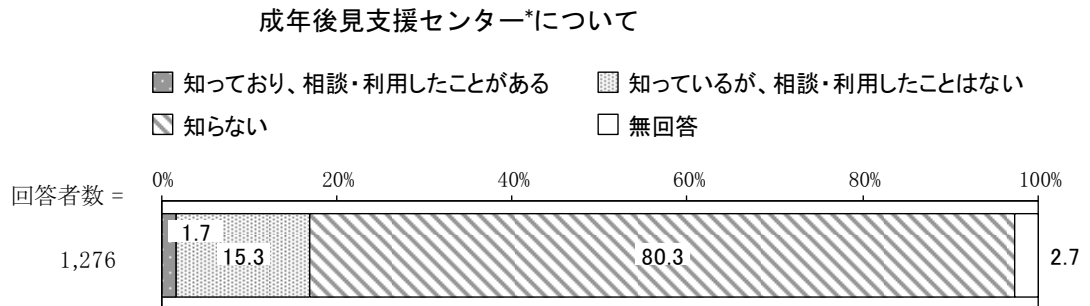
平成25年度と比較すると、「制度に関する十分な知識がない」「誰に相談して良いか分からない」「本人や家族、親族等の理解が得られない」「申立費用や後見報酬などの費用がかかる」「適当な後見人候補が見つからない」の割合が増加しています。一方、平成25年度調査にあった「現在のところ制度を利用する必要がなく、特に困っていることはない」の選択肢を削除したところ、「制度に関する十分な知識がない」の割合が大きく増加しています。



※「制度を利用しているが、特に困っていることはない」「現在のところ制度を利用する必要がなく、特に困っていることはない」は令和元年度調査にはありませんでした。

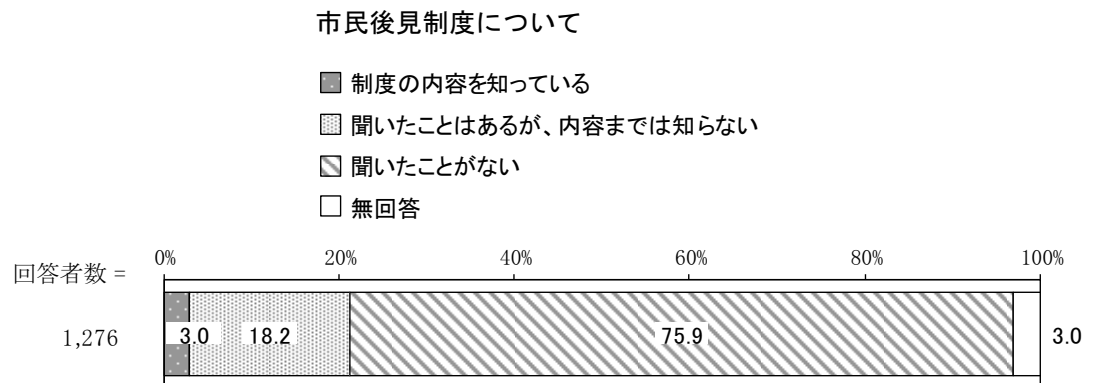
◆成年後見支援センター*について

「知らない」の割合が80.3%と最も高く、次いで「知っているが、相談・利用したことはない」の割合が15.3%となっています。



◆市民後見制度について

「聞いたことがない」の割合が75.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が18.2%となっています。

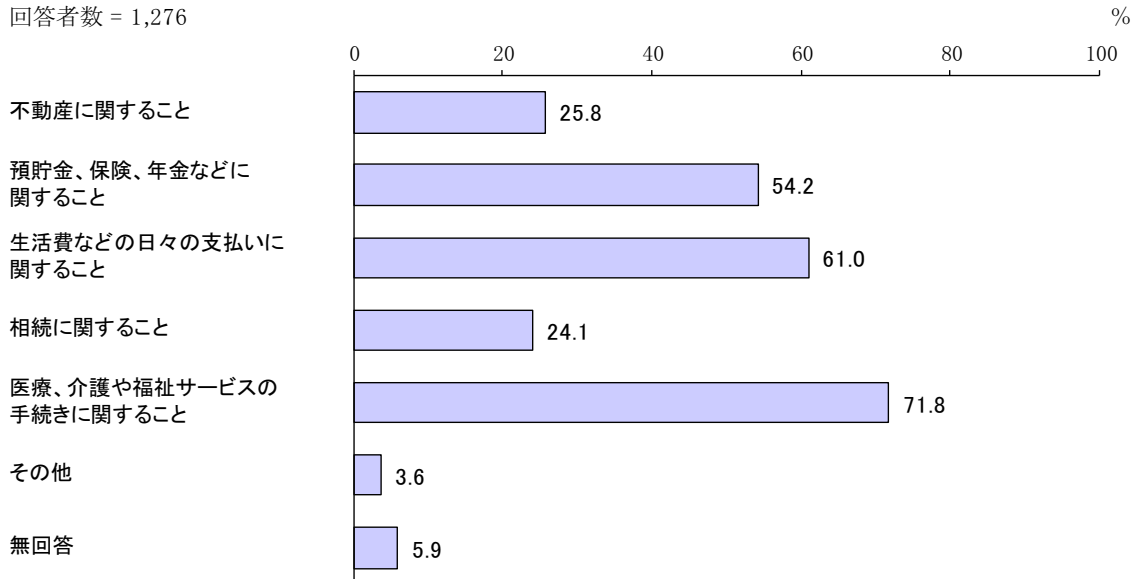


◆障害や認知症などで判断能力が低下した場合、支援してほしいこと（困ること）

「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」の割合が71.8%と最も高く、次いで「生活費などの日々の支払いに関すること」の割合が61.0%、「預貯金、保険、年金などに関すること」の割合が54.2%となっています。

障害や認知症などで判断能力が低下した場合、支援してほしいこと（困ること）

回答者数 = 1,276

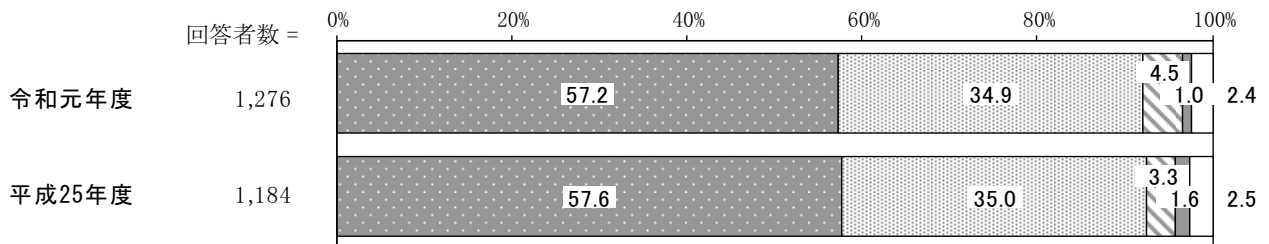


◆虐待や権利侵害と思われるケースを見聞きした場合の対応について

「誰かに連絡する（市役所、警察、地域の人など）」の割合が57.2%と最も高く、次いで「しばらく様子を見守る」の割合が34.9%となっています。

虐待や権利侵害と思われるケースを見聞きした場合の対応について

- 誰かに連絡する(市役所、警察、地域の人など)
- ▨ しばらく様子を見守る
- ▧ 特に何もしない
- その他
- 無回答

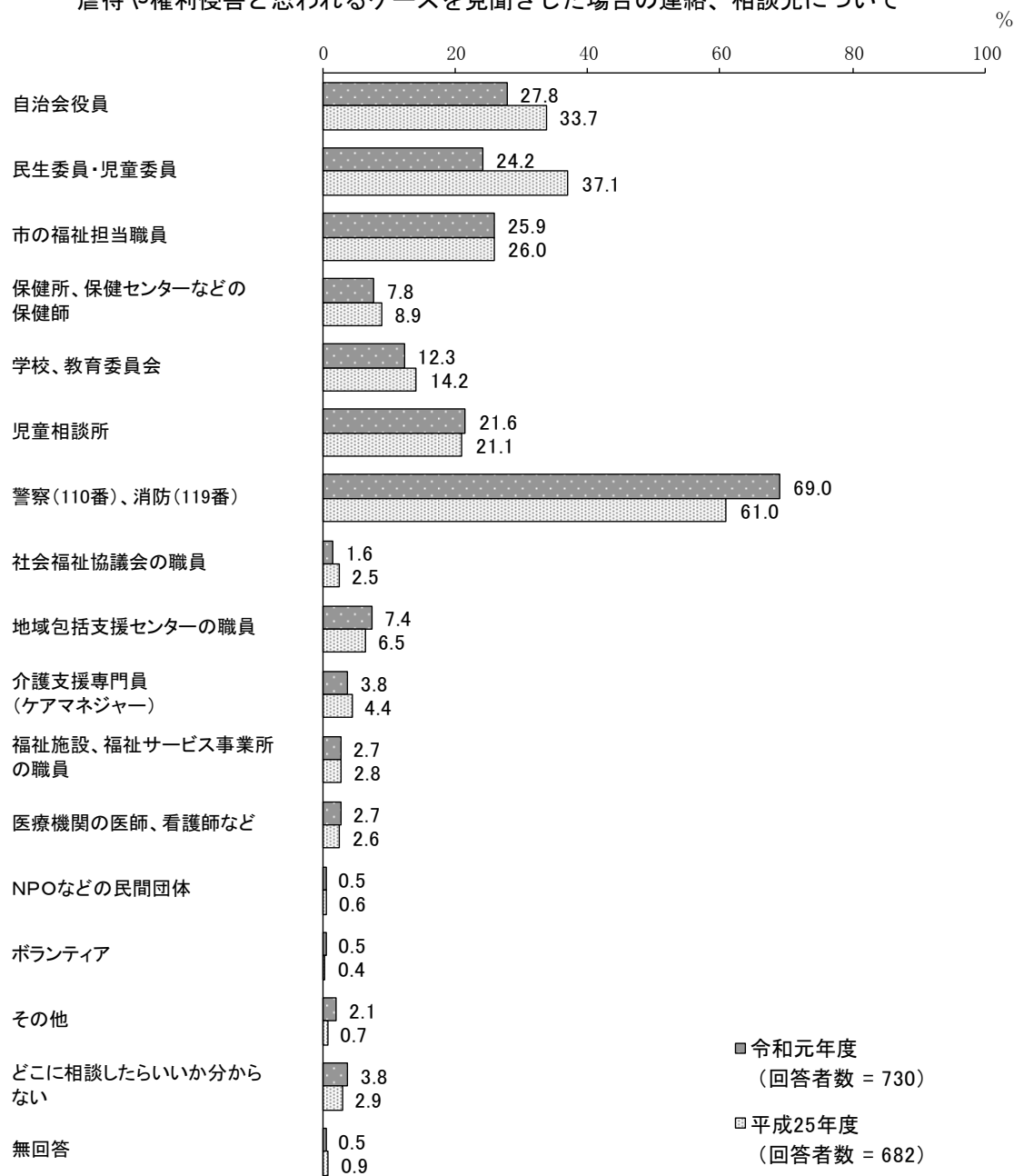


◆虐待や権利侵害と思われるケースを見聞きした場合の連絡、相談先について

「警察（110番）、消防（119番）」の割合が69.0%と最も高く、次いで「自治会役員」の割合が27.8%、「市の福祉担当職員」の割合が25.9%となっています。

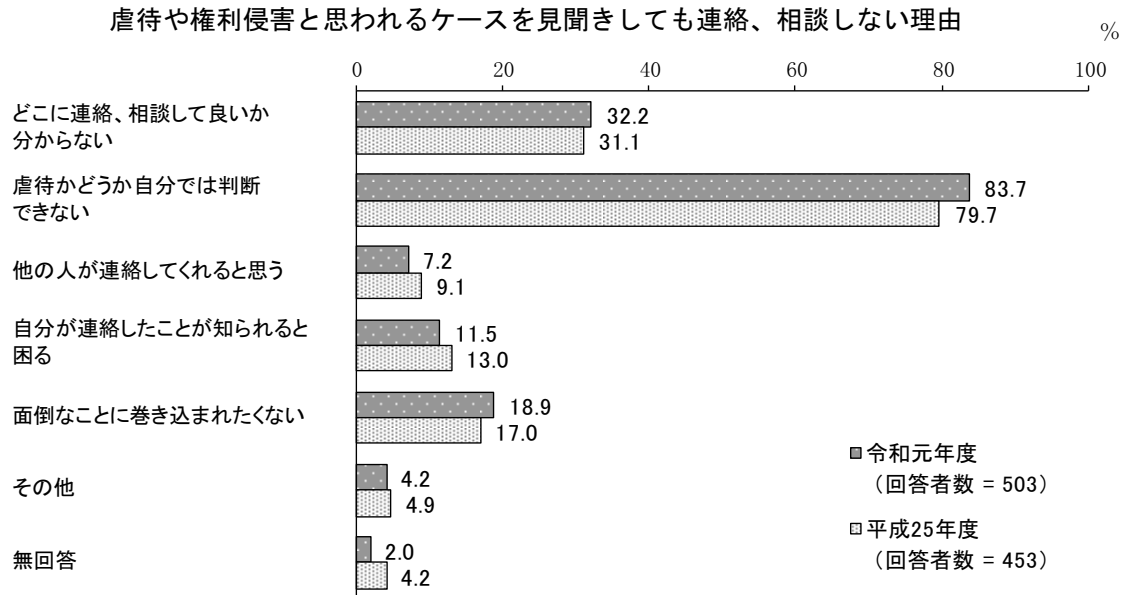
平成25年度と比較すると、「警察（110番）、消防（119番）」の割合が増加しています。一方、「自治会役員」「民生委員・児童委員」の割合が減少しています。

虐待や権利侵害と思われるケースを見聞きした場合の連絡、相談先について



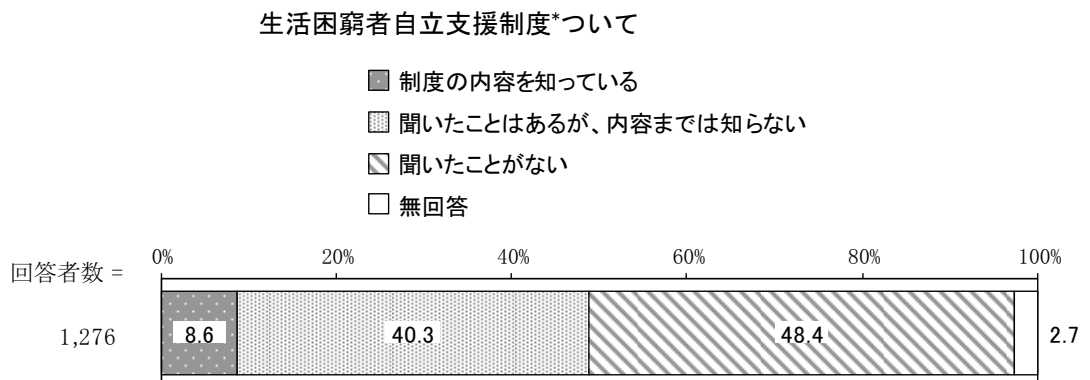
◆虐待や権利侵害と思われるケースを見聞きしても連絡、相談しない理由

「虐待かどうか自分では判断できない」の割合が83.7%と最も高く、次いで「どこに連絡、相談して良いか分からない」の割合が32.2%、「面倒なことに巻き込まれたくない」の割合が18.9%となっています。



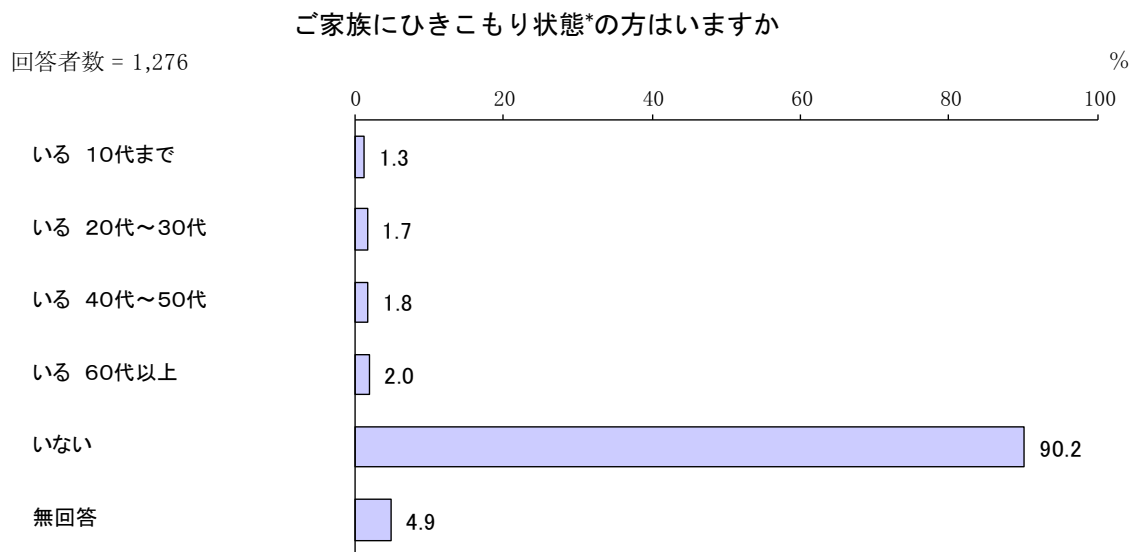
◆生活困窮者自立支援制度*について

「聞いたことがない」の割合が48.4%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が40.3%となっています。



◆ご家族にひきこもり状態*の方はいますか

「いない」の割合が90.2%と最も高くなっています。



◆ひきこもり状態*の方への支援について

『①10代まで』で「相談窓口・家族会等の情報提供」の割合が、『③40代~50代』で「当事者の居場所づくり」「就労支援」の割合が、他の年代と比べて高くなっています。

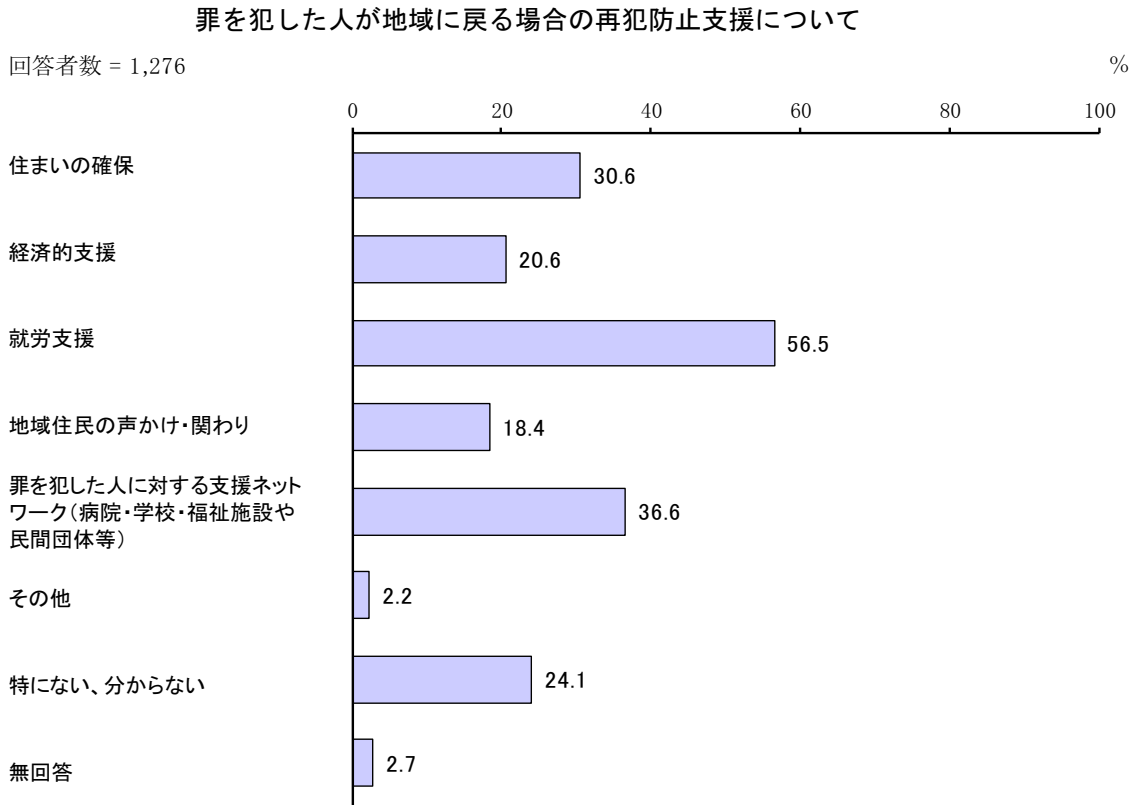
ひきこもり状態*の方への支援について

単位：%

区分	有効回答数 (件)	先当事者・家族の相談	相談窓口・家族会等の情報提供	当事者の居場所づくり	就労支援	その他	無回答
①10代まで	17	41.2	41.2	41.2	47.1	29.4	—
②20代~30代	22	22.7	18.2	22.7	40.9	22.7	22.7
③40代~50代	23	34.8	30.4	47.8	56.5	26.1	0.0
④60代以上	25	48.0	20.0	28.0	—	20.0	12.0

◆ 罪を犯した人が地域に戻る場合の再犯防止支援について

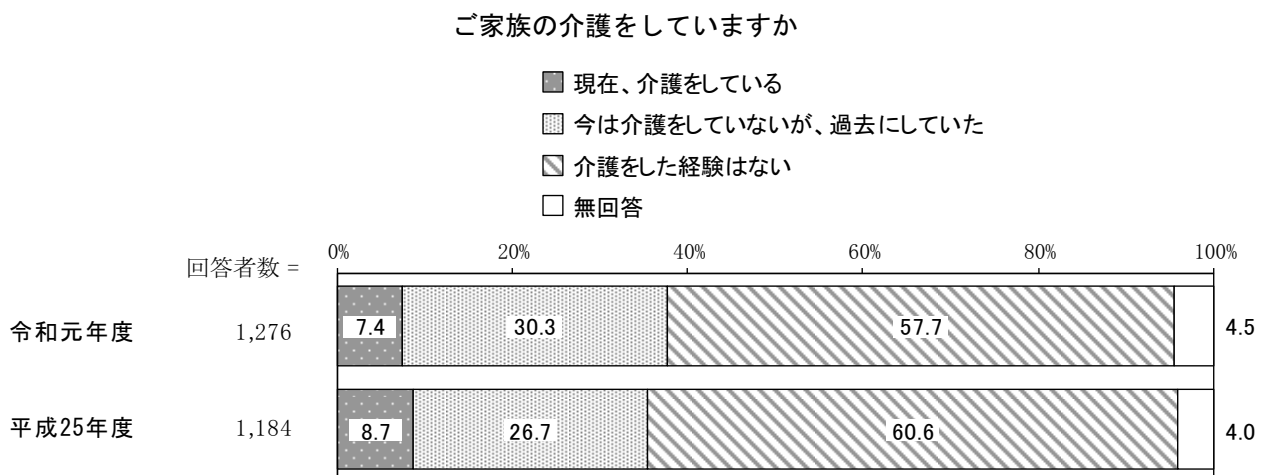
「就労支援」の割合が56.5%と最も高く、次いで「罪を犯した人に対する支援ネットワーク（病院・学校・福祉施設や民間団体等）」の割合が36.6%、「住まいの確保」の割合が30.6%となっています。



⑤ 介護や医療について

◆ ご家族の介護をしていますか

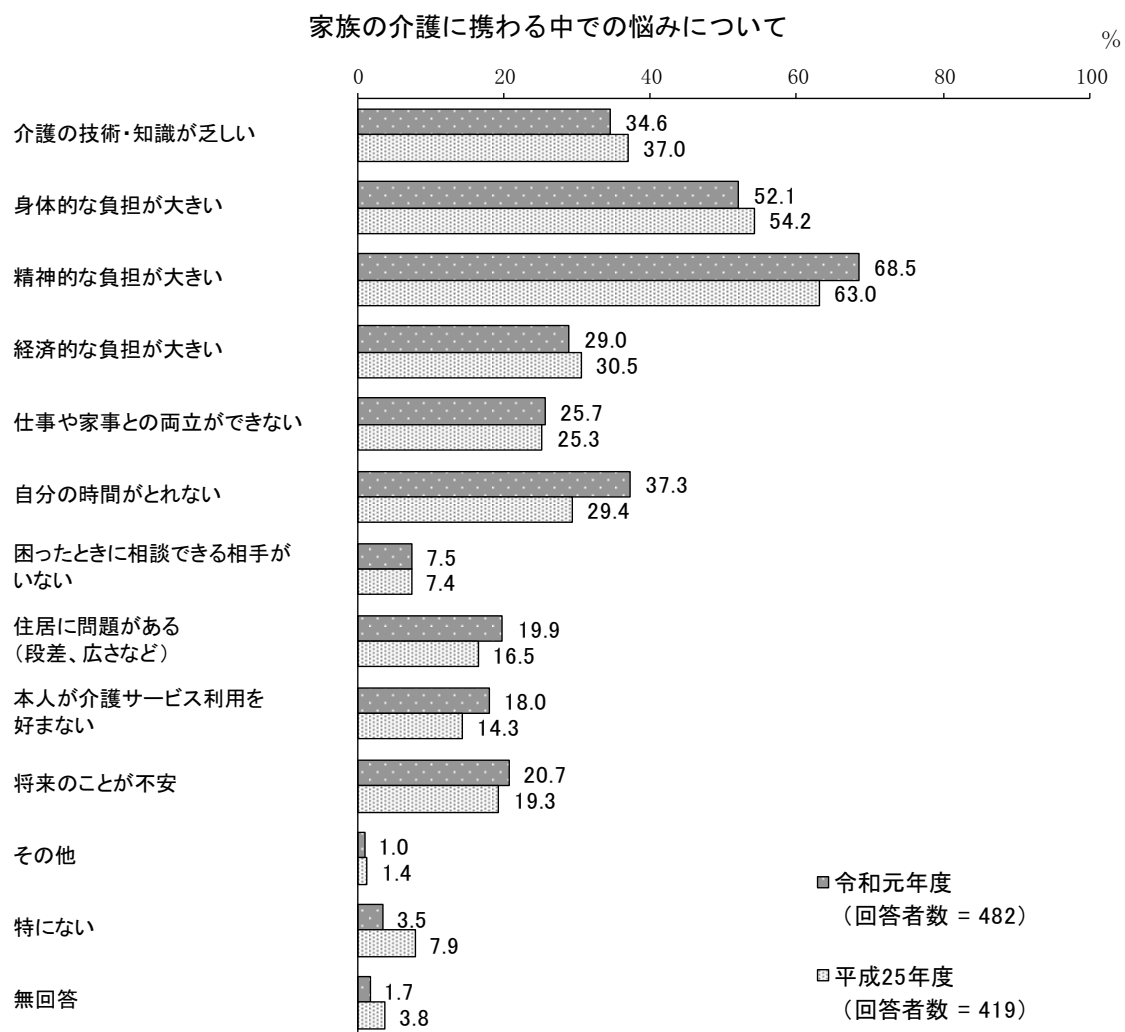
「介護をした経験はない」の割合が57.7%と最も高く、次いで「今は介護をしていないが、過去にしていた」の割合が30.3%となっています。



◆家族の介護に携わる中での悩みについて

「精神的な負担が大きい」の割合が68.5%と最も高く、次いで「身体的な負担が大きい」の割合が52.1%、「自分の時間がとれない」の割合が37.3%となっています。

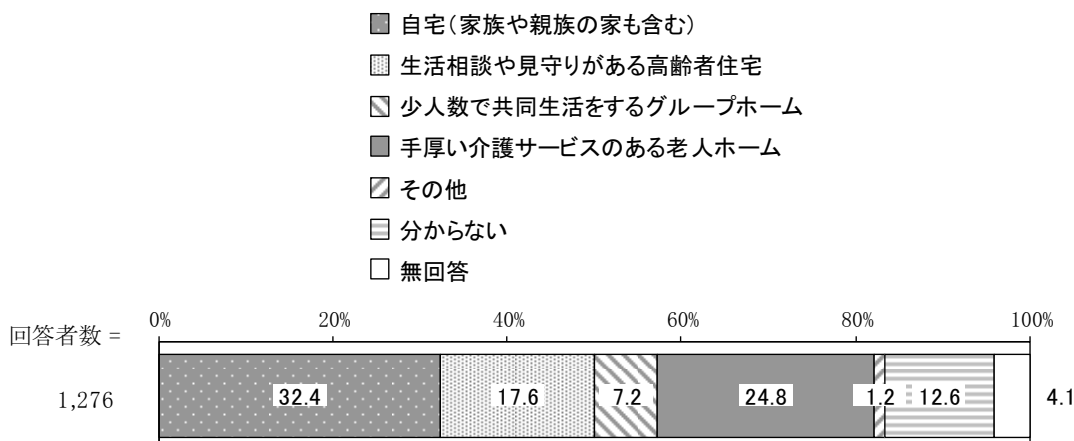
平成25年度と比較すると、「精神的な負担が大きい」「自分の時間がとれない」の割合が増加しています。



◆将来、あなたご自身が介護の必要な状況になったとき、どこで暮らしたいですか

「自宅（家族や親族の家も含む）」の割合が32.4%と最も高く、次いで「手厚い介護サービスのある老人ホーム」の割合が24.8%、「生活相談や見守りがある高齢者住宅」の割合が17.6%、「生活相談や見守りがある高齢者住宅」の割合が17.6%となっています。

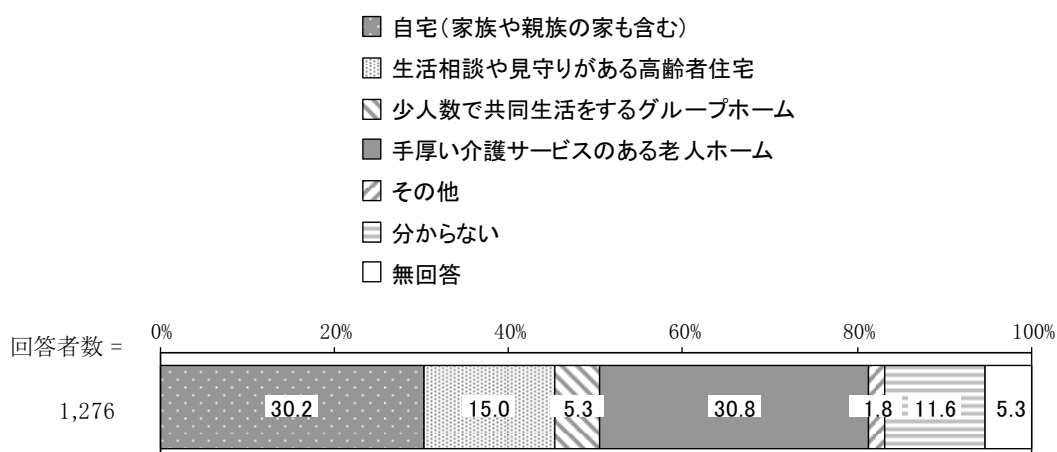
将来、あなたご自身が介護の必要な状況になったとき、どこで暮らしたいですか



◆将来、あなたのご家族が介護の必要な状況になったとき、ご家族にはどこで暮らしてほしいと思いますか

「手厚い介護サービスのある老人ホーム」の割合が30.8%と最も高く、次いで「自宅（家族や親族の家も含む）」の割合が30.2%、「生活相談や見守りがある高齢者住宅」の割合が15.0%となっています。

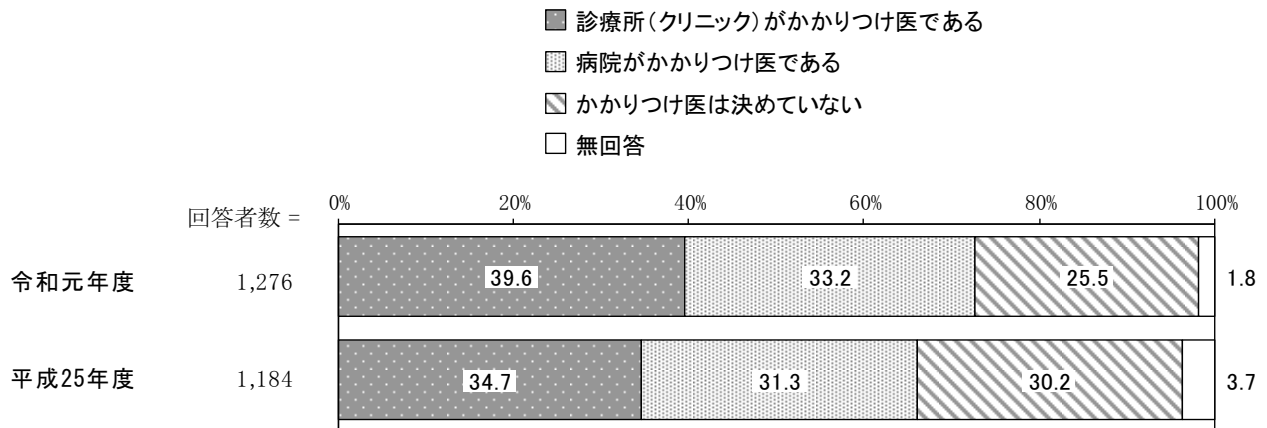
将来、あなたのご家族が介護の必要な状況になったとき
ご家族にはどこで暮らしてほしいと思いますか



◆「かかりつけ医」を決めていますか

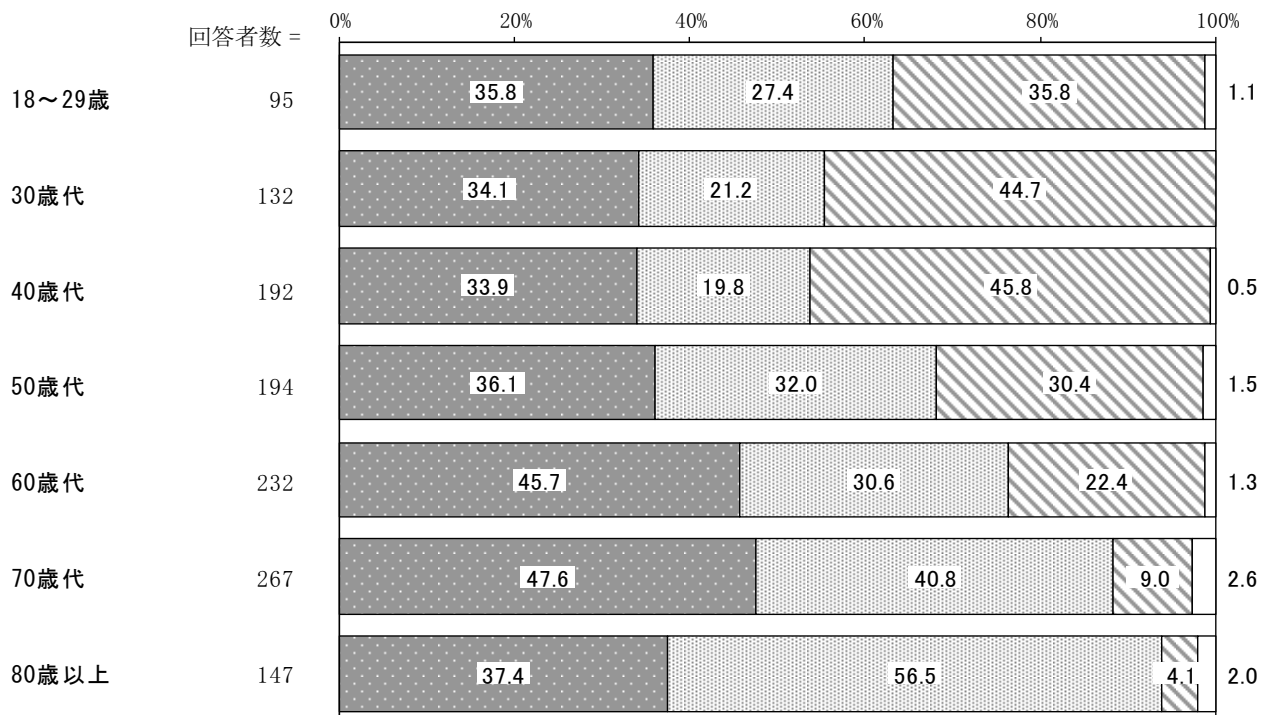
「診療所（クリニック）がかかりつけ医である」の割合が39.6%と最も高く、次いで「病院がかかりつけ医である」の割合が33.2%、「かかりつけ医は決めていない」の割合が25.5%となっています。

「かかりつけ医」を決めていますか



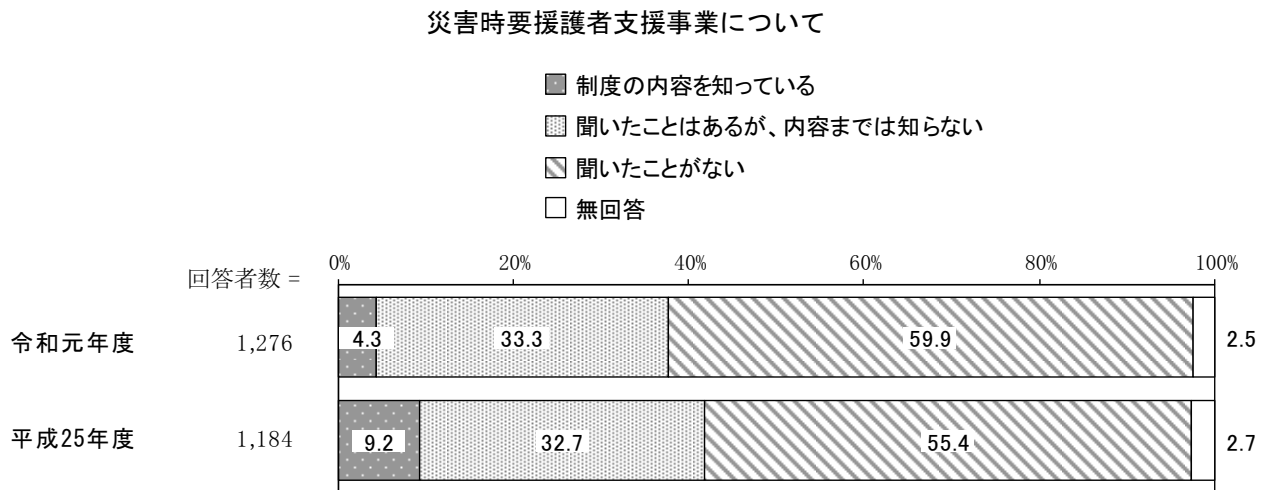
【年代別】

年代別でみると、他に比べ、60歳代、70歳代で「診療所（クリニック）がかかりつけ医である」の割合が、30歳代、40歳代で「かかりつけ医は決めていない」の割合が高くなっています。



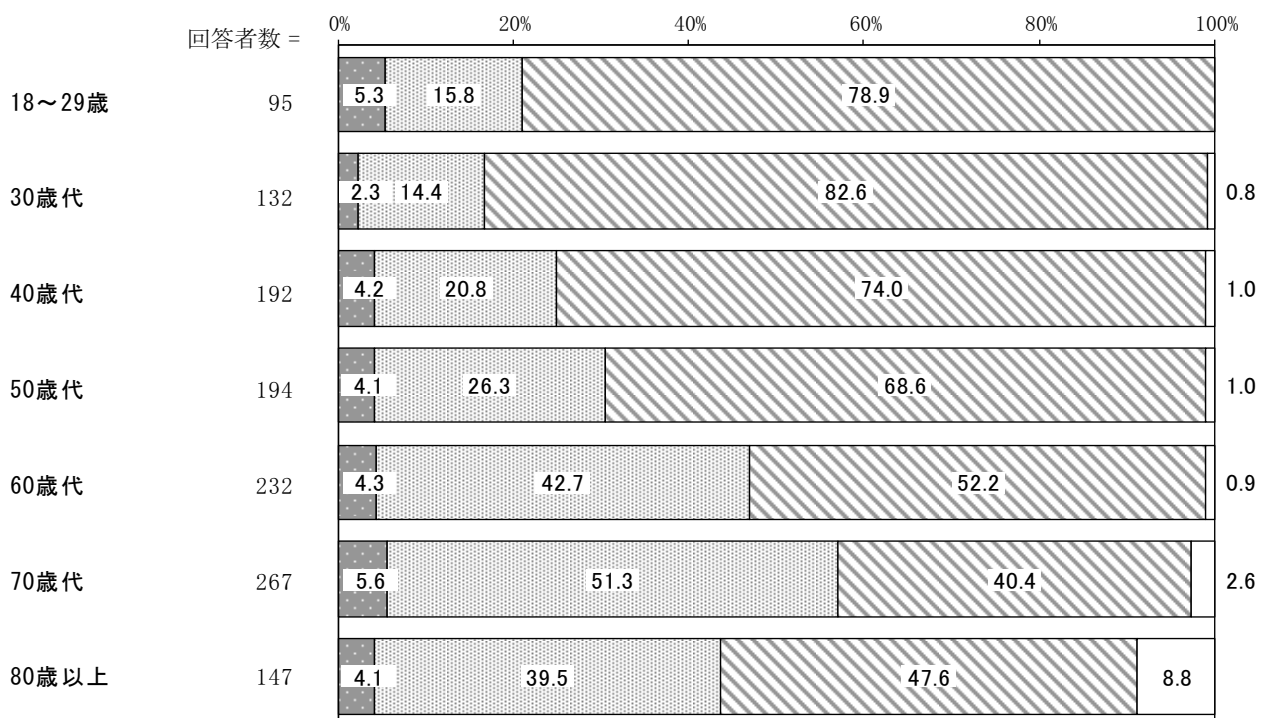
◆災害時要援護者支援事業について

「聞いたことがない」の割合が59.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が33.3%となっています。



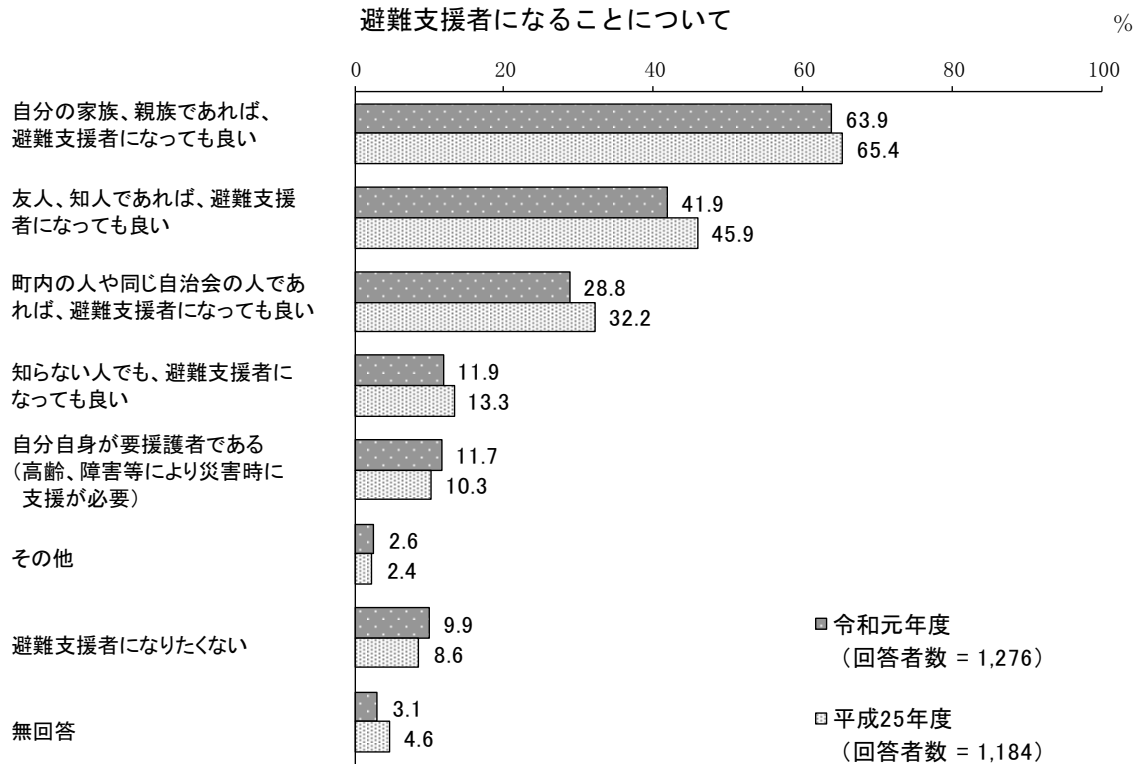
【年代別】

年代別でみると、他に比べ、30歳代で「聞いたことがない」の割合が高くなっています。



◆避難支援者になることについて

「自分の家族、親族であれば、避難支援者になっても良い」の割合が63.9%と最も高く、次いで「友人、知人であれば、避難支援者になっても良い」の割合が41.9%、「町内の人や同じ自治会の人であれば、避難支援者になっても良い」の割合が28.8%となっています。

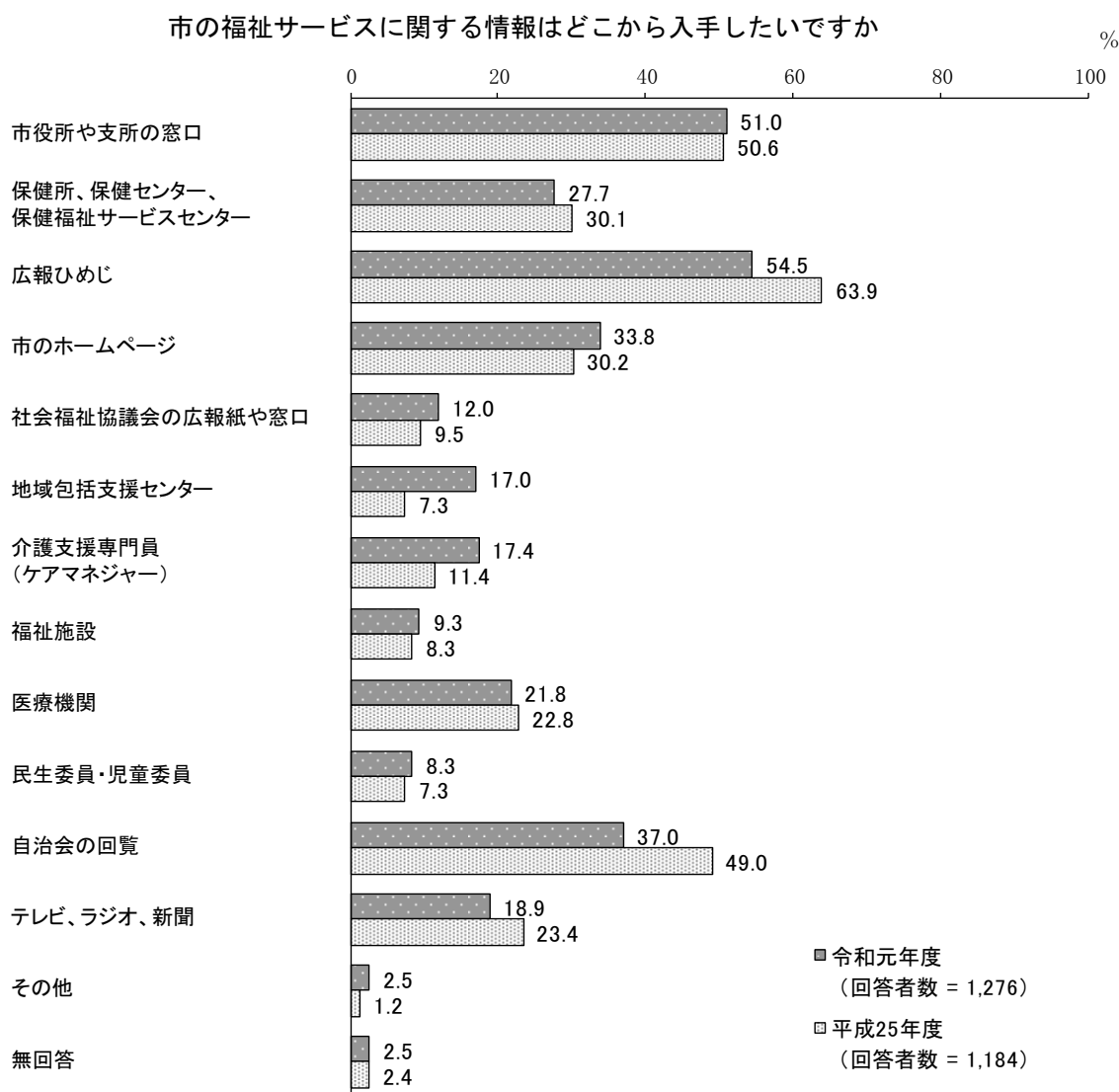


⑥ 福祉サービスの利用、これからの福祉のあり方について

◆市の福祉サービスに関する情報はどこから入手したいですか

「広報ひめじ」の割合が54.5%と最も高く、次いで「市役所や支所の窓口」の割合が51.0%、「自治会の回覧」の割合が37.0%となっています。

平成25年度と比較すると、「地域包括支援センター*」「介護支援専門員（ケアマネジャー）」の割合が増加しています。一方、「広報ひめじ」「自治会の回覧」の割合が減少しています。

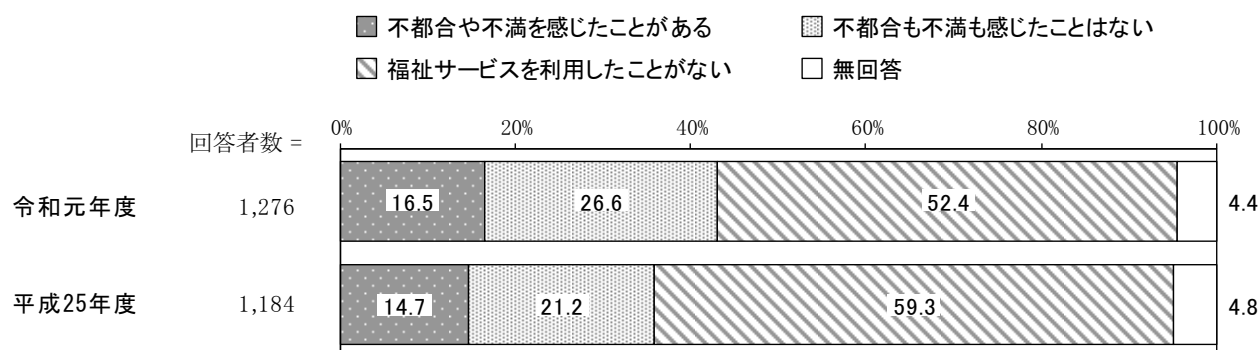


◆福祉サービスの利用に関して、不都合を感じたり不満に思ったことはありますか

「福祉サービスを利用したことがない」の割合が52.4%と最も高く、次いで「不都合も不満も感じたことはない」の割合が26.6%、「不都合や不満を感じたことがある」の割合が16.5%となっています。

平成25年度と比較すると、「不都合も不満も感じたことはない」の割合が増加しています。一方、「福祉サービスを利用したことがない」の割合が減少しています。

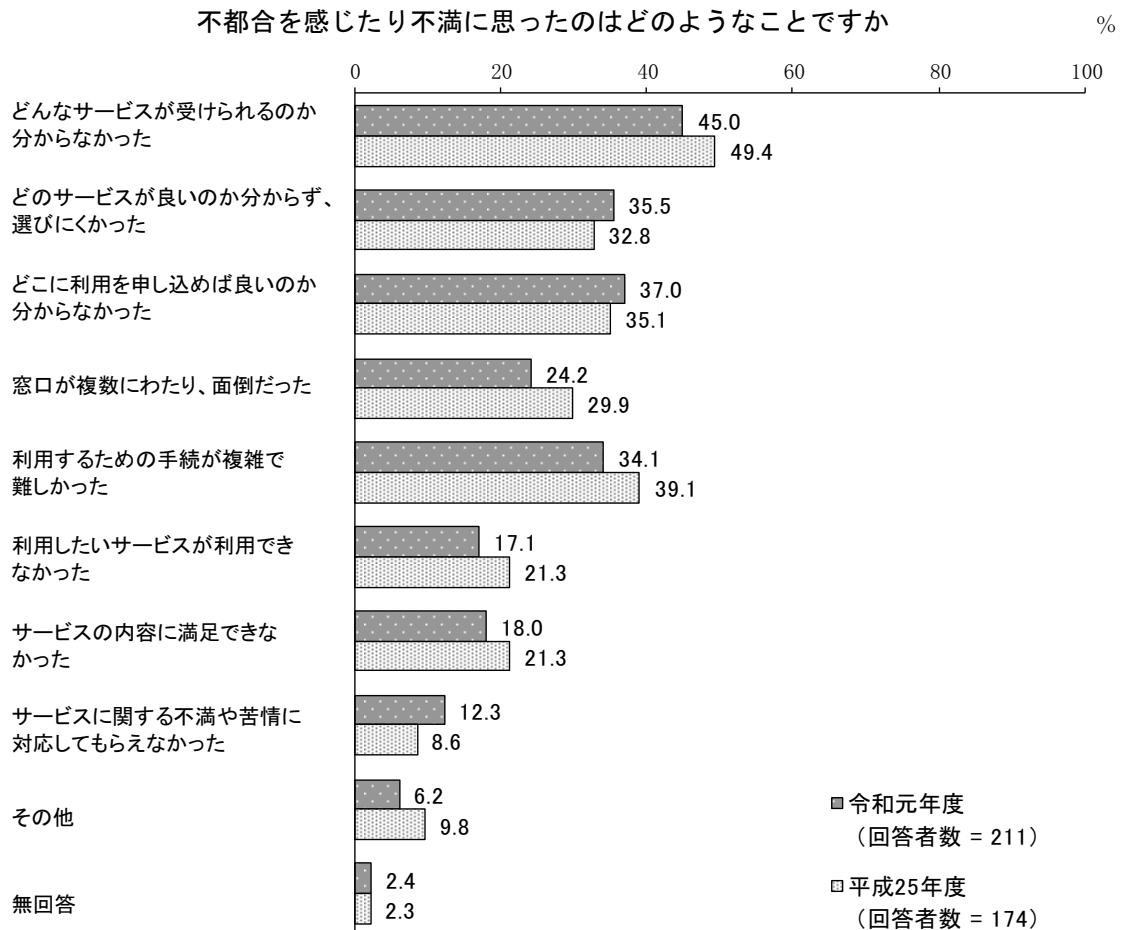
福祉サービスの利用に関して、不都合を感じたり不満に思ったことはありますか



◆不都合を感じたり不満に思ったのはどのようなことですか

「どんなサービスが受けられるのか分からなかった」の割合が45.0%と最も高く、次いで「どこに利用を申し込めば良いのか分からなかった」の割合が37.0%、「どのサービスが良いのか分からず、選びにくかった」の割合が35.5%となっています。

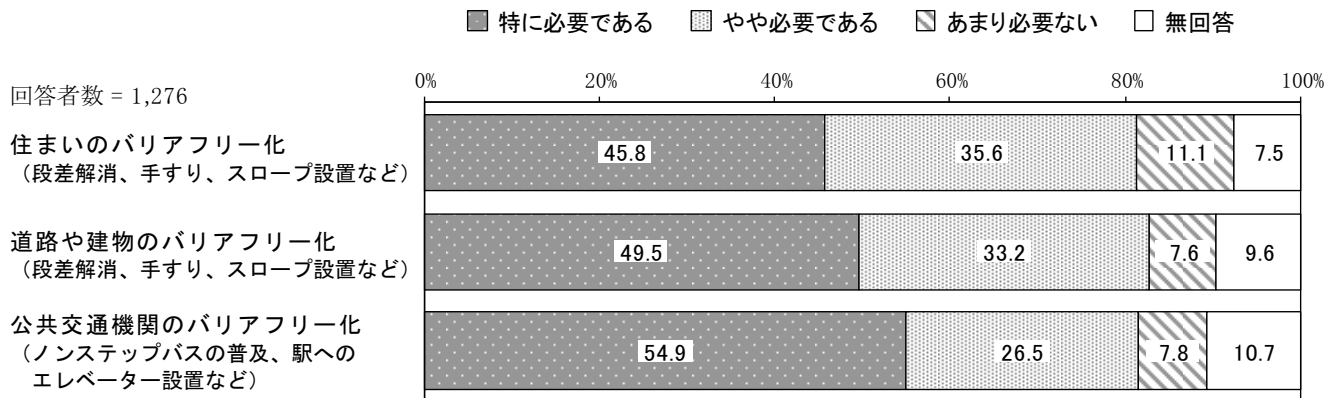
平成25年度と比較すると、「窓口が複数にわたり、面倒だった」の割合が減少しています。



◆住み慣れた地域でいつまでも暮らすための取り組みについて

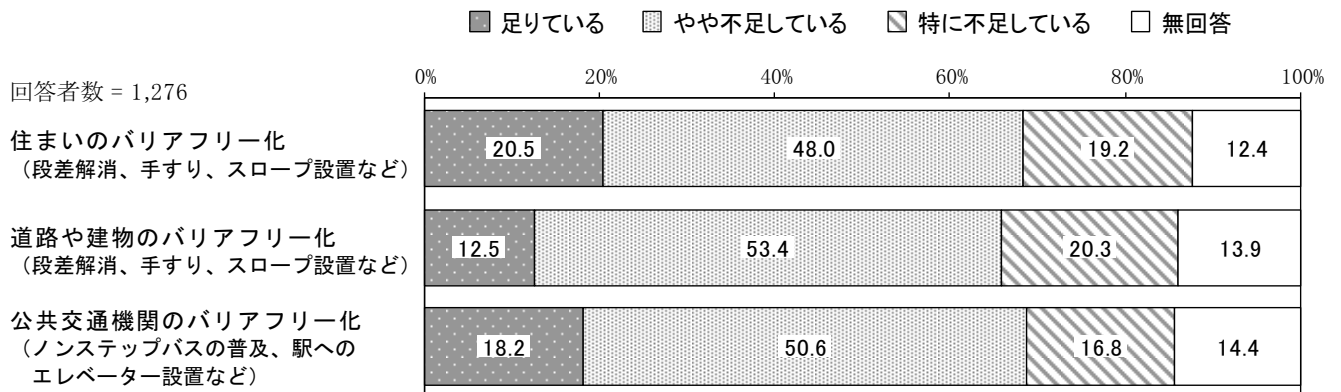
【住まいやまちのバリアフリー化についての必要度】

『公共交通機関のバリアフリー化（ノンステップバスの普及、駅へのエレベーター設置など）』で「特に必要である」の割合が高くなっています。



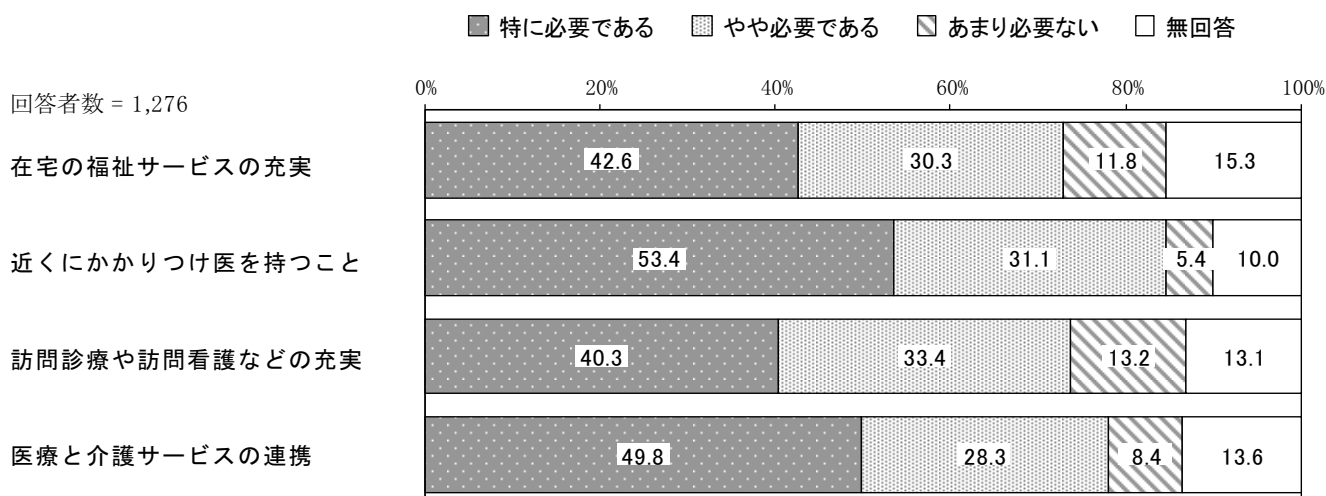
【住まいやまちのバリアフリー化についての充足度】

『道路や建物のバリアフリー化（段差解消、手すり、スロープ設置など）』で「足りている」の割合が低くなっています。



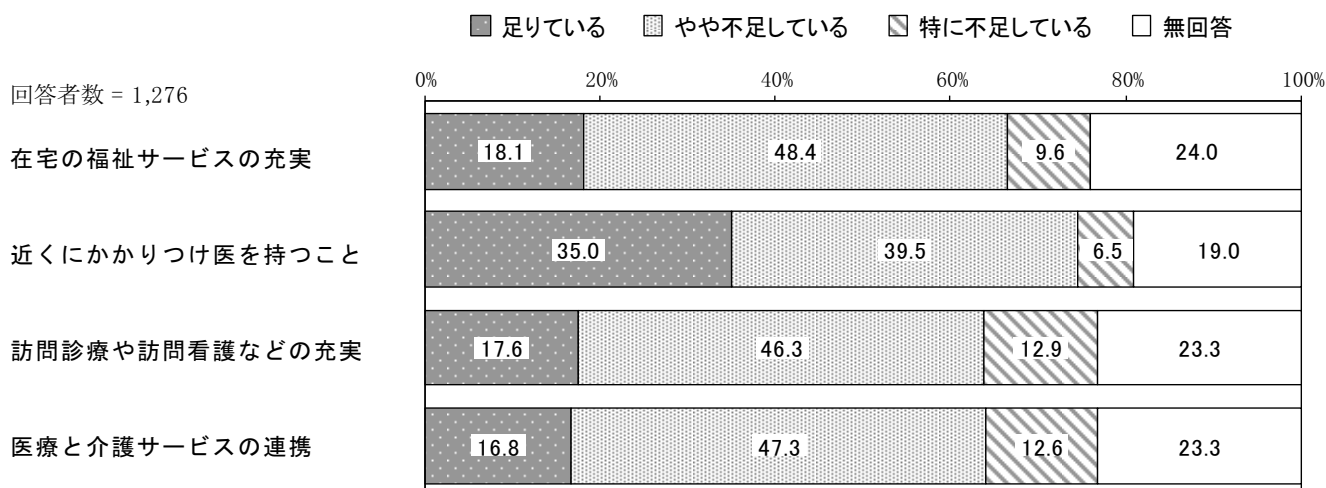
【医療や福祉についての必要度】

『近くにかかりつけ医を持つこと』で「特に必要である」の割合が高くなっています。



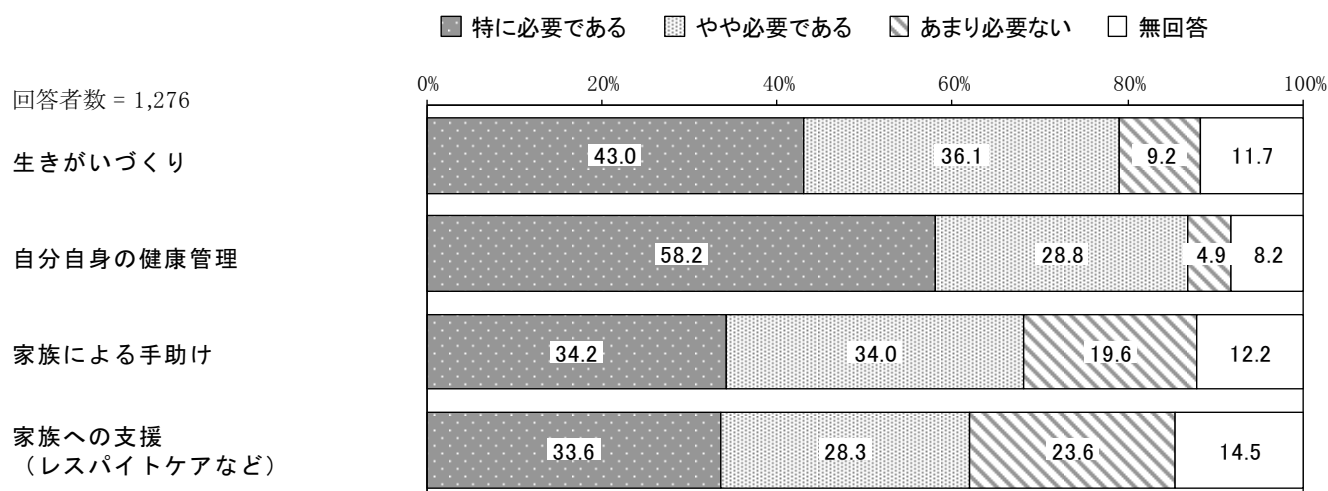
【医療や福祉についての充足度】

『訪問診療や訪問看護などの充実』『医療と介護サービスの連携』で「特に不足している」の割合が高くなっています。



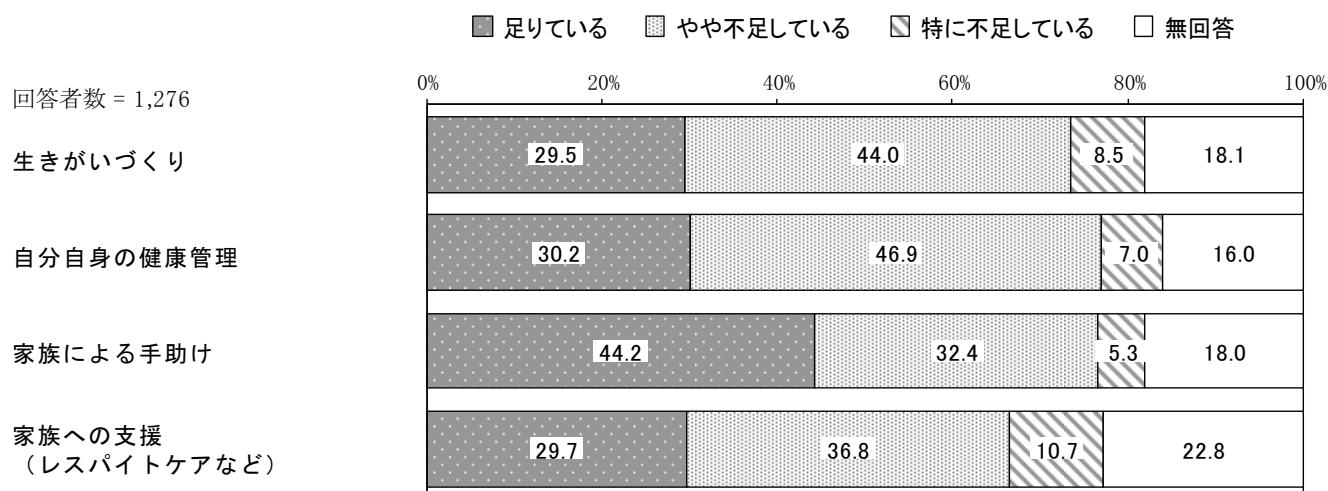
【自分自身や家族のことについての必要度】

『自分自身の健康管理』で「特に必要である」の割合が高くなっています。



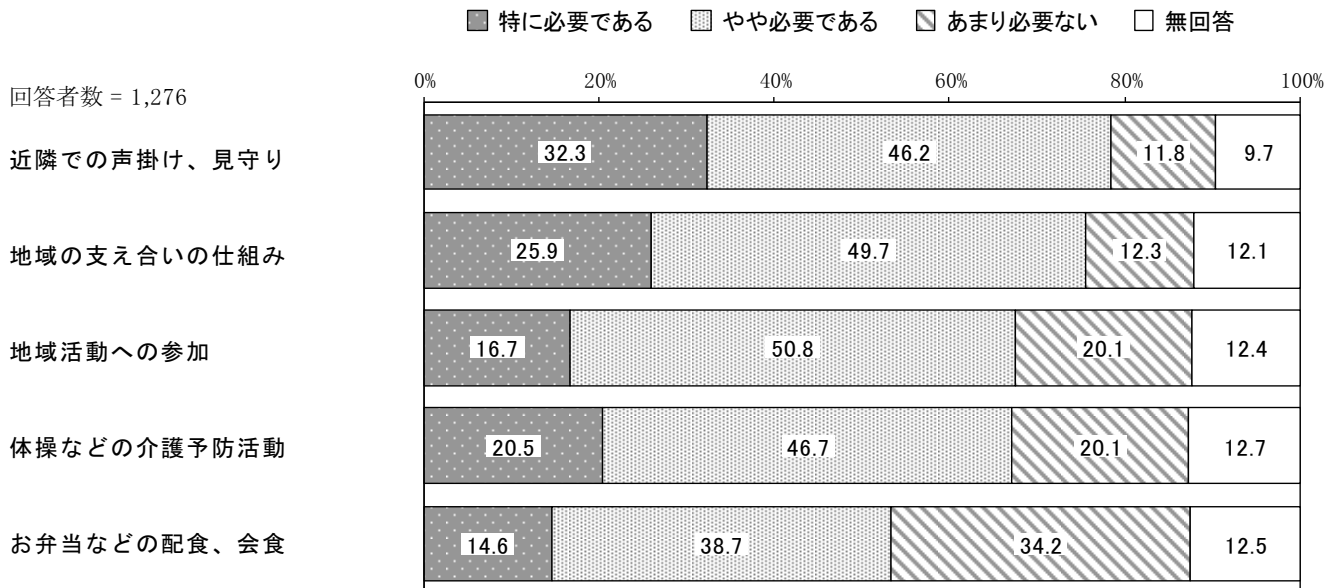
【自分自身や家族のことについての充足度】

『家族への支援 (レスパイトケアなど)』で「特に不足している」の割合が高くなっています。



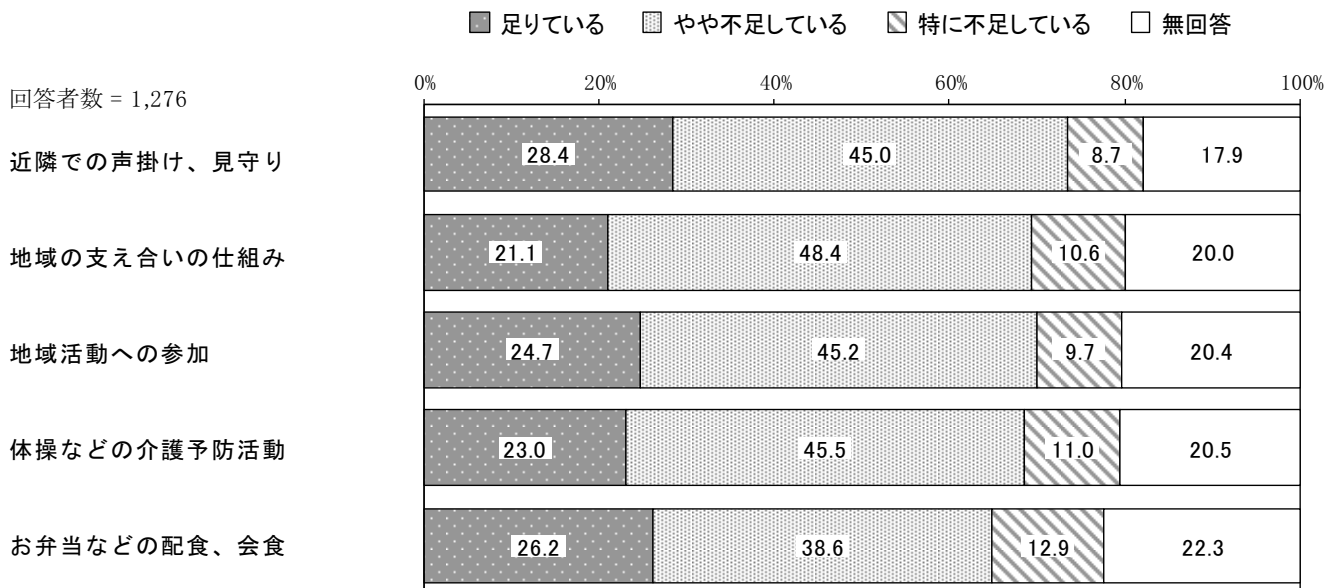
【地域との関わりについての必要度】

『近隣での声掛け、見守り』で「特に必要である」の割合が高くなっています。



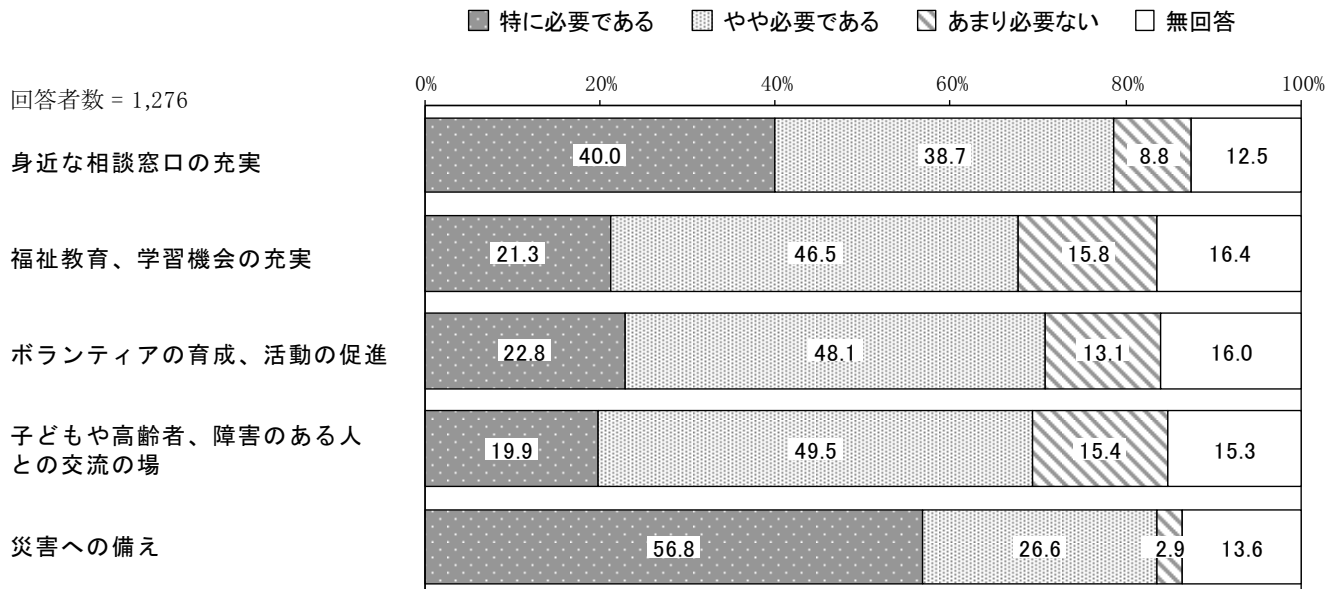
【地域との関わりについての充足度】

『地域の支え合いの仕組み』で「やや不足している」と「特に不足している」を合わせた割合が高くなっています。



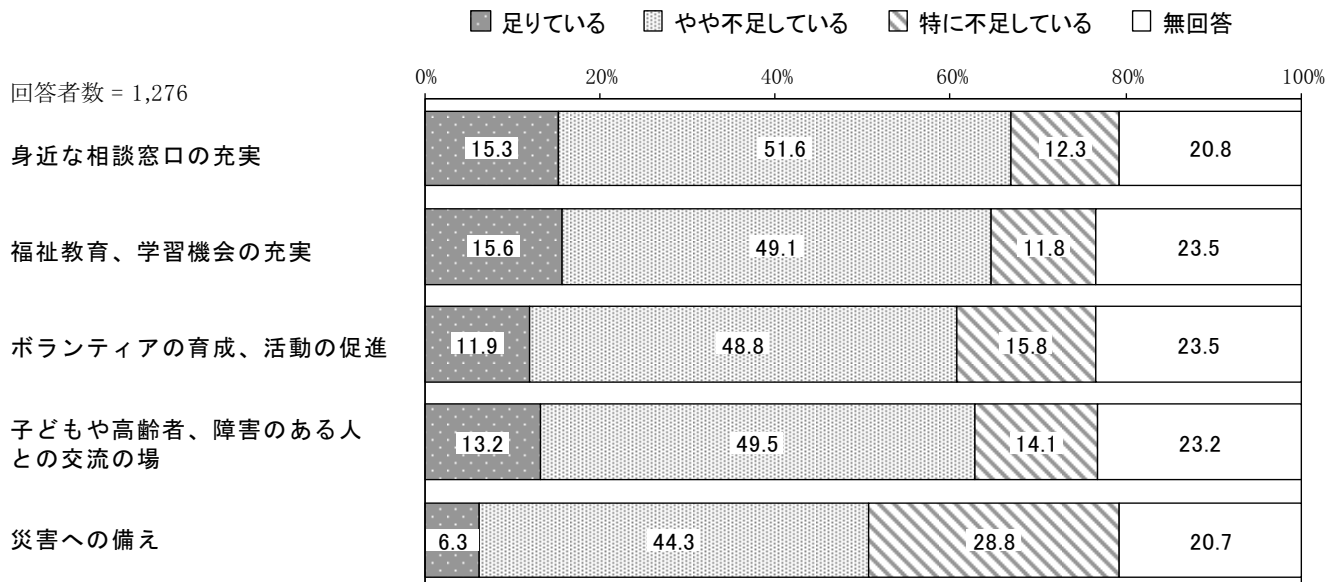
【その他の必要度】

『災害への備え』で「特に必要である」の割合が高くなっています。



【その他の充足度】

『災害への備え』で「特に不足している」の割合が高くなっています。



対象	番号	相談支援機関	所在地	電話番号
子どもから 高齢者まで	1	中央保健センター	坂田町 3 番地	079-289-1654
	2	南保健センター	飾磨区細江 2655 番地	079-235-0320
	3	西保健センター	広畑区正門通三丁目 2 番地 2	079-236-1473
	4	中央保健センター北分室	砥堀 428 番地	079-265-3075
	5	中央保健センター安富分室	安富町安志 1151 番地	0790-66-2921
	6	南保健センター家島分室	家島町宮 2169 番地	079-325-1428
	7	中央保健福祉サービスセンター	坂田町 3 番地	079-289-1654
	8	網干保健福祉サービスセンター	網干区垣内中町 119 番地	079-272-6930
	9	飾磨保健福祉サービスセンター	飾磨区英賀清水町一丁目 5 番地 1	079-238-6033
	10	家島保健福祉サービスセンター	家島町宮 2169 番地	079-325-1428
	11	北保健福祉サービスセンター	砥堀 428 番地	079-265-3075
	12	東保健福祉サービスセンター	御国野町御着 283 番地 15	079-252-8000
	13	広畑保健福祉サービスセンター	広畑区正門通三丁目 2 番地 2	079-236-1473
	14	夢前保健福祉サービスセンター	夢前町前之庄 2160 番地	079-336-4111
	15	香寺保健福祉サービスセンター	香寺町中屋 14 番地	079-232-6444
	16	安富保健福祉サービスセンター	安富町安志 1151 番地	0790-66-2921
	17	灘保健福祉サービスセンター	白浜町宇佐崎中二丁目 520 番地	079-247-3701
	18	西保健福祉サービスセンター	飾西 728 番地 5	079-267-3700
高齢者	19	基幹型地域包括支援センター	安田三丁目 1 番地 総合福祉会館 2 階	079-221-2451
	20	城乾・東光地域包括支援センター	坂田町 3 番地	079-289-1703
	21	飾磨地域包括支援センター	飾磨区細江 2655 番地	079-231-4302
	22	広畑地域包括支援センター	広畑区正門通三丁目 2 番地 2	079-236-8114
	23	北地域包括支援センター	砥堀 428 番地	079-264-6153
	24	白鷺・琴陵地域包括支援センター	西二階町 85 番地	079-221-8600
	25	山陽地域包括支援センター	飯田 777 番地	079-283-1511
	26	高岡地域包括支援センター	西今宿五丁目 5 番 30 号	079-298-2226
	27	安室地域包括支援センター	御立中四丁目 13 番 16 号	079-291-5757
	28	花田・城山地域包括支援センター	花田町加納原田 155 番地	079-253-8178
	29	四郷・東地域包括支援センター	御国野町御着 283 番地 15	079-252-8009

対象	番号	相談支援機関	所在地	電話番号
高齢者	30	書写・林田地域包括支援センター	打越 1075 番地 1	079-266-5885
	31	大白書地域包括支援センター	飾西 728 番地 5	079-267-3929
	32	灘地域包括支援センター	白浜町宇佐崎中二丁目 520 番地	079-247-3355
	33	大的地域包括支援センター	大塩町 2211 番地 5	079-254-3811
	34	飾磨西地域包括支援センター	飾磨区英賀清水町一丁目 5 番地 1	079-240-6528
	35	大津地域包括支援センター	大津区大津町一丁目 31 番地 111	079-236-3170
	36	朝日地域包括支援センター	勝原区下太田 573 番地	079-273-1610
	37	網干地域包括支援センター	網干区垣内中町 119 番 地	079-272-6936
	38	増位・広嶺地域包括支援センター	西中島 395 番地 1	079-225-6766
	39	香寺地域包括支援センター	香寺町中屋 14 番地	079-232-3337
	40	夢前地域包括支援センター	夢前町前之庄 2160 番地	079-336-3711
	41	安富地域包括支援センター	安富町安志 1151 番地	0790-66-4357
42	家島地域包括支援センター	家島町宮 2169 番地	079-325-0780	
障害のある人	43	基幹相談支援センター	安田三丁目 1 番地 総合福祉会館 2 階	079-260-8507
	44	地域相談窓口 (北部ひめりんく)	香寺町土師 365 番地 1	079-265-0202
	45	地域相談窓口 (西部ひめりんく)	西今宿五丁目 3 番 8 号	079-295-0106
	46	地域相談窓口 (東部ひめりんく)	坊主町 47 番地	079-289-5013
	47	地域相談窓口 (中央ひめりんく)	安田三丁目 1 番地 総合福祉会館 2 階	079-240-6717
	48	地域相談窓口 (南西部ひめりんく)	広畑区東夢前台 4 丁目 131 番地	079-280-6150
認知症等により 判断能力が十分 でない人	49	成年後見支援センター	安田三丁目 1 番地 総合福祉会館 2 階	079-262-9000
子育て家庭	50	こども家庭総合支援室	安田三丁目 1 番地 総合福祉会館 3 階	079-221-2066/ 2944
	51	中央子育て世代包括支援センター	坂田町 3 番地 中央保健センター内	079-289-1654
	52	南子育て世代包括支援センター	飾磨区細江 2655 番地 南保健センター内	079-235-0320
	53	西子育て世代包括支援センター	広畑区正門通三丁目 2 番 地 2 西保健センター内	079-236-1473
	54	北子育て世代包括支援センター	砥堀 428 番地 中央保健センター北分室内	079-265-3075
	55	子育て情報相談室	市之郷 1006 番地 8 すこやかセンター3 階	079-223-5640
困りごとの ある人 (生活に困窮した人)	56	くらしと仕事の相談窓口	安田三丁目 1 番地 総合福祉会館 2 階	079-280-2301
どこに相談した らいいか 分からない人	57	総合福祉会館 福祉つながる窓口	安田三丁目 1 番地 総合福祉会館 2 階	079-221-2303

5 用語解説

用語	説明
あ行	
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援関係機関などが働きかけて情報・支援を届けること。
一時生活支援	生活困窮者自立支援法に基づき行われる支援事業の一つ。住居を持たない人や不安定な住居形態にある人を対象に、一定期間、宿泊場所と衣食の提供を行う。
SNS	Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。
インクルージョン	包摂（包摂した）、包括（包括した）、包含（包含した）という意味。
NPO	Non Profit Organization（ノンプロフィットオーガナイゼーション）の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。このうち、NPO法人とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人の一般的総称。
か行	
学習支援	生活困窮者自立支援法に基づき行われる支援事業の一つ。生活困窮者世帯の子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、進学に関する支援等を行う。
家計改善支援	生活困窮者自立支援法に基づき行われる支援事業の一つ。家計の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者自身が家計を管理できるよう支援計画の作成、関係機関へのつなぎ等を行う。
基幹型地域包括支援センター	各地域包括支援センターの後方支援を担う、市直営の地域包括支援センター。個別の担当圏域を持たず、各地域包括支援センターに対する技術的支援や、センター間の総合調整等を行うことで、地域の最前線に立つ各地域包括支援センターの機能強化を図る。
基幹相談支援センター	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施する。
共生型サービス	高齢者と障害者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに「共生型サービス」を位置づけ、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくする制度。
権利擁護	自ら判断することが困難な人に対して、本人に代わって権利を主張したり、権利の救済のための制度につなげたり、権利を獲得するために情報を提供するなどして、その人自身が自ら判断できるよう支援すること。

用語	説明
くらしと仕事の相談窓口	生活困窮者の相談に応じ、対象者にあった支援計画を作成し、必要な支援の提供につなげる。また、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組む。
子育て世代包括支援センター	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目ない支援を提供する。
子育て情報相談室	就学前の子どもを子育て中の保護者に対し、相談や情報提供、子育てに関する体験学習やひろばの開設等の子育て支援を実施する。
こども家庭総合支援室	子育てに関する相談をはじめ、児童虐待の予防から自立支援までの継続的な支援等、すべての子どもとその家庭等を対象とした総合的な相談・支援の拠点。
コミュニティ	居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。
コミュニティソーシャルワーカー	地域において、社会的に孤立している人や生活上の困難を抱えている人等を援助し、地域住民と一緒に解決を目指すため、関係機関等との連携、調整、支援などを行う職種。
コミュニティビジネス	地域のさまざまな課題について、住民が主体となって、地域資源を活かしながら、有償ボランティアを含むビジネスの手法で解決に取り組むもの。

さ行

災害時要援護者地域支援協議会	姫路市において、災害時要援護者対策を進めるために、各地域において自主防災会を中心に設立された組織。自主防災会のほか、民生委員・児童委員、消防団、社協支部等により構成され、災害時要援護者の把握や、地域の実情に応じた支援体制づくりに取り組む。
支援関係機関	地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関。
市民後見人	判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民が後見業務の担い手となり、身近な立場で支援していく専門職や親族以外の後見人。
就労準備支援	生活困窮者自立支援法に基づき行われる支援事業の一つ。直ちに就労が困難な人を対象に、6ヶ月から1年の間、一般就労に向けた基礎能力を養いながら支援や就労機会の提供を行う。
準基幹地域包括支援センター	地域包括支援センター間の連絡調整や、地域関係機関との連携体制を強化しコーディネートする役割を担う地域包括支援センター。地域包括支援センターに配置する職員に加え、地域担当職員を配置している。
相談支援機関	地域福祉課題を抱える人の相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援等を行う機関。
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない組織で、社会福祉法に基づき設置されている。姫路市社会福祉協議会では、住民の福祉ニーズに対応したサービスの提供と日常生活の支援を行うことにより、すべての住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる福祉社会を目指している。

用語	説明
社協支部	姫路市社会福祉協議会において、地域の住民によって地域に必要な福祉を考え、解決し、地域の一人ひとりが安心して暮らしやすい福祉のまちづくりを推進するための組織。概ね小学校区ごとに自治会、婦人会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会等の各種団体で組織されており、市内71の支部において、地域の特性を活かしながら、地域内の福祉課題、ニーズに対して主体的・自発的に取り組んでいる。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習等さまざまな面で支援する制度。
成年後見支援センター	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分ではない人に対し、成年後見制度の相談や利用促進、後見活動への支援等を行う。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分ではない人に対し、財産の管理・身上監護等本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。
総合福祉会館	姫路市の地域福祉の中核的拠点として、福祉に関する支援を必要とする人への相談支援を行うとともに、地域福祉を支える担い手の交流及び連携を推進し市民の福祉の向上を図るための施設。

た行

第三者評価	利用者等への情報提供を行うとともにサービスの質の向上を図るため、事業者や利用者でない第三者によりサービスの評価を行うこと。
ダブルケア	狭義では、子育てと親の介護を同時期に担う状態。広義では、家族や親族など親密な関係において、ケアが複合化・多重化した状態。
団塊の世代	昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までのいわゆる「第1次ベビーブーム」に生まれた世代。
団塊ジュニア世代	昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）までのいわゆる「第2次ベビーブーム」に生まれた世代。
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業。
地域生活課題	地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育にかかる課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。
地域相談窓口	地域ごとに設置している窓口であり、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援等を行う。相談支援専門員が配置されている。

用語	説明
地域ケア会議	地域の住民・団体や専門的視点を有する多職種による会議。個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策の形成の五つの機能を有する。
地域団体	自治会をはじめ、婦人会、老人クラブ、自主防災会など、地域を基盤とする団体。
地域包括ケアシステム	ニーズに応じた住まいが提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域の体制をいう。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーを置く介護保険法に規定された機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務とする。
地域見守りネットワーク事業	行政・団体・民間事業者・地域住民などが連携して、地域の高齢者・障害者等を日常生活の中で見守り、何か異変に気付いた場合に市に連絡をいただき、必要な支援につなげていくための事業。
地方再犯防止推進計画	国の再犯防止推進計画を勘案して、都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画。

な行

日常生活自立支援事業	都道府県の社会福祉協議会を実施主体に、認知症高齢者、知的障害・精神障害のある人等、判断能力が十分でない人に対し、自立した地域生活が送れるよう利用者との契約に基づき、介護保険を含むさまざまなサービスの利用や日常的な金銭管理、見守りなどの支援を行う事業。
認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業	認知症高齢者が行方不明になった場合に居場所を検索するシステムの初期費用をその家族に助成する。また、認知症の高齢者等の行方不明情報を一斉メール送信により協力機関へ周知することで、早期発見につなげる事業。
2025年問題	第1次ベビーブームの時に生まれたいわゆる“団塊の世代”が後期高齢者（75歳）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される問題。
2040年問題	第2次ベビーブームの時に生まれたいわゆる“団塊ジュニア世代”が高齢者となり、高齢者人口がピークを迎えると同時に85歳以上人口が高齢者人口の3割近くになることで「高齢世代の高齢化」が進む。その一方で生産年齢人口は既に減少傾向に入っていることから、現役世代の負担の急増が懸念される問題。

は行

8050問題	高齢の親とその親に依存している中高年の子どもが抱える、経済的困窮や社会的孤立といった問題。80歳代の親と50歳代の子どもの世帯の事例が多いことから「8050問題」といわれている。
--------	---

用語	説明
パブリック・コメント 手続	行政が施策に関する計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報を考慮して意思決定を行うとともに意見等に対する行政の考え方を公表する一連の手続き。
ひきこもり状態	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流や買い物以外の外出がほとんどない状態が、6か月以上続いていること（重度の障害や重度の疾病で外出できない方を除く）。
避難行動要支援者名簿	災害時に自ら避難することが困難であって、避難の確保に支援を要する人を記載した名簿。
ひめじ健康プラン (姫路市保健計画)	健康増進法に基づき、姫路市における市民主体の健康づくりの推進と地域保健医療施策の充実のため、生涯を通じたライフステージごとの保健医療対策に関する取り組みを示した計画。
姫路市医療介護連携会議	姫路市医師会及び医療関係者、福祉関係者、行政関係者、その他医療と介護の連携に関する者で構成し、姫路市における医療介護連携体制の構築に関する課題の抽出と、その対応策の検討を行う。
姫路市総合計画	総合的かつ計画的な行政運営を行うことを目的に、基本構想その他の行政分野全般に係る政策等に関する計画。
姫路市高齢者保健福祉 計画及び姫路市介護保 険事業計画	老人福祉法に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する取り組みを示した計画と、介護保険法に基づき、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する取り組みを示した計画を、一体的に策定した計画。
姫路市子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子育て支援法及び次世代育成支対策推進法に基づき、姫路市における教育・保育の提供体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する取り組みを示した計画。
姫路市在宅医療・介護 連携支援センター	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が住み慣れた地域で自分らしく暮らしを続けることができるよう、医療と介護を一体的に受けることができる体制づくりを目指し、医療・介護関係者からの相談に対する受付、連携調整、情報提供等を行う。
姫路市社会福祉協議会 地域福祉推進計画	地域福祉推進の理念や目標、活動の方向性、活動内容、視点等を明らかにし、姫路市社協の活動及び地域住民や社協支部等との連携・協働による福祉活動を推進していくための具体的な計画
姫路市障害福祉推進計 画	姫路市において、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「市町村障害者福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定した計画。
兵庫県地域福祉支援計 画	兵庫県の総合福祉ビジョンである「少子高齢社会福祉ビジョン」等の基本計画のもと、全県的な地域福祉の向上を目指し、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の各分野において、取り組むべき共通事項等を示す実施計画。

用 語	説 明
福祉つながる窓口	総合福祉会館*内に設置された、どこに相談したらよいか分からない人のための相談窓口。
副次的な学籍	特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が、居住地の小・中学校等に置く副次的な学籍により、組織的に居住地とのつながりの維持・継続を図る仕組み。
福祉避難所	災害時に、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害のある人等が安心して避難生活を送ることができるよう、指定避難所での避難生活が長期化する恐れがあるときに開設する二次的避難所。
保健センター	高い専門性を必要とする保健サービスを実施し、市民の健康づくりに寄与するため、市民の日常生活に密着した対人保健サービスを実施し、市民の健康づくりに寄与するため、姫路市が設置している施設。
保健福祉サービスセンター	保健と福祉の連携を図り、市民に身近な保健サービスと福祉サービスを一元的に提供するため、姫路市が設置している施設。
や行	
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

姫路市地域福祉計画

令和3年（2021年）3月

■発行／姫路市 健康福祉局 保健福祉部 保健福祉政策課
〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
TEL (079)221-2455 FAX (079)221-2489

